

1 総 則

1-5 大槌町防災会議

1-5-1 大槌町防災会議条例

昭和38年10月1日
条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、大槌町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

一部改正〔平成12年条例20号〕

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大槌町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画を審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

一部改正〔平成23年条例4号・25年20号〕

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 5人以内
 - (2) 町の区域を警備区域とする自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者 2人以内
 - (3) 岩手県知事部局内の職員のうちから町長が任命する者 3人以内
 - (4) 岩手県警察官のうちから町長が任命する者 2人以内
 - (5) 釜石・大槌地区行政事務組合の消防職員のうちから町長が任命する者 2人以内
 - (6) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 12人以内
 - (7) 教育長及び教育次長
 - (8) 消防団長
 - (9) 指定公共機関の職員のうちから町長が任命する者 5人以内
 - (10) 指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 5人以内
 - (11) 公共的団体の職員及び防災上重要な施設の管理者のうちから町長が任命する者 6人以内
 - (12) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 3人以内
 - (13) その他町長が必要と認める者
- 6 前項の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成8年条例20号・10年2号・18年4号・25年20号〕

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月22日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月22日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年12月18日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月16日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する大槌町火災予防条例の罰則の適用については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成12年3月13日条例第20号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月9日条例第4号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月10日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月19日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-5-2 大槌町防災会議運営規程

大槌町防災会議運営規程

昭和44年4月1日

訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は大槌町防災会議条例（昭和38年条例第13号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、大槌町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(防災会議)

第2条 防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

2 防災会議は、会長（会長に事故があるときは、その指名する委員）及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第3条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

1-7 大槌町の概況

1-7-1 災害記録

(1) 火災（大規模なものに限る）

(1/2)

番号	年	代	記 録
1	1741	寛保元	正月 1 日八日町舩屋理兵衛宅より出火大火となる。八日町49軒、向川原7軒、四日町2軒焼ける。右の火付犯人付長七は引き廻しの上大槌川原で磔となる。火災後代官戸来源左衛門出張して四日町、八日町両町の街路に防火用中堰を完成する。（梅莊見聞録）
2	1761	宝暦11	正月15日、八日町舩屋理兵衛宅より出火38軒類焼、飛火で江岸寺を全焼。
3	1786	天明 6	3 月 9 日夜、大念寺自火により全焼する。（東梅社見聞録）
4	1799	寛政11	11月16日夜、八日町大常陸屋長三郎厩より出火、70戸類焼する。（梅莊見聞録）
5	1803	享和 3	甲子村大松より大槌まで又両石、白浜にも山火事あり大騒。
6	1816	文化13	5 月26日巳刻（午前10時頃）安渡弥助より出火大火となる。表軒23軒、表通り21軒焼失、潰家 3 軒、戸数にして72戸類焼。
7	1825	文政 8	3 月18日夜、江岸寺小屋より出火、庫裏へ類焼のところ、数百人集まり、大事に至らず消し止めた。
8	1829	文政12	2 月28日夜向川原水上屋万右エ門飴釜より出火、計183軒類焼する。
9	1836	天保 7	12月18日夜五つ時向川原高田屋嘉八裏の厩より出火、9 軒類焼する。
10	1841	天保12	12月 4 日夜四つ時釜石村門前の丑松宅より出火、140軒焼失。
11	1842	天保13	9 月22日釜石村只越新屋敷より出火、大火となり120軒焼失。
12	1852	嘉永 5	12月10日向川原長九郎分家菊松の厩より出火あり。（江岸寺年表）
13	1876	明治 9	3 月 1 日尾形十蔵宅より出火、大火となり300軒余焼失する。
14	1909	明治42	12月22日夜 6 時向川原大森一郎方より出火、311戸焼失。10時鎮火する。
15	1914	大正 3	5 月向川原に火災あり。21戸全焼、2 戸半焼する。
16	1946	昭和21	12月28日午後11時50分頃向川原浜崎仙吉方より出火、北西の風瞬間風速20メートルにあおられ、住宅85戸、471名罹災、翌午前 1 時鎮火。
17	1950	昭和25	12月14日午前 2 時50分岩手県立大槌高校（四日町役場裏旧青年学校）より出火、校舎 2 棟、役場附属建物1棟、農業倉庫全焼。
18	1953	昭和28	11月21日午前 3 時四日町大槌町役場より出火、役場庁舎、大槌小学校、大槌保育所全焼。損害額 7 千万円。

番号	年 代		記 録
19	1967	昭和42	辺津ヶ沢山林大火災 2 日間燃える。約1143ha、損害額1,515万円。
20	1968	昭和43	3 月 6 日深夜、三枚堂の山林から出火、峰伝いに町方の山に延焼、一時避難命令が出される。約77ha、損害額5,500万円。
21	1971	昭和46	5 月12日13時55分、祝田山林火災、約38.2ha、損害額3,200万円。
22	1972	昭和47	3 月18日午後4時10分新町住宅火災（原因は寝たばこによる） 焼死者 1 名
23	1976	昭和51	1 月13日午前1時30分、栄町、白銀清所有アパート火災 焼死者 3 名
24	1983	昭和58	4 月27日桜木町裏山山林火災 15時23分桜木町裏山山林より出火、強風注意報、異常乾燥注意報（継続）発令中、折からの突風により各所へ飛び火。 軽傷 1 人、住家被害 1 万円、農業施設被害 1 万円、林業関係被害110.91ha、36,082万円、学校被害 3 万円、総被害額36,087万円。
25	1986	昭和61	1 月12日午後 2 時頃、大町住宅火災（原因 子供の火遊び） 焼死者 1 名
26	1992	平成 4	3 月 1 日午後 9 時 4 分 赤浜住宅火災 焼死者 1 名
27	1993	平成 5	1 月28日19時39分頃 赤浜住宅火災 焼死者 1 名
28	2001	平成13	5 月19日19時、飛内山国有林火災約24ha焼失

(2) 大雨・洪水

(1/3)

番号	年	代	記 録
1	1247	宝治元	白鬚の大洪水県内被害甚大。（奥々風土記、邦内郷村誌）
2	1637	寛永14	6月23日より4日間大雨洪水となる。（気仙年表）
3	1653	承応2	諸国洪水。（遠野年表）
4	1683	天和3	3月21日大雨洪水となったが、11月21日より北風烈しく又古今に覚えぬ大風雨となり浦々大分破損の家を出す。（古今代伝記）
5	1707	宝永4	此の年5月、8月、9月洪水3回あり。（官職記）
6	1860	万延元	5月12日、6月10日とも雨月洪水。（釜石年表）
7	1948	昭和23	9月16日、アイオン台風の襲来に伴い、豪雨230mm、大槌川、小槌川増水、午後11時30分大石堤防並びに安渡橋左岸堤防決壊し、松の下、向川原、大須賀全戸床上浸水死傷者なし。
8	1965	昭和40	台風17号による豪雨のため約300戸床下浸水。
9	1972	昭和47	9月17日台風20号に伴う豪雨のため、大槌、小槌両川の13橋流失と30ヵ所に及ぶ堤防決壊
10	1979	昭和54	3月31日低気圧による暴風雨、波浪、最大風速35m記録 死者1名、軽傷者2名、住宅・倉庫の半壊、一部破損等被害あり
11	1979	昭和54	10月19日台風20号による暴風雨。 軽傷4人 家屋 住家一部破損1棟 50万円 床上浸水 101棟 352人、床下浸水 505棟 1,639人、倉庫等57棟 1,286万円 農業被害 農地 1,700万円 農業用施設 12,150万円 農作物被害 2,669万円 林道 8,000万円 総被害額 25,855万円
12	1980	昭和55	8月28日大雨、洪水。大槌川 80cm 小槌川 160cm 総雨量 228mm 国道45号線 吉里吉里3丁目地内で土砂崩れ
13	1981	昭和56	8月23日台風15号による暴風雨。 家屋 住家一部破損1棟10万円 床上浸水4棟13人 床下浸水87棟 312人 非住家30棟92万円 農業関係被害 62,060万円 土木関係被害 58,550万円 水産関係被害 2,493万円 総被害額 123,205万円
14	1981	昭和56	9月27日低気圧による大雨、洪水。 家屋 住家一部破損20棟 48人 20万円 床下浸水 176棟 605人53万円 非住家20棟80万円 農業関係被害 田畑の冠水等 7.63ha 42万円 頭首工 2カ所 2,800万円 その他30万円 総被害額 3,025万円

番号	年	代	記 録
15	1982	昭和57	4月16日低気圧による大雨、洪水。雨量 175mm 最大雨量 350mm (新山) 家屋 住家床上浸水 2棟 5人 6万円 床下浸水59棟213人 59万円 一部破損 2棟 8人 90万円 農業関係被害 田の冠水 21ha 2,378 万円 土木関係被害 町道 道路決壊15ヶ所 8,840万円 総被害額 11,373万円
16	1982	昭和57	8月30日大雨、洪水。 家屋 住家床上浸水22棟56人 22 万円 床下浸水 253棟 989人 76万円 住家以外の建物 139棟31万円 農業関係被害 田畑 146.22ha 農道林道等25ヶ所 6,240万円 土木関係被害 土木施設被害21ヶ所 4,183万円 その他の被害 134万円 総被害額 10,686万円
17	1982	昭和57	9月12日台風18号 雨量 107mm (12日102.5 mm、13日4.5 mm) 最大雨量 145mm (新山) 家屋 住家床上浸水47棟 177人 住家以外の建物 7棟 (床下 2, 床上 5) 農業関係被害 農作物2.22 ha 481万円 土木関係被害 護岸決壊 2箇所 250万円 橋梁決壊 1箇所 200万円 総被害額 931万円
18	1983	昭和58	7月5日から7月6日低気圧による大雨。 土木関係被害 道路 21,800千円 総被害額 21,800 千円
19	1983	昭和58	8月19日台風5号による大雨。 家屋 非住家1棟 床上浸水 土木関係被害 河川 14,200千円 道路 85,400千円 総被害額 99,600千円
20	1984	昭和59	4月20日低気圧による大雨・洪水。 農業関係被害 共同利用施設8棟 740千円 土木関係被害 道路 26,900千円 総被害額 27,640千円
21	1985	昭和60	6月30日から7月1日台風6号による大雨・強風 土木関係被害 道路 28,600千円 総被害額 28,600千円
22	1986	昭和61	8月5日台風10号による大雨。 家屋 住家一部破損1棟 1,200千円 床上浸水5棟 30千円、床下浸水 154棟 154千円 農業被害 農業用施設 20,000 千円 農作物被害 643千円 林業施設 2,000千円 森林 939千円 土木被害 河川 444,100 千円 道路 96,000千円 商工関係被害 8,650 千円 総被害額 573,716千円

番号	年	代	記 録
23	1988	昭和63	8月29日から30日低気圧による大雨 土木関係被害 道路 155,250千円 総被害額 155,250千円
24	1989	平成元	8月27日から30日台風17号による大雨 農業被害 農作物被害 3,008千円 土木被害 道路 32,425千円 総被害額 35,433千円
25	1990	平成2	11月4日から5日低気圧による大雨 家屋 床下浸水 20棟 農業被害 農業用施設 10,900千円 農地 126,064千円 土木被害 河川・道路 140,300千円 総被害額 277,264千円
26	1990	平成2	11月30日から12月1日台風28号による大雨 家屋 一部破損 1棟 床上浸水 1棟、床下浸水 85棟 非住家 7棟 林業被害 林道 2,000千円 土木被害 道路 2,000千円 総被害額 4,000千円
27	1991	平成3	9月19日から20日台風18号による大雨。 土木被害 河川 7,700千円 道路 36,000千円 総被害額 43,700千円
28	1993	平成5	6月3日から4日大雨・洪水。 農業関係被害 農業用施設 4,000千円 農地 10,000千円 土木関係被害 河川 6,200千円 道路 86,000千円 総被害額 106,20千円
29	1994	平成6	9月15日から16日秋雨前線による大雨 家屋 床上浸水 4棟、床下浸水 65棟、非住家10棟 4,484千円 農業関係被害 農地 6,000千円、水路 38,000千円、農道 18,000千円 農業用施設 5,000千円 農作物 12,000千円 林業施設 林道 25,000千円 土木関係被害 河川 62,400千円 道路 98,200千円 総被害額 269,084千円
30	1994	平成6	9月30日台風26号による大雨 家屋 床上浸水 4棟、床下浸水 54棟、非住家 26棟 3,905千円 農業関係被害 農地 5,200千円、水路 2,000千円、農道 8,300千円 農業用施設 29,600千円 林業施設 林道 81,400千円 土木関係被害 河川 27,400千円 道路 52,400千円 総被害額 210,205千円

31	2018	平成30	8月29日から8月31日台風10号による大雨 住宅・仮設住宅被害 床上浸水 29世帯 床下浸水38世帯 自宅周辺被害 4件 庁舎等被害 車両 2件 <u>1,056千円</u> 商工・観光施設被害 商工施設 9件 <u>7,850千円</u> 床上浸水 7件 その他 2件 (機械器具等) 農林水産業施設被害 農林 32箇所 <u>355,000千円</u> (概算) ※農林被害調査率85% 農地 (田) 12箇所 2.4ha 30,000千円 頭首工9箇所 301,000千円 水路 10箇所 <u>19,000千円</u> 道路 1箇所 <u>5,000千円</u> 水産 27件 <u>32,237千円</u> 公共土木施設被害 24件 <u>238,600千円</u> 総被害額 <u>658,743千円</u>
----	------	------	--

(3) 地震・津波

(1/2)

番号	年	代	記 録
1	1614	慶長19	10月28日午後2時頃、三陸大津波溺死の人3,000人（陸中沿岸史）
2	1616	元和2	10月28日八日町市日に津波、古明神まで侵入する。（古城、官職記）
3	1677	延宝5	3月12日夜大地震で大汐寄せその月中騒動する。（古今代伝記官職記）
4	1703	元禄16	11月22日午後10時ころ大地震あり、大騒ぎする。
5	1751	宝暦元	5月2日昼2時頃大汐7度小汐5度（津波）あり暮6時頃汐が引く人畜に被害はなかったが四日町、八日町、向川原海のごとくと見える。（これに地震の記録はないが、中央気象台の調査の結果5月2日（大陰暦）太陽暦になおしてみれば、前日現在のチリに地震津波の記録あり。昭和35年5月24日のチリ地震津波と同じか）
6	1774	安永3	5月3日、津波大地震地割れあり。（宮古、遠野年表）
7	1793	寛政5	1月7日正午頃大地震3回、大津波となり、蓬萊島の上を越し大槌町内裏通り垣根まで浪押す。その後も毎日2、3回地震があり、浪も7日程押し、海岸の者山に移る。大槌浦船3艘行方不明、2艘破損。安渡海手の家少なからず破損。
8	1856	安政3	7月23日中津波家屋流失大槌の被害不明（宮古年表）
9	1896	明治29	6月15日（旧5月5日）午後8時20分津波あり総戸数1,172戸のうち526戸罹災、総人口7,027名のうち599名死亡
10	1931	昭和6	今晩県下一帯強震あり、下閉伊郡小国村及び上閉伊郡金沢村に亀裂断層を生じ、石垣崩壊木炭破壊その他被害あり。
11	1933	昭和8	3月3日未明大地震あり、死者39名、行方不明23名、住宅被害（倒壊225、流失397、床上浸水201、床下浸水122）地震規模M8.3
12	1960	昭和35	5月24日午前4時前後から三陸沿岸一帯に大津波あり 住家被害（全壊36、半壊187、流失44、床上浸水345）罹災者数6,542名 震源地チリ
13	1964	昭和39	3月28日12時44分、東北地方各地に顕著な遠地震が記録された。この地震の震央はアラスカ南方近海でこの地方の被害は地震津波の被害甚大であった。この地震に伴った大津波は地震発生後約7時間、28日19時40分東北地方太平洋岸に達し、4月1日まで2mから2mの津波を記録した。地震規模M8.2
14	1968	昭和43	5月16日午前9時40分十勝沖地震津波（1.5～3.5m）漁船、漁具、養殖施設等約3億円の被害
15	1978	昭和53	6月12日午後5時15分地震発生。震源地宮城県沖100km、深さ40km、M7.5。東北太平洋沿岸に津波警報発令（17時21分）最高潮位90cm

番号	年	代	記 録
16	2003	平成15	5月26日午後6時37分地震発生。 震源地宮城県沖20km 深さ60km M7.0 津波無し。 軽傷者1名 住家一部損壊 57棟 7,270千円 非住家 26棟 3,900千円 農業施設等被害 3,000千円 林業施設被害 2,100千円 漁業関係被害 30,500千円 土木被害3,000千円 学校被害605千円 医療施設被害 400千円 商工関係被害 340千円 被害総額51,115千円
17	2010	平成22	2月28日午後3時34分地震発生。 震源地南米チリ 深さ約35km M8.8 町潮位観測システム 1.45m観測 養殖施設 75,199千円 水産物 42,125千円 被害総額 117,324千円
18	2011	平成23	3月11日午後2時46分地震発生。 震源地宮城県沖 M9.0 深さ24km 死者853名 行方不明者431名(平成26年1月31日時点 関連死含む) 住家 全壊3,092棟 大規模半壊502棟 半壊123棟 一部損壊161棟(平成26年1月31日時点) 非住家 全壊18棟 大規模半壊2棟 半壊1棟(大槌町被災概要復興編 平成25年5月1日) 水産業被害 5,127,926千円 農業被害 610,000千円 林業被害 69,241千円 商工業被害 8,867,745千円 観光業被害 384,607千円 役場庁舎等被害 9,555,102千円 消防施設等被害 427,364千円 道路・海岸等被害 48,181,244千円 上水道施設被害 61,932千円 学校被害 3,044,796千円 社会教育施設被害 284,140千円 社会福祉施設被害 136,660千円 被害総額76,750,757千円(復興基本計画平成23年12月)

2 災害予防計画

2-2 地域防災活動活性化計画

2-2-1 自主防災組織の現状

(令和4年4月末現在)

No.	名 称	結成年月日	組織数(世帯)
1	源水自主防災会	H16.7	108
2	浪板地区自主防災会	H17.1	160
3	安渡町内会自主防災事業部	H17.5	200
4	吉里吉里若葉会町内会自主防災部	H17.5	164
5	赤浜自主防犯防災会	H20.2	247
6	沢山自主防災会	H21.4.1	242
7	大ヶ口団地自主防災会	H24.3	322
8	花輪田自治会	年月日不明	152
9	吉里吉里結和会防災事業部	H30.4	240
10	吉里吉里花道育成会自主防災部	H30.4	113
11	吉里吉里公民館自主防災部	H30.4	(吉里吉里全体)
12	吉里吉里越郷会総務防災部	H30.5	186
13	臼澤自治会自主防災部	H28.4	348
14	県営屋敷前アパート自治会防犯防災部	H28.6	118
計			2,600

(組織率49.1% 令和4年4月末世帯数 5,286世帯)

2-2-2 自主防災連絡会の現状

(令和2年3月末現在)

No.	名 称	No.	名 称
1	臼沢自治会	16	吉里吉里若葉会
2	桜木町自治会	17	大ヶロ一丁目町営住宅自治会
3	花輪田自治会	18	松の下町営住宅自治会
4	小枕地区自治会	19	県営屋敷前アパート自治会
5	源水自治会	20	小鎚三隣会
6	大ヶ口団地自治会	21	対間地区育成会
7	大ヶ口町内会	22	蕨打直地区振興会
8	枉内町内会	23	前段地区振興会
9	迫又町内会		
10	沢山町内会		
11	安渡町内会		
12	赤浜自治会		
13	花道育成会		
14	吉里吉里結和会		
15	吉里吉里越郷会		

2-6 通信確保計画

2-6-1 防災行政無線

名 称	数	備 考
親局設備	一式	中央公民館
中継局設備	一式	城山
固定系遠隔制御器	3 台	役場庁舎、大槌消防署、新おおつち漁協
移動系屋外拡声子局	6 3 局	
移動系制御器	一式	
移動系遠隔制御器	4 台	
陸上移動局（携帯型）	5 0 台	モトローラ社製無線機（MT P 8 5 0）

2-7 避難対策計画

2-7-1 指定緊急避難場所

(令和2年4月現在)

No.	施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類			指定避難所との重複
			洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、内水氾濫	地震、津波、高潮	大規模な火事	
1	桜木町裏山	桜木町14(裏山)	×	○	×	
2	小鎚神社裏山	上町2-16(裏山)	×	○	×	
3	中央公民館	小鎚32-126	○	○	×	
4	大念寺裏山	上町1-8(裏山)	×	○	×	
5	蓮乗寺裏山	末広町7-14	×	○	×	
6	小枕高台	小鎚28(小枕・伸松地区防集宅地)	×	○	×	
7	大槌稲荷神社(二渡神社)	安渡2-8-1	×	○	×	
8	大徳院	大槌26-24	×	○	×	
9	惣川高台	安渡3-13(高台)	×	○	×	
10	古学校高台	安渡3-8-11(林道安渡赤浜線方向)	×	○	×	
11	八幡神社境内	赤浜2-2	×	○	×	
12	3丁目高台	赤浜3	×	○	×	
13	吉里吉里学園小学部	吉里吉里2-4-1	○	○	○	○
14	吉里吉里学園中学部	吉里吉里1-125	○	×	○	○
15	吉里吉里地区体育館	吉里吉里1-1-1	○	○	×	○
16	天照御祖神社	吉里吉里3-2	○	○	×	
17	吉里吉里駅前広場	吉里吉里2-1	×	○	×	
18	集荷場裏山	吉里々々32地割地内(シニツクライン方面)	×	○	×	
19	花道児童公園	吉里吉里4-2	×	○	○	
20	門前(寺前)	吉里吉里4-4	○	○	×	
21	浪板交流促進センター	吉里々々11-25	○	○	○	○
22	源水裏山	大槌14-133	×	○	×	
23	大ケ口裏山	大槌11(林道城山2号線方面)	×	○	×	
24	迫又団地高台	大槌15(大槌郵便局から上る)	×	○	×	
25	生井沢裏山	小鎚26	×	○	×	
26	旧小鎚小学校	小鎚13-3	×	○	○	
27	桜木町児童公園	桜木町9	×	×	○	
28	大槌町役場庁舎	上町1-3	×	×	○	
29	大ケ口多目的集会所	大ケ口1-5-5	×	×	○	
30	大ケ口公園	大ケ口2-5	×	×	○	
31	かみよ稲穂館(渋梨分館)	大槌6-42	×	○	○	○
32	旧金沢小学校体育館	金沢29-19	○	○	○	○
33	小鎚地区多目的集会所	小鎚6-17-1	○	○	○	○
34	蕨打直集会所	小鎚15-35-7	×	○	×	○
35	大槌高等学校	大槌15-71-1	×	○	○	○
36	白澤鹿子踊伝承館	小鎚20-80	×	○	○	○
37	吉祥寺三光殿	吉里吉里4-4-7	○	○	○	○
38	金沢地区生活改善センター	金沢30-35-2	×	○	×	○
39	長井清流館(長井分館)	金沢33-23	×	○	○	○
40	大槌学園	大槌15-71-9	○	○	○	○
41	安渡分館・避難ホール	安渡2-11-1	×	○	○	○
42	赤浜分館・多目的ホール	赤浜2-2-35	×	○	○	○
43	三陸沿岸道路小鎚第2トンネル電気室管理用スペース	大槌第14地割	○	○	○	
44	桜木町三陸沿岸道路避難スペース	桜木町9	×	○	×	

※ 復興の状況に合わせて、随時見直しを図ること。

2-7-2 指定避難所

(令和2年4月現在)

No.	施設名	所在地	対象とする異常な現象の種類			指定緊急避難場所との重複
			洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、内水氾濫	地震、津波、高潮	大規模な火事	
1	小槌地区多目的集会所	小槌6-17-1	○	○	○	○
2	蕨打直集会所	小槌15-35-7	×	○	×	○
3	大槌高等学校	大槌15-71-1	×	○	○	○
4	城山公園体育館	小槌32-126	○	○	×	
5	臼澤鹿子踊伝承館	小槌20-80	×	○	○	○
6	吉里吉里学園小学部	吉里吉里2-4-1	○	○	○	○
7	吉里吉里学園中学部	吉里吉里1-125	○	×	○	○
8	吉里吉里地区体育館	吉里吉里1-1-1	○	○	×	○
9	吉祥寺三光殿	吉里吉里4-4-7	○	○	○	○
10	浪板交流促進センター	吉里々々11-25	○	○	○	○
11	かみよ稲穂館(渋梨分館)	大槌6-42	×	○	○	○
12	旧金沢小学校体育館	金沢29-19	○	○	○	○
13	金沢地区生活改善センター	金沢30-35-2	×	○	×	○
14	長井清流館(長井分館)	金沢33-23	×	○	○	○
15	大槌学園	大槌15-71-9	○	○	○	○
16	安渡分館・避難ホール	安渡2-11-1	×	○	○	○
17	赤浜分館・多目的ホール	赤浜2-2-35	×	○	○	○

※ 災害の態様により、指定避難所に収容することが困難又は不可能な場合は、適宜避難所を選定し、速やかに地域住民に広報するものとする。

※ 復興の状況に合わせて、随時見直しを図ること。

2-7-3 福祉避難所（二次避難所）

(令和3年4月現在)

No.	施設名	所在地
1	介護老人保健施設ケアプラザおおつち	小槌14-82-1
2	グループホーム城山の杜	大槌15-5-1
3	吉里吉里保育園	吉里吉里21-60-8
4	大槌町ディサービスセンターはまぎく	小槌23-86-4
5	小規模多機能型居宅介護事業所ほっとおおつち	大槌12-71-2
6	障がい者支援施設四季の郷	小槌16-18-1
7	特別養護老人ホーム三陸園	吉里吉里32-18-25
8	特別養護老人ホームらふたあヒルズ	吉里吉里2921-57
9	幼保連携型認定こども園つつみこども園	吉里吉里2-2-3
10	まごころ就労支援センターおおつち	大槌7-3

※ 復興の状況に合わせて、随時見直しを図ること。

2-7-4 土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設

番号	箇所番号	名称	所在地	分類
1	129A2005	大槌高等学校	大槌第 15 地割 71- 1	教育施設
2	A129203	おさなご幼稚園	桜木町 2 -24	教育施設
3	A129013	県立大槌病院	小槌第 23 地割字寺野 1-1	医療関連施設
4	A129013	大槌町デイサービスセンターはまぎく	小槌第 23 地割 86- 4	社会福祉施設
5	A129013	ハイスこづち	小槌第 23 地割 83- 1	社会福祉施設
6	129B2049	ワークフォローおおつち	赤浜 2 - 3 -48	社会福祉施設
7	A129205	特別養護老人ホーム三陸園 在宅複合型施設ゆーらっぷ	吉里々々第 32 地割	社会福祉施設
8	A128019	わらび学園	小槌第 15 地割 43- 2	社会福祉施設
9	129C2019	グループホーム城山の杜	大槌第 15 地割 5 - 1	社会福祉施設
10	129C2021	放課後児童クラブ	大槌第 23 地割 57	社会福祉施設
11	129A2006	こども教育センターOLAI	大槌第 23 地割	社会福祉施設

2-7-5 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

番号	河川名	名称	所在地	分類
1	小槌川	おさなご幼稚園・小規模保育所おさなご園	桜木町 2 -24	教育・保育施設
2	大槌川	認定こども園みどり幼稚園	大槌第 15 地割 95-264	教育・保育施設
3	小槌川	県立大槌病院	小槌第 22 地割 31- 2	医療関連施設
4	小槌川	植田医院	小槌第 23 地割 23- 1	医療関連施設
5	小槌川	ふじまる内科医院	上町 1 -16	医療関連施設
6	大槌川	道又内科小児科医院	大槌第 15 地割 95-255	医療関連施設
7	小槌川	近藤歯科医院	小槌第 22 地割 42- 1	医療関連施設
8	大槌川	小松歯科医院	大槌第 15 地割 95-15	医療関連施設
9	大槌川	じょうない歯科医院	大ケ口 2 -100-10	医療関連施設
10	小槌川	幼保連携型認定こども園おおつちこども園	小槌第 26 地割 161- 5	教育・保育施設
11	大槌川	幼保連携型認定こども園大ケ口保育園	大ケ口 1-18-12	教育・保育施設
12	小槌川	大槌町デイサービスセンターはまぎく	小槌第 23 地割 86- 4	社会福祉施設
13	小槌川	ハイスこづち	小槌第 23 地割 83- 1	社会福祉施設
14	大槌川	小規模多機能型居宅介護事業所ほっとおおつち	大槌第 12 地割 71- 2	社会福祉施設
15	大槌川	大ケ口デイサービス	大ケ口 2 -100- 1	社会福祉施設
16	小槌川	障がい者支援施設 四季の郷	小槌第 16 地割 18- 1	社会福祉施設
17	大槌川	放課後児童クラブ	大槌第 23 地割 57	社会福祉施設
18	大槌川	こども教育センターOLAI	大槌第 23 地割	社会福祉施設
19	大槌川	地域共生ホームねまれや	大ケ口 2 丁目 9 -26	社会福祉施設
20	大槌川	まごころ就労支援センターおおつち	大槌第 7 地割	社会福祉施設

2-10 食料・生活必需品等の備蓄計画

2-10-1 生活必需品取扱店一覧

(平成29年6月現在)

住 所	名 称	電話番号	品 目			
			食器類	ろうそく・マッチ	衣料品	寝具類
大槌町大槌22-200	ひび又屋プロショップワークス	42-5656	○	○		
大槌町小槌27-3-4	シーサイドタウンマスト マイヤ	42-7000	○	○		
大槌町本町5番地8	越田商店	42-3280	○			
大槌町大槌23-19-F棟	(株)和田商店	42-5757		○		
大槌町大槌23-8-4	みずかみ大槌店	42-4057		○		
大槌町大槌23-19-E棟	さんぷく衣料店	42-3076			○	

2-10-2 食料等の取扱店一覧

(平成29年6月現在)

(1) みそ、醤油取扱店一覧表

住 所	名 称	電 話	備 考
大槌町小槌27-3-4	シーサイドタウンマスト マイヤ	42-7000	
大槌町大槌23-8-4	みずかみ大槌店	42-4057	

(2) 青果物取扱店一覧表

住 所	名 称	電 話	備 考
大槌町小槌26-164-2	大果 (株)	42-5588	
大槌町小槌27-3-4	シーサイドタウンマスト マイヤ	42-7000	
大槌町大槌23-8-4	みずかみ大槌店	42-4057	

(3) 食肉類取扱店一覧表

住 所	名 称	電 話	備 考
大槌町大槌23-9	三浦精肉店	42-8688	
大槌町大槌23-8-4	みずかみ大槌店	42-4057	
大槌町小槌27-3-4	ショッピングセンターマスト マイヤ	42-7000	

(4) 総合食料品店一覧表

住 所	名 称	電 話	備 考
大槌町大槌23-8-4	みずかみ大槌店	42-4057	
大槌町小槌27-3-4	シーサイドタウンマスト マイヤ	42-7000	

2-10-3 炊き出し施設状況

(平成29年6月現在)

(1) 炊き出し施設の状況

施設名	電話	所在地	1回の炊出能力	備考
学校給食センター	43-1015	大槌町吉里吉里1-1-1	4,000 食	おにぎり
大槌町中央公民館	42-3030	大槌町小鎚32-126	40 "	"

(2) 緊急炊き出し業者一覧表

業者名	電話	所在地	備考
ほっかほっか亭大槌店	42-2270	大槌町大町3-6	
シーサイドタウンマストつくし	42-8181	大槌町小鎚27-3-4	

(3) その他

業者名	電話	所在地	備考
ローソン大槌バイパス店	42-7200	大槌町小鎚27-3-1	
ローソン大槌高校前店	41-1300	大槌町大槌15-48-4	
ファミリーマート大槌安渡店	41-1888	大槌町新港町2-5	
マルタニYショップ	42-2575	大槌町上町2-12	
セブンイレブンおおつち御社地店	27-8683	大槌町末広町1-30	
Yショップ岩間	42-4022	大槌第12地割180-8	
Yショップ広田	42-6622	大槌第15地割46-13	

2-11-1 町内の災害時孤立化想定地域

想定する災害	孤立化想定地域		孤立理由	対 策
地震・津波災害による道路閉塞	小枕地区		津波が堤防を破壊又は越流した場合、道路の浸水やがれき等により移動が困難となる。	小枕地区集会所への防災備蓄品の配置
土砂災害等による道路閉塞	小槌川沿い	種戸地区 徳並地区 長井地区	- 通信手段が限定される。携帯電話業者によって通信圏が異なる。 - 地区へのアクセス道が1本しかない。 - 自主防災組織の参加率低下 - 高齢化 - 避難所までの移動が困難 - ヘリコプターの降着適地がない。	- 固定電話以外の通信手段の確保（携帯電話の通信状況の確認と町民が保持している携帯電話番号の把握） - 指定避難所への防災備蓄品の配置 - ヘリコプターからの懸垂下降（リペリング）及びピックアップ適地の把握
	大槌川沿い	戸沢地区		

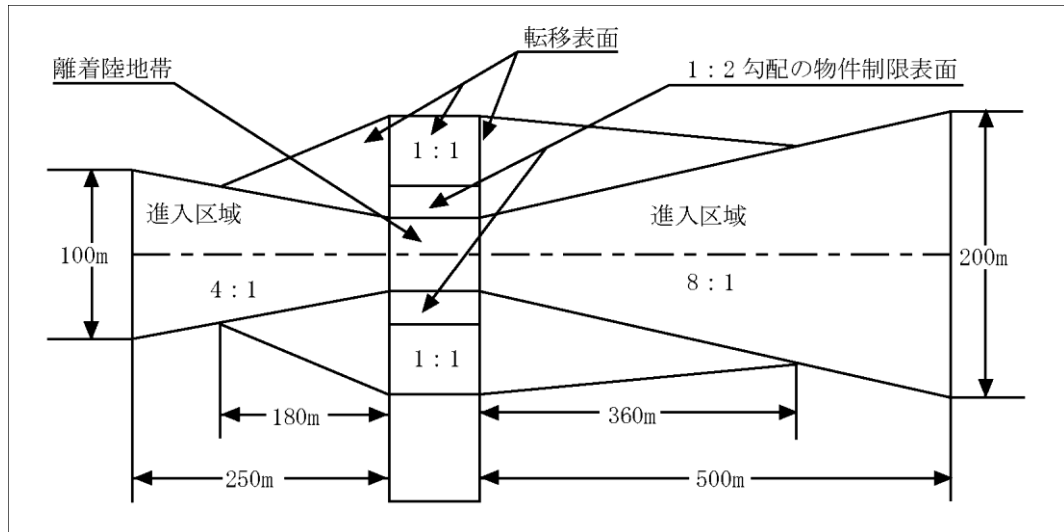
2-12 防災施設等整備計画

2-12-1 ヘリポートの設置基準

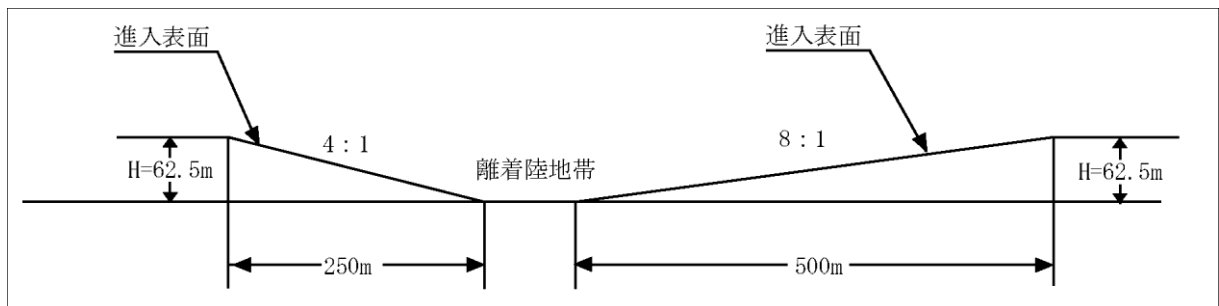
(1) 回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図

ア 一般

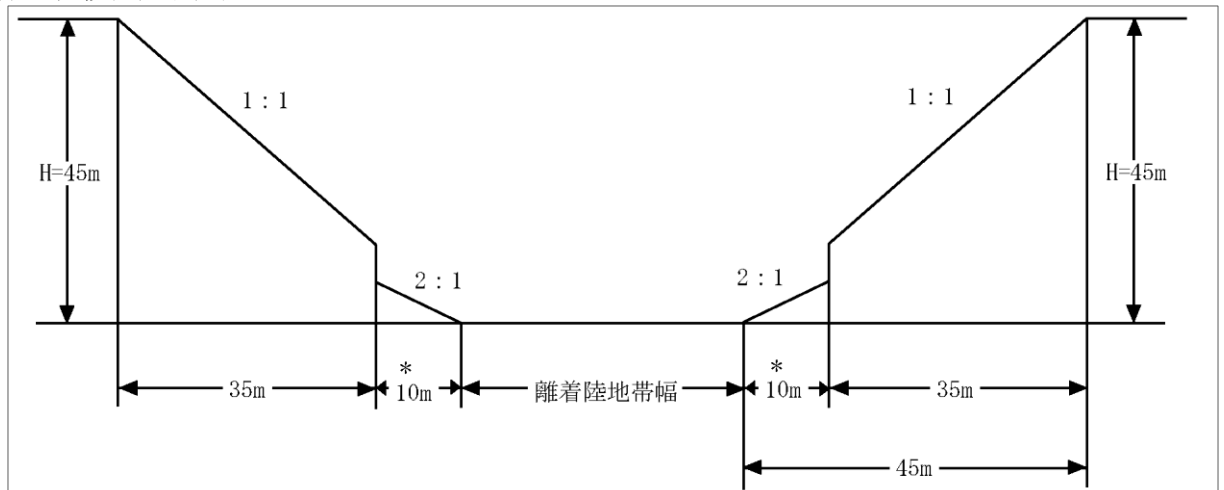
(イ) 平面図



(イ) 侵入表面断面図



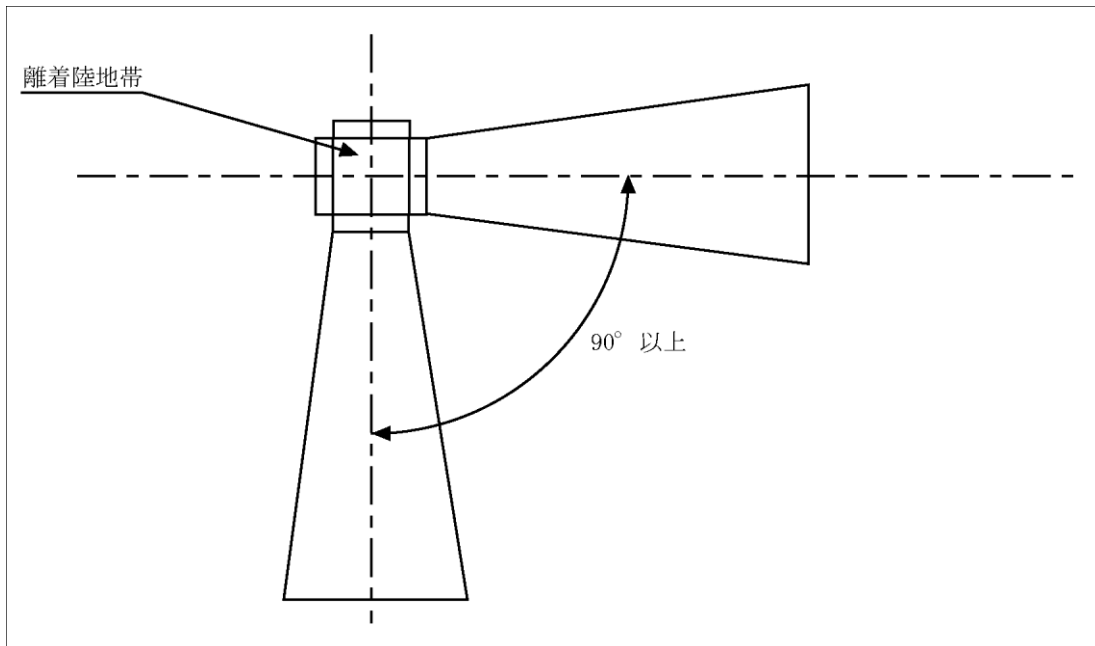
(ウ) 転移表面断面図



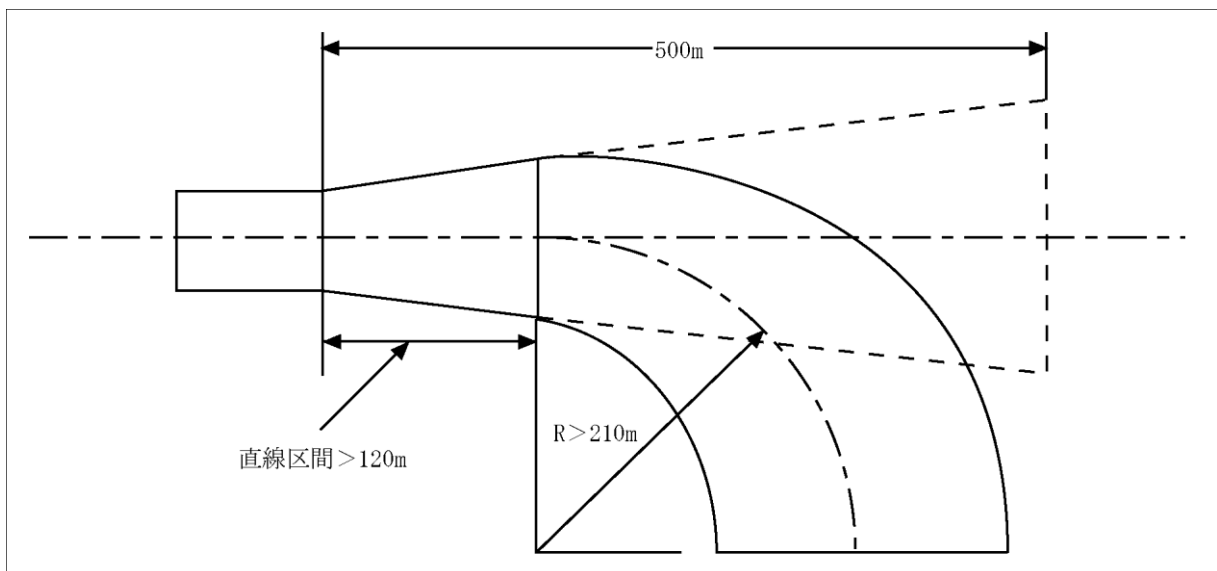
* 離着陸地帯の外側10メートルの範囲内に1/2勾配の表面上に出る高さの物件がない区域

〔進入区域、進入表面の特例〕

(7) 進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合の進入区域、進入表面



(イ) わん曲した進入経路、出発経路の場合の進入区域、進入経路

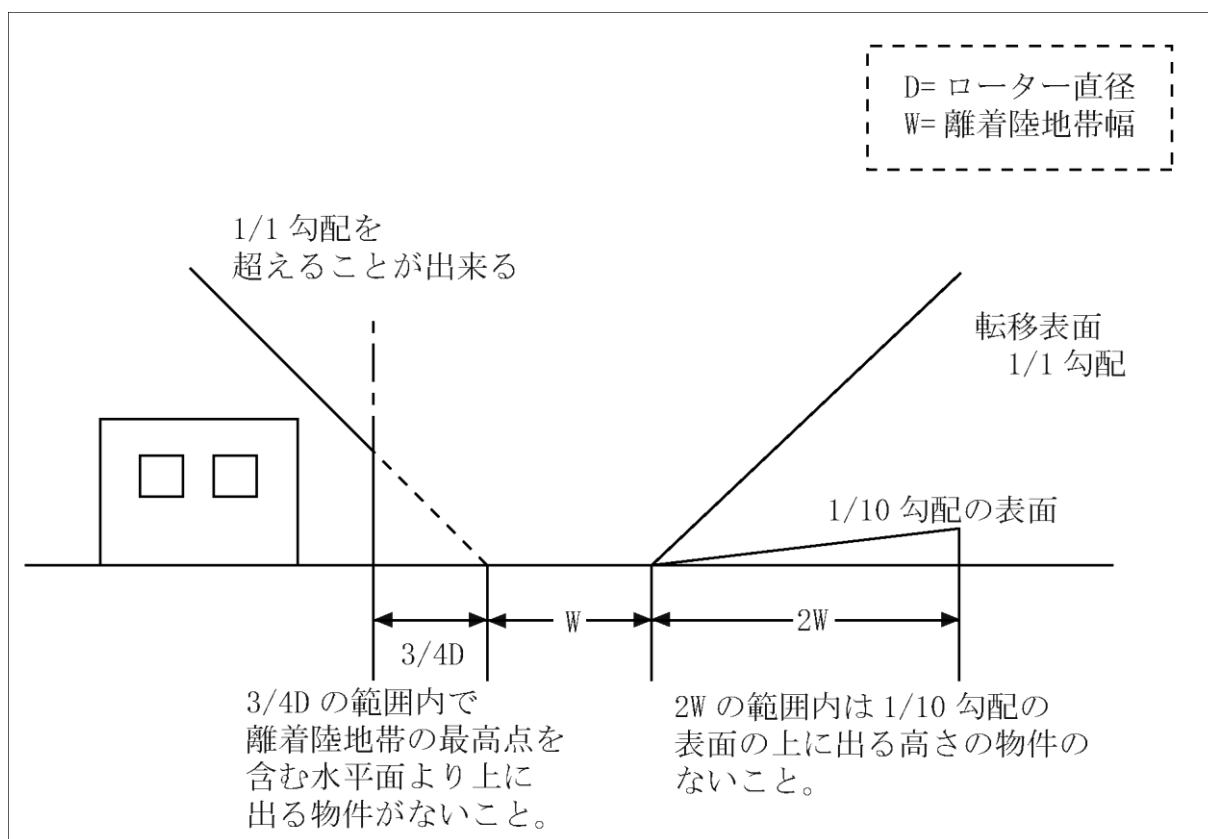


* 進入表面の勾配は、中心線上での勾配とする。

* Rは210メートル以上とする。

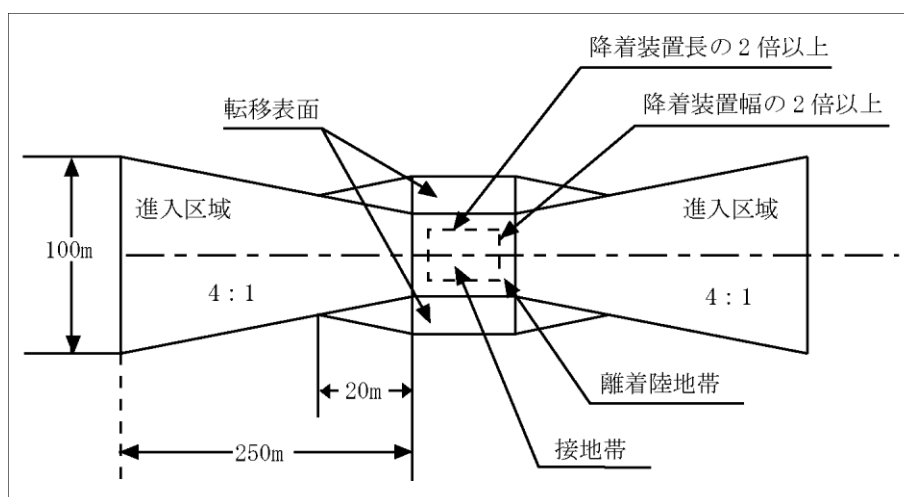
〔転移表面の特例（一方の転移表面の勾配が1/1を超えることができる場合）〕

*転移表面断面図

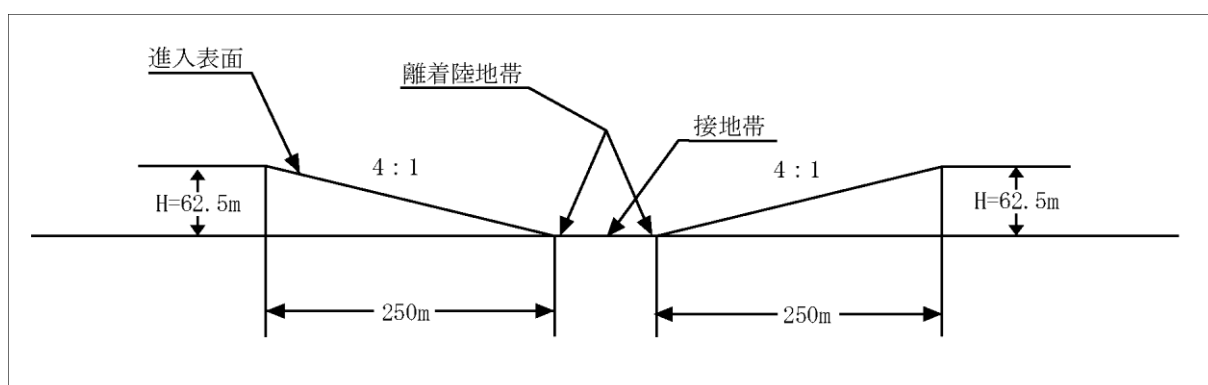


ア 山岳地、農地その他離着陸経路下に人または物件のない場合（特殊地域）

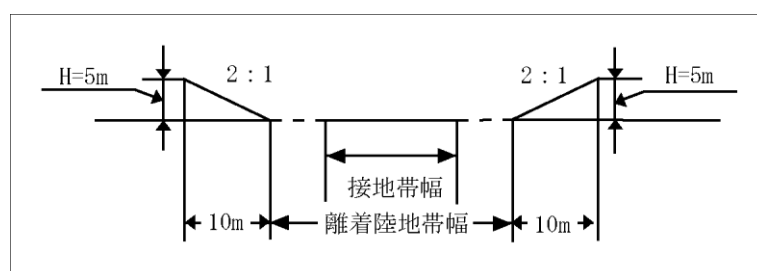
(ア) 平面図



(イ) 進入表面断面図

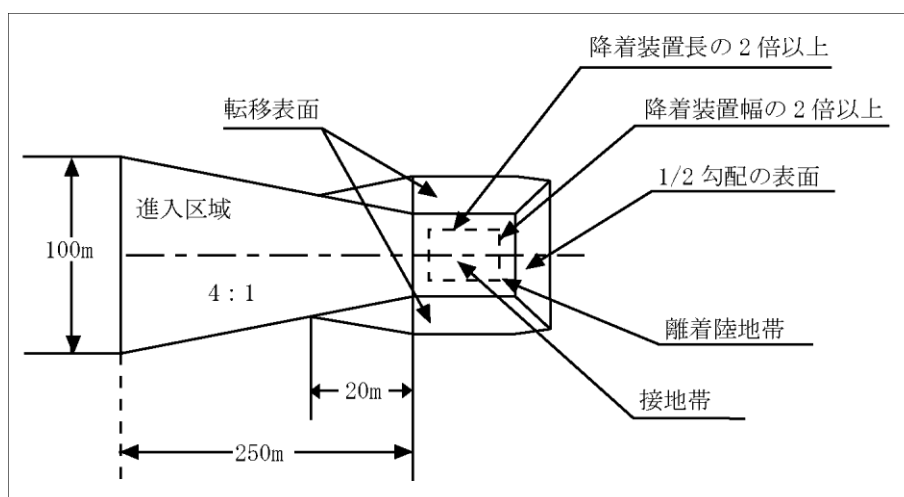


(ウ) 転移表面断面図

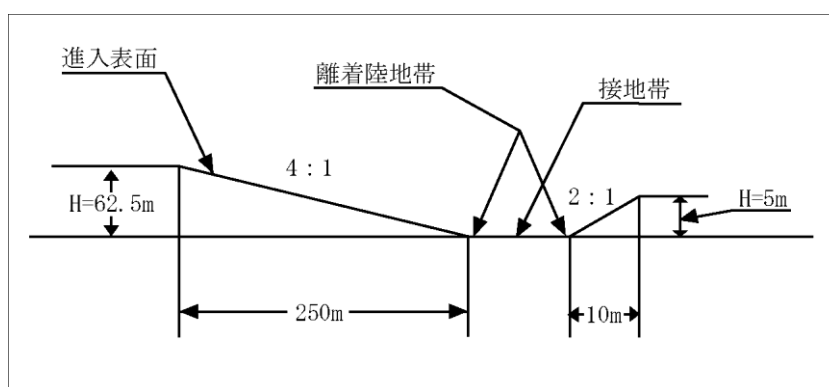


[進入区域が1方向しか確保できない場合の進入表面, 転移表面の特例]

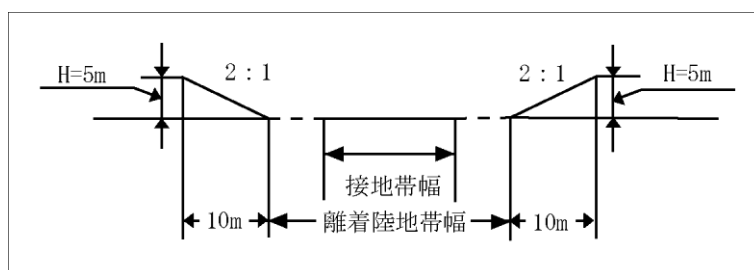
(ア) 平面図



(イ) 進入表面断面図

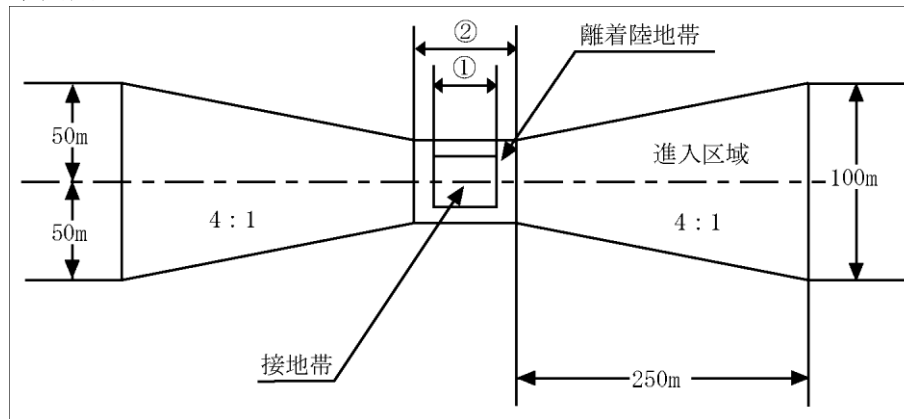


(ロ) 転移表面断面図



ウ 災害時において緊急輸送時に使用する離着陸場（防災対応離着陸場）の場合

(ア) 平面図



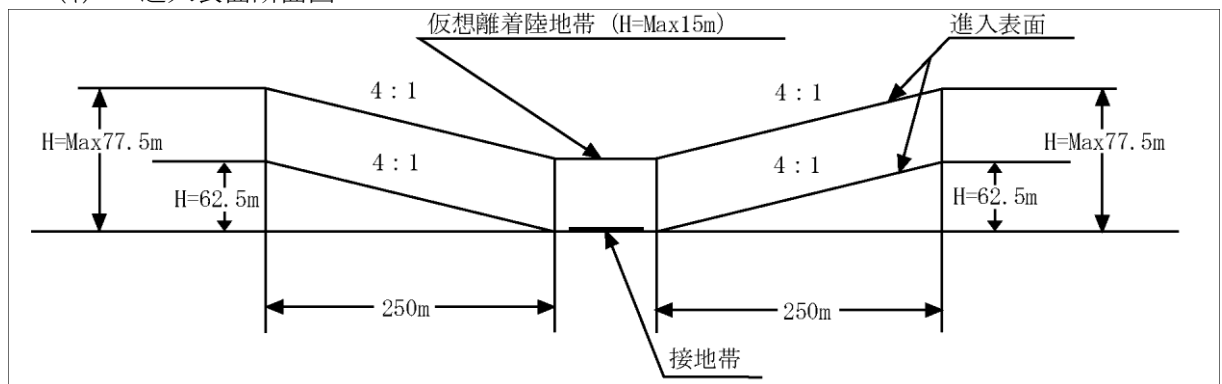
① 接地帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。

② 離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に20m以上を加えた長さとする。

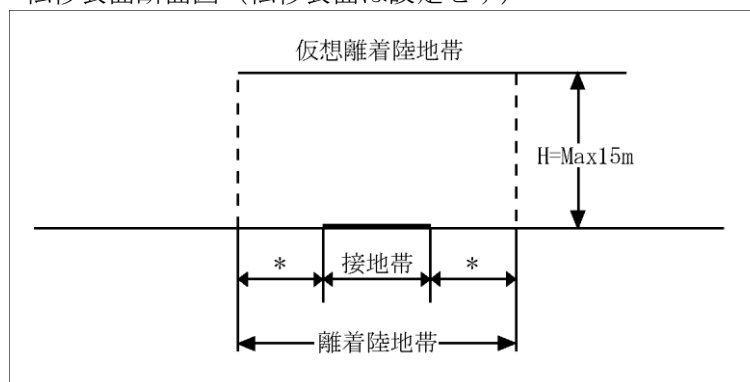
* 全長が20mを越す機材については全長の2倍以上の長さとする。

* 離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として15mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

(イ) 進入表面断面図



(ウ) 転移表面断面図（転移表面は設定せず）

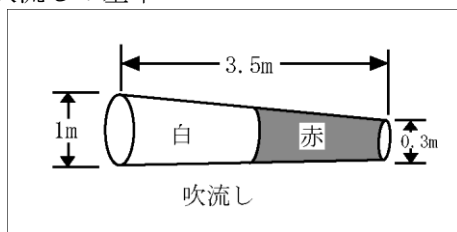


* 接地帯の外側で接地帯表面より30cm程度を限度として平坦な区域

(2) 吹流し等

ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方角を示す吹流しまたは旗をたてること。

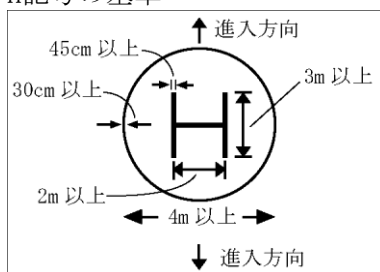
吹流しの基準



(3) 着陸中心点

着陸地点には、石灰等（積雪時は墨汁、絵具等）を用いてH記号を標示して着陸中心点を示すこと。

H記号の基準



(4) 危険予防の措置

A 離着陸地帯への立入禁止措置

離着陸地帯及び運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない措置を講ずること。

B 防塵措置

表土が砂塵の発生するところでは、散水等の措置を講ずること。

C 重量計の準備

物資を輸送する場合は、重量計を準備すること。

(5) ヘリポートの現況

町におけるヘリポートの現況は、資料編⑨-8のとおりである。

2-12-2 物資投下が可能な地点並びにヘリコプター発着可能地点

(令和2年3月現在)

離着陸場名	地名・地番	座 標 (UTMポイント)	長さ×幅 (m)	避難場所 指定有無	津波浸水 が予想
吉里吉里農村広場	大槌町 吉里吉里一丁目250	N 39° 22′ 01″ E 141° 56′ 38″ (54SWJ81325791)	117 80		浸水
岩手県立大槌高等学校	大槌町 大槌15-71-1	N 39° 22′ 10″ E 141° 54′ 06″ (54SWJ77755836)	140 120	有	
大槌消防署庁舎北側 駐車場	大槌町大槌14-142-1	N 39° 21′ 57″ E 53 53′ 51″ (54SWJ77335776)	55×45		浸水

2-17 風水害予防計画

2-17-1 準用河川（県管理）の流況

(令和2年4月現在)

名 称	流 路 延 長	流 域 面 積	摘 要	指 定 年 月 日
大 槌 川	12.5 km	111.5 km ²	2 級 河 川	12. 2. 1
小 鎚 川	11.8 km	58.9 km ²	〃	12. 2. 1

2-17-2 準用河川（町管理）の指定状況

(令和2年4月現在)

水 系 名	河 川 名	区 間 距 離 (km)	指 定 区 間		指 定 年 月 日
			起 点	終 点	
浪 板 川	浪 板 川	1.20	大槌町吉里々々第9地割57番の13地先浪板砂防ダム（下流端）	河 口	50. 3. 27
沢 山 沢 川	沢 山 沢 川	2.12	町道沢山1号線2号橋（上流端）	河 口	50. 3. 27
大 槌 川	大 槌 川	15.10	大槌町金沢第1地割3番41の3地先戸沢砂防ダム（下流端）	2級河川大槌川上流端	50. 3. 27
大 槌 川	源 水 川	0.33	町道ふ化場第2源水橋（上流端）	2級河川大槌川への合流点	50. 3. 27
大 槌 川	枉 内 川	0.73	町道枉内2号線1号橋（上流端）	2級河川大槌川への合流点	50. 3. 27
大 槌 川	宮 沢 川	1.33	大槌第6地割151番の2の3（下流端）	2級河川大槌川への合流点	50. 3. 27
大 槌 川	安瀬の沢川	3.21	町道安瀬の沢川線4号線（上流端）	大槌川への合流点	50. 3. 27
大 槌 川	折合沢川	1.49	坂内沢川合流点	大槌川への合流点	50. 3. 27
小 鎚 川	小 鎚 川	14.63	房間沢川合流点	2級河川小鎚川合流点	50. 3. 27
小 鎚 川	種 戸 川	3.91	町道種戸線一の橋（上流端）	2級河川小鎚川合流点	50. 3. 27
大 槌 川	大ケ口川	1.00	大ケ口1丁目175番地の52	準用河川大槌川への合流点	54. 3. 1
大 槌 川	戸 沢 川	0.50	金沢第6地割1番の2地先（治山砂防ダム下流30.0m地点）	準用河川大槌川への合流点	54. 3. 1
小 鎚 川	臼 沢 川	0.37	小鎚第20地割82番の内10地先	準用河川大槌川への合流点	56. 7. 15
大 槌 川	小枝ヶ沢川	0.36	小鎚第24地割字夏本33番地先	準用河川沢山沢川への合流点	61. 10. 7
小 鎚 川	寺野沢川	0.61	小鎚第23地割字雲南128番9地先	準用河川小鎚川への合流点	61. 10. 7
計		46.89			

※ 沢山沢川、小枝ヶ沢川は、河川法の準用はないが、町が管理している河川

2-17-3 重要水防箇所調書

(令和2年度岩手県水防計画抜粋)

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の評価と重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の評価と重複)	工作物B (箇所)	新堤防・旧川跡 (m)	工事施工・破堤跡・陸閘(箇所)		
＜沿岸広域振興局土木部管内＞															
大槌川	県	桑ノ畑	左岸	堤防高	釜 1				51					積土のう工	大槌町
大槌川	県	新町	右岸	堤防高	釜 2				126					積土のう工	大槌町
大槌川	県	桑ノ畑	左岸	堤防高	釜 3				293					積土のう工	大槌町
大槌川	県	大石前	右岸	堤防高	釜 4				367					積土のう工	大槌町
大槌川	県	源水	右岸	堤防高	釜 5				153					積土のう工	大槌町
大槌川	県	辺津ヶ沢	左岸	堤防高	釜 6				193					積土のう工	大槌町
大槌川	県	大ヶロ一～大ヶロ二	右岸	堤防高	釜 7				922	(922)				積土のう工	大槌町
大槌川	県	屋敷～大ヶロ	右岸	漏水	釜 8	990								月の輪工	大槌町
大槌川	県	大ヶロ二	右岸	堤防高	釜 9	68	(68)							積土のう工	大槌町
大槌川	県	砦内	左岸	堤防高	釜 1 0	68								積土のう工	大槌町
大槌川	県	砦内	左岸	堤防高	釜 1 1				125					積土のう工	大槌町
大槌川	県	砦内	左岸	堤防高	釜 1 2	100								積土のう工	大槌町
大槌川	県	砦内	左岸	堤防高	釜 1 3				315					積土のう工	大槌町
大槌川	県	砦内	左岸	堤防高	釜 1 4	100								積土のう工	大槌町
大槌川	県	砦内	左岸	堤防高	釜 1 5				307					積土のう工	大槌町
大槌川	県	渋梨	左岸	堤防高	釜 1 6				200					積土のう工	大槌町
大槌川	県	大ヶロ二	右岸	堤防高	釜 1 7	123								積土のう工	大槌町
大槌川	県	小松野	右岸	堤防高	釜 1 8	104								積土のう工	大槌町
大槌川	県	小松野	右岸	堤防高	釜 1 9				81					積土のう工	大槌町
大槌川	県	小松野	右岸	堤防高	釜 2 0				119					積土のう工	大槌町
大槌川	県	小松野	右岸	堤防高	釜 2 1	580								積土のう工	大槌町
大槌川	県	小松野	右岸	堤防高	釜 2 2				82					積土のう工	大槌町
大槌川	県	小松野	右岸	堤防高	釜 2 3	58								積土のう工	大槌町
大槌川	県	姥ヶ沢	右岸	堤防高	釜 2 4				145					積土のう工	大槌町
大槌川	県	姥ヶ沢	右岸	堤防高	釜 2 5	590								積土のう工	大槌町
大槌川	県	姥ヶ沢	右岸	堤防高	釜 2 6				93					積土のう工	大槌町
大槌川	県	姥ヶ沢	右岸	堤防高	釜 2 7	305								積土のう工	大槌町

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度 A 区間			重要度 B 区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防 A (m)	(他の評価と重複)	工作物 A (箇所)	堤防 B (m)	(他の評価と重複)	工作物 B (箇所)	新堤防・旧川跡 (m)	工事施工・破堤跡・陸開 (箇所)		
＜沿岸広域振興局土木部管内＞															
大槌川	県	姥ヶ沢		堤防高	釜 2 8				131					積土のう工	大槌町
大槌川	県	姥ヶ沢		堤防高	釜 2 9	10								積土のう工	大槌町
大槌川	県	前短		堤防高	釜 3 0				106					積土のう工	大槌町
大槌川	県	前短		堤防高	釜 3 1	94								積土のう工	大槌町
大槌川	県	前短		堤防高	釜 3 2				275					積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口		堤防高	釜 3 3	254								積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口		堤防高	釜 3 4	410								積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口		堤防高	釜 3 5	313								積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口		堤防高	釜 3 6	205								積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口		堤防高	釜 3 7	109								積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口		堤防高	釜 3 8				91					積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口		堤防高	釜 3 9	83								積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口		堤防高	釜 4 0				108					積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口		堤防高	釜 4 1	217								積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口		堤防高	釜 4 2				33					積土のう工	大槌町
大槌川	県	郷ノ口		堤防高	釜 4 3	234								積土のう工	大槌町
大槌川	県	白銀		堤防高	釜 4 4	321								積土のう工	大槌町
大槌川	県	郷ノ口		堤防高	釜 4 5				182					積土のう工	大槌町
大槌川	県	郷ノ口		堤防高	釜 4 6	75								積土のう工	大槌町
大槌川	県	桃畑		堤防高	釜 4 7	189								積土のう工	大槌町
大槌川	県	馬場野		堤防高	釜 4 8	125								積土のう工	大槌町
大槌川	県	馬場野		堤防高	釜 4 9	125								積土のう工	大槌町
大槌川 計						5, 851	(68)	0	4, 498	(922)	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度 A 区間			重要度 B 区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防 A (m)	(他の評価と重複)	工作物 A (箇所)	堤防 B (m)	(他の評価と重複)	工作物 B (箇所)	新堤防・旧川跡 (m)	工事施工・破堤跡・陸圃 (箇所)		
＜沿岸広域振興局土木部管内＞															
小鎚川	県	花輪田	右岸	堤防高	釜 1				488					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	上町	左岸	堤防高	釜 2				146					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	花輪田	右岸	堤防高	釜 3				119					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	桜木町	左岸	堤防高	釜 4				735	(400)				積土のう工	大槌町
小鎚川	県	桜木町	左岸	漏水	釜 5	600								月の輪工	大槌町
小鎚川	県	桜木町	左岸	堤防高	釜 6				199					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	花輪田	右岸	堤防高	釜 7				213					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	寺野	右岸	堤防高	釜 8				99					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	三枚堂	左岸	堤防高	釜 9				128					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	臼沢	右岸	堤防高	釜 1 0				23					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	三枚堂	左岸	堤防高	釜 1 1				95					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	三枚堂	左岸	堤防高	釜 1 2				67					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	三枚堂	左岸	堤防高	釜 1 3				162					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	三枚堂	左岸	堤防高	釜 1 4				101					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	山岸	右岸	堤防高	釜 1 5				103					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	中村	右岸	堤防高	釜 1 6				295					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	中村	右岸	堤防高	釜 1 7	97								積土のう工	大槌町
小鎚川	県	中村	右岸	堤防高	釜 1 8				283					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	曾根	左岸	堤防高	釜 1 9	99								積土のう工	大槌町
小鎚川	県	曾根	左岸	堤防高	釜 2 0				101					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	中村	右岸	堤防高	釜 2 1				151					積土のう工	大槌町
大槌川 計						976	(0)	0	3, 509	(400)	0	0	0		

2-17-4 水防用具資材備蓄基準

(1) 器 具

品 名	単位	数量
ス コ ッ プ	丁	20
掛 矢	丁	20
ツ ル ハ シ	丁	5
唐 く わ	丁	5
お の	丁	5
の こ ぎ り	丁	5
か ま	丁	5
ハ ン マ ー	丁	5
ペ ン チ	丁	5

(2) 資 材

品 名	単位	数量
土 の う	袋	2,000
末口3寸・杭木2.5間	本	10
末口3寸・杭木2.0間	本	30
末口3寸・杭木1.0間	本	200
唐 竹	本	15
縄	K g	1,000
蓆・ビニールシート	枚	50
鉄 線	K g	50

2-18 津波・高潮災害予防計画

2-18-1 海岸保全区域指定延長調

(令和2年12月現在)

所 管 別	地区海岸名	海 岸 延 長	指 定 済 延 長	備 考
水 産 庁	大槌地区	6,770 m	1,988 m	
	吉里吉里地区 (浪板地区含)	3,910 m	1,515 m	

(沿岸広域振興局水産部)

2-18-2 海岸防潮堤設置一覧

(令和2年12月現在)

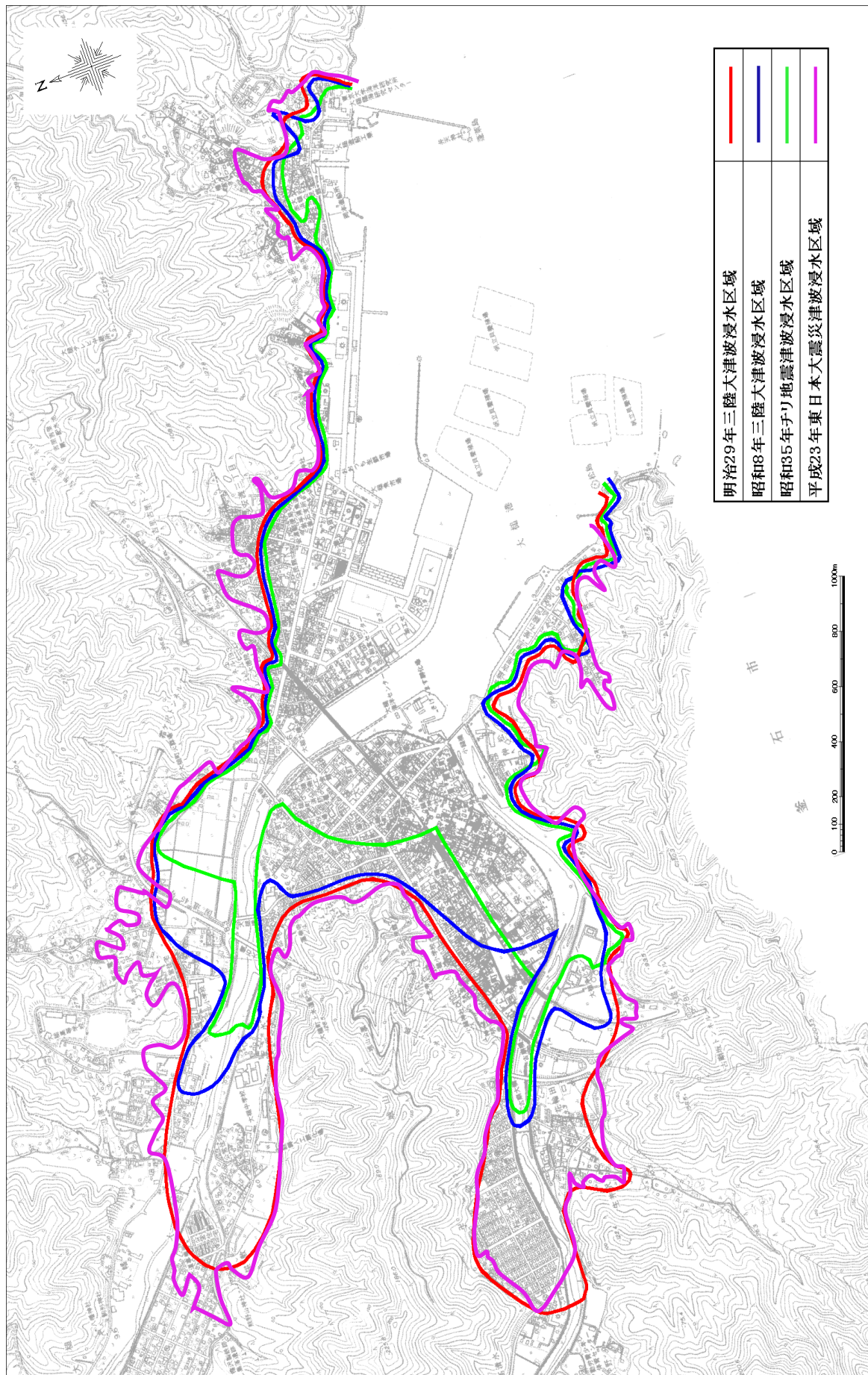
市町村	所管別	地 区 名	堤防延長	堤 高 (T・P)	門 扉		施行年度	摘 要 (施行者)
					水門	陸閘		
大槌町	水産庁	吉里吉里地区	922.4m	12.80	2	0	平26～ 施工中	県
		大槌地区	1,977.1m	安渡 14.50 赤浜 6.40 白石 6.40	1	3	平26～ 施工中	〃

※ 東日本大震災津波により全て破堤。令和2年12月現在防護ライン完成済

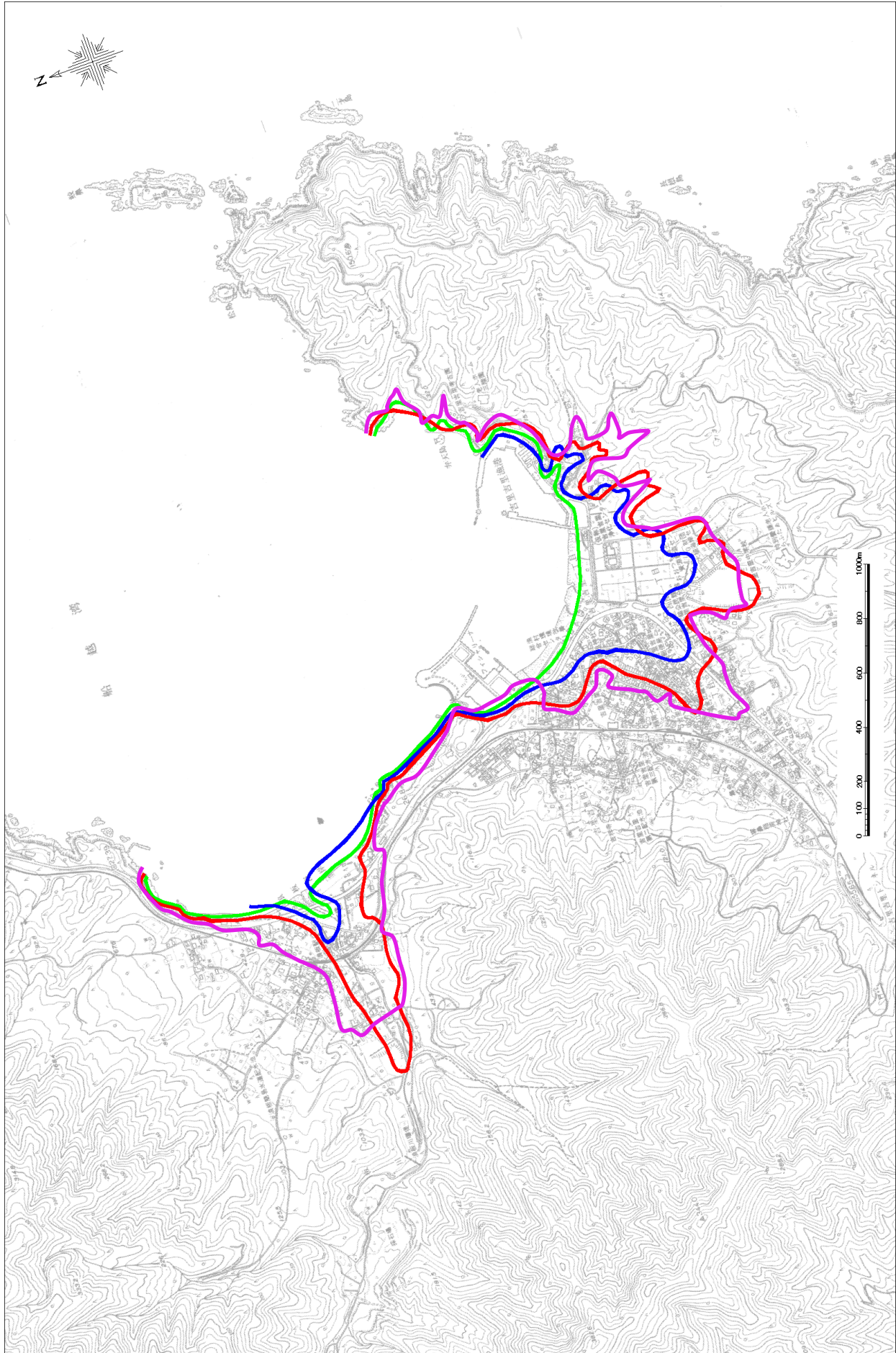
(沿岸広域振興局水産部)

2-18-3 過去の津波による浸水区域

過去の津波浸水区域図 1



過去の津波浸水区域図2



2-18-4 水門・門扉一覧

(1) 管理委託海岸水門箇所

漁港名	設置箇所			構造			クラス	適用
	群・市	町・村	名称	形式	材質	開閉方式		
吉里吉里	大槌町	吉里吉里	水門	フラップ	アルミ	自然	F	

(2) 管理委託河川水門箇所

(令和2年4月現在)

連番	調査票 番 号	水系名	河川名	設置箇所			水門の種類	
				郡・市	町・村	字	河川	海
1	1	小鎚川	小鎚川	上閉伊郡	大槌町	花輪田	A	
2	2	小鎚川	小鎚川	上閉伊郡	大槌町	祝田の1 (樋管)	B	
3	6	小鎚川	小鎚川	上閉伊郡	大槌町	祝田の2 (桜木)	A	
4	7	小鎚川	小鎚川	上閉伊郡	大槌町	花輪田上	A	
5	9	小鎚川	小鎚川	上閉伊郡	大槌町	中須賀の2	B	
6	10	大槌川	大槌川	上閉伊郡	大槌町	須賀の1	A	
7	11	小鎚川	小鎚川	上閉伊郡	大槌町	祝田の3 花輪田	A	
8	13	小鎚川	小鎚川	上閉伊郡	大槌町	中須賀3	B	
9	15	小鎚川	小鎚川	上閉伊郡	大槌町	中須賀5	B	
10	19	大槌川	大槌川	上閉伊郡	大槌町	安渡 (大槌水門)	A	
11	20	大槌川	大槌川	上閉伊郡	大槌町	爰岩 (水門)	A	
12	21	小鎚川	小鎚川	上閉伊郡	大槌町	臼沢 (臼沢水門)	A	
13	22	大槌川	大槌川	上閉伊郡	大槌町	源水 (源水水門)	A	
14	23	大槌川	大槌川	上閉伊郡	大槌町	新町 (新町水門)	A	
15	24	大槌川	大槌川	上閉伊郡	大槌町	大ヶ口	A	
16	25	大槌川	大槌川	上閉伊郡	大槌町	源水	A	
17	27	小鎚川	小鎚川	上閉伊郡	大槌町	寺野	A	
18	36	大槌川	大槌川	上閉伊郡	大槌町	源水の1	B	
19	37	大槌川	大槌川	上閉伊郡	大槌町	源水の2	B	
20	無番	大槌川	大槌川	上閉伊郡	大槌町	新港 (大槌川水門)		A
21	無番	小鎚川	小鎚川	上閉伊郡	大槌町	小鎚第28地割 (小鎚川水門)		A

A : スルース

B : フラップ

2-18-5 大槌町海岸堤防水門管理要領

海 岸 水 門 管 理 要 綱

※海岸水門施設は、平成29年1月23日現在、東日本大震災津波により、流出、破壊または機能喪失となっている。施設整備後に適用。

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、海岸管理者が管理する海岸保全区域に設置されている水門及び樋門（以下「水門等」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(管理の原則)

第2 水門等は、津波、高潮、その他海水の変動等（以下「津波等」という。）による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、津波等の発生の場合、有効かつ迅速に操作されるよう維持管理されなければならない。

(水門等の管理の委託)

第3 海岸管理者は、津波等による危険が切迫した場合における、水門等の操作の緊急性等にかんがみ、海岸保全施設である水門等の維持又は操作その他これらに類する海岸の管理に関する事務を水門等所在の市町村に委託するものとする。

(海岸管理者の管理事項)

第4 海岸管理者は、おおむね次に掲げる事項に関し水門等の管理を行う。

- (1) 特に必要があると認める場合における水門等の巡視及び点検をすること。
- (2) 海岸保全施設である水門等の改修工事及び修繕工事を施工すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、水門等の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事務)

第5 水門等の管理の委託を受けた市町村は、次に掲げるところにより、水門等の維持又は操作その他これに類する海岸の管理に属する事務を執行するものとする。

- (1) 平常時における水門等の維持又は操作は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - ア 水門等を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検すること。
 - イ 水門等の自動開閉装置の導水部分、水門等の開閉部分並びにこれらに関連する路面及び河床面を水門等の開閉に支障のないように整備しておくこと。
- (2) 前号アの規定により水門等を巡視したときは、海岸水門等巡視記録（様式第1号）を作成し備えておくものとする。
- (3) 水門等は、毎年3回（原則として、7月、11月及び3月とすること。）以上開閉操作の試運転（水門等の主要部分への注油等を含む。）を行うものとする。

(報告)

第6 委託を受けた市町村は、毎年度4月15日までに当該年度の海岸水門等管理体制（変更）報告書（様式第2号）を所管する広域振興局長に提出しなければならない。

2 前号の報告書は、年度途中において水門等の管理体制に変更が生じたときも、その都度提出しなければならない。

3 委託を受けた市町村は、第5第3項に規定する試運転を行ったときは、海岸水門等開閉操作報告書（様式第3号）を、当該試運転の日後10日以内に所管する広域振興局長等に提出しなければならない。

（平成26年2月 岩手県沿岸広域振興局土木部）

様式第1号 (第5関係)

海岸水門等巡視記録

年 月 日	巡視者 氏名 :
-------	----------

巡 視 状 況	水門又は樋門名	巡視結果	※対応状況 (有の場合のみ)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
※ 対応状況欄には、以下の基準に合致する項目に○印を付すること。 1 : 障害物等の除去を行うなど、施設閉鎖できるように対応した。 2 : 障害の状況を施設管理者へ連絡した。 (連絡日時、相手の氏名 : 月 日 時 分 氏名) 3 : その他 (以下に状況を記載のこと)			

様式第2号 (第6関係)

第 年 月 日 号

沿岸広域振興局長 様

市 町 村 長

年度海岸水門等管理体制（変更）報告書

このことについて、海岸水門等管理要綱第6第1項（第2項）の規定により報告します。

記

水門又は樋 門 名	設置場所	型式	開 閉 方 法	門数	管 理 操 作 責 任 者 住 所 氏 名	管 理 操 作 担 当 者 住 所 氏 名	試運転予定月 日 その他管理 方法

様式第3号 (第6関係)

第 年 月 日 号

沿岸広域振興局長 様

市 町 村 長

海岸水門等開閉操作報告書

このことについて、海岸水門等管理要綱第6第3項の規定により報告します。

記

水門又は 樋 門 名	設置場所	型式	開 閉 方 法	門数	試運転及び注 油等の月日	試運転の結果 及び水門等の 異状の有無	措置の状況

注 試運転の結果及び水門等の異状の有無の欄には、具体的に記入すること。

2-19 土砂災害予防計画

2-19-1 大槌町土砂災害警戒区域等の区域数

(令和2年3月末現在)

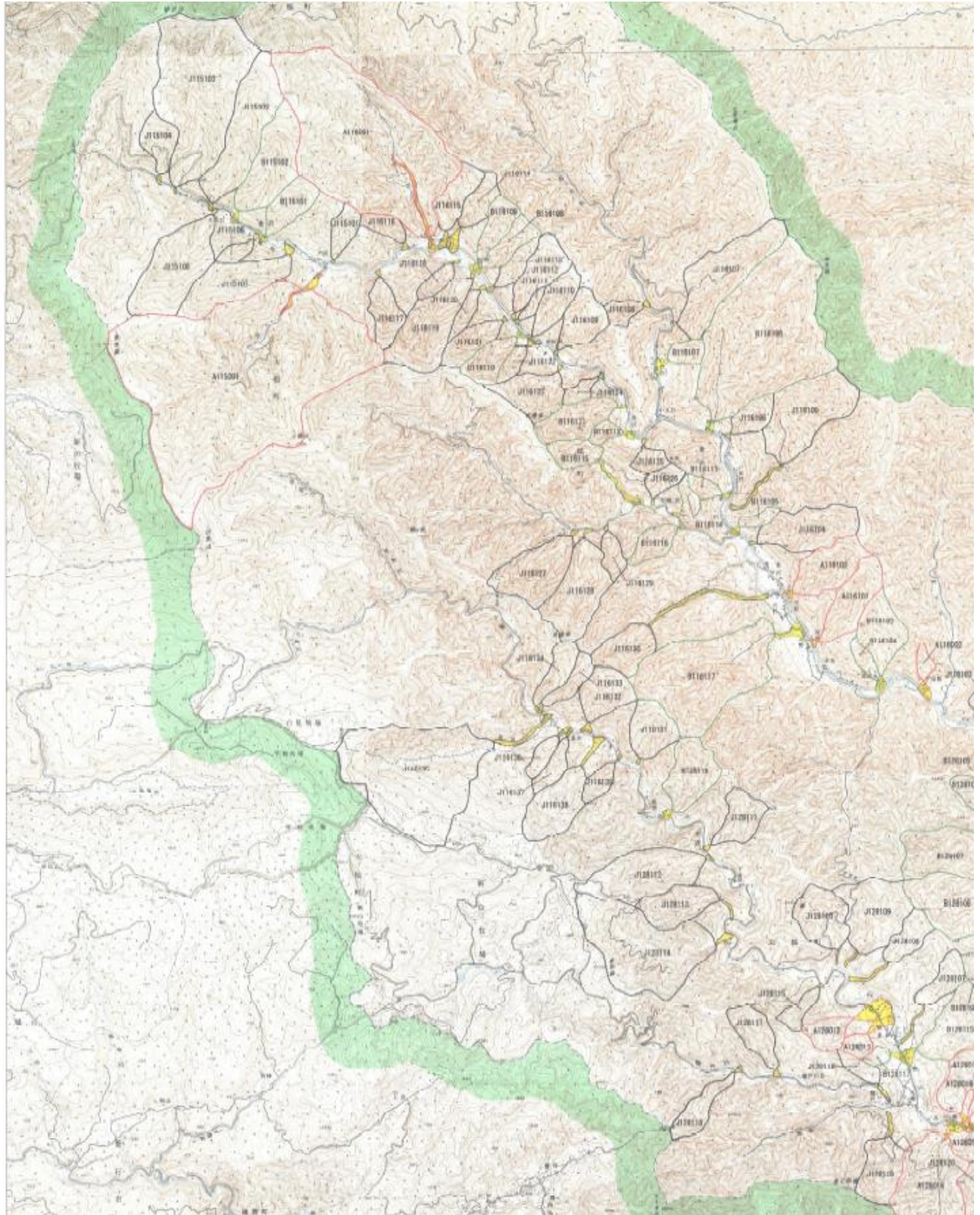
急傾斜		土石流		地すべり	合計
指定済	基礎調査 結果公表	指定済	基礎調査 結果公表		
8 1	1 9 6	3 0	1 2 6	0	4 3 3

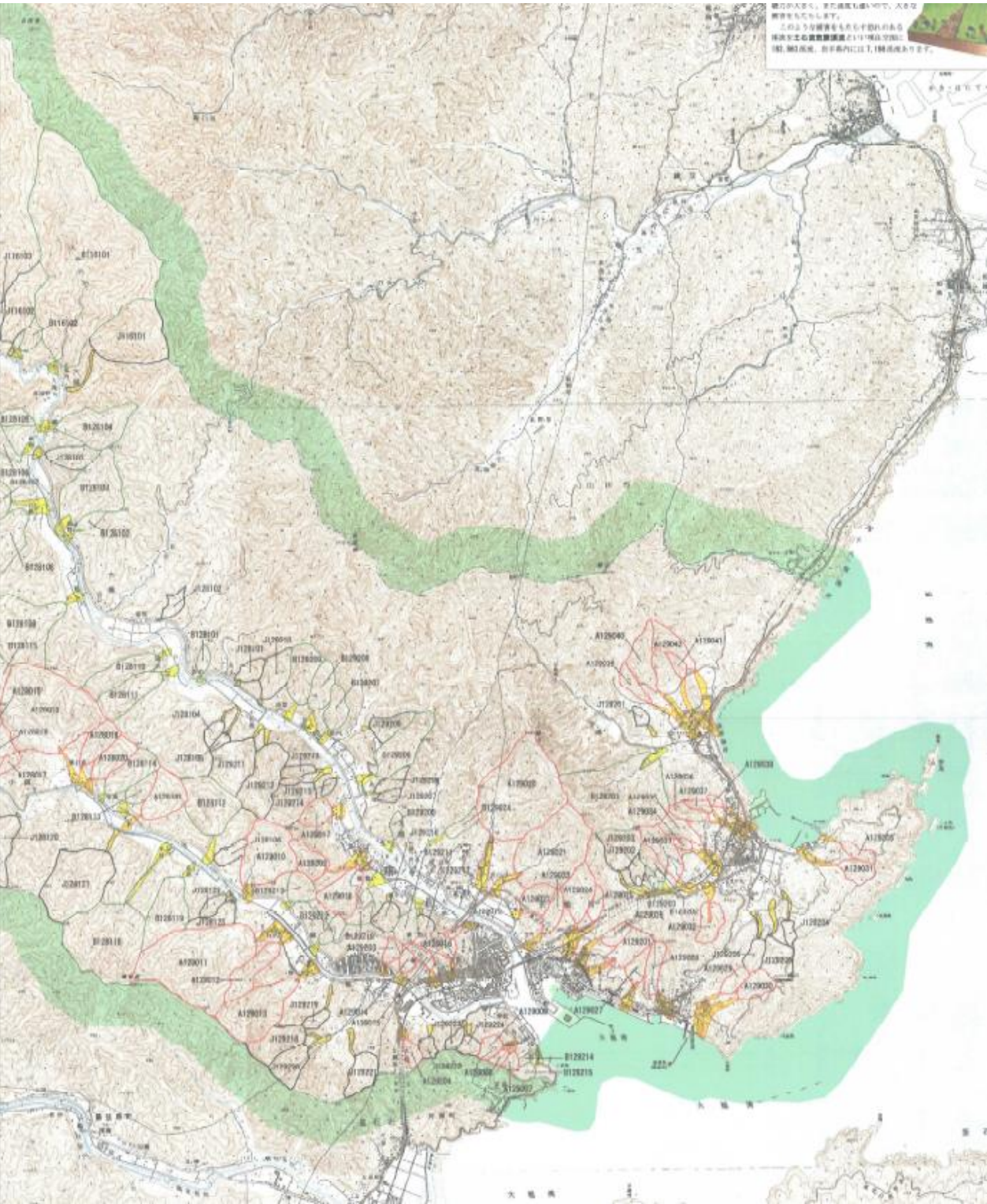
2-19-2 土石流危険渓流箇所

(1) 土石流危険渓流カルテ総括表 (危険渓流Ⅰ) (沿岸広域振興局土木部)

渓流番号 (56渓流)	渓流名	所在地
A115001	戸沢	大槌町戸沢
A116001	中山沢	大槌町中山
A116002	下屋敷の沢	大槌町下屋敷
A116101	あしの沢	大槌町対間
A116102	金沢	大槌町金沢
A128012	徳並の沢	大槌町徳並
A128013	徳並の沢(2)	大槌町徳並
A128014	一ノ渡の沢	大槌町一ノ渡
A128015	一ノ渡の沢(2)	大槌町一ノ渡
A128016	一ノ渡の沢(3)	大槌町一ノ渡
A128017	一ノ渡の沢(4)	大槌町一ノ渡
A128018	蕨打直の沢	大槌町蕨打直
A128019	蕨打直の沢(2)	大槌町蕨打直
A128020	蕨打直の沢(3)	大槌町蕨打直
A128101	曾根の沢	大槌町曾根
A129007	小枕の沢	大槌町小枕の沢
A129008	小枕の沢(2)	大槌町小枕の沢
A129009	小枕の沢(3)	大槌町小枕の沢
A129010	三枚堂の沢	大槌町三枚堂
A129011	臼沢	大槌町臼沢
A129012	臼沢(2)	大槌町臼沢
A129013	寺野の沢	大槌町寺野
A129014	上町の沢	大槌町上町
A129015	上町の沢(2)	大槌町上町
A129016	上町の沢(3)	大槌町上町
A129017	大ヶ口の沢	大槌町大ヶ口
A129018	屋敷の沢	大槌町屋敷
A129019	末広町の沢	大槌町末広町
A129020	沢山の沢	大槌町沢山
A129021	夏本の沢	大槌町夏本
A129022	夏本の沢(2)	大槌町夏本
A129023	安渡の沢	大槌町安渡1丁目
A129024	安渡の沢(2)	大槌町安渡2丁目
A129025	安渡の沢(3)	大槌町安渡2丁目
A129026	安渡の沢(4)	大槌町安渡3丁目
A129027	安渡の沢(5)	大槌町安渡3丁目
A129028	赤浜の沢	大槌町赤浜1丁目
A129029	赤浜の沢(2)	大槌町赤浜2丁目
A129030	赤浜の沢(3)	大槌町赤浜2丁目
A129031	吉里吉里の沢	大槌町吉里吉里3丁目
A129032	吉里吉里の沢(2)	大槌町吉里吉里2丁目
A129033	吉里々々の沢(3)	大槌町吉里々々
A129034	吉里吉里の沢(4)	大槌町吉里吉里4丁目
A129035	吉里吉里の沢(5)	大槌町吉里吉里4丁目
A129036	吉里吉里の沢(6)	大槌町吉里吉里4丁目
A129037	吉里吉里の沢(7)	大槌町吉里吉里4丁目
A129038	吉里吉里の沢(8)	大槌町吉里吉里4丁目
A129039	浪板の沢	大槌町浪板
A129040	浪板の沢(2)	大槌町浪板
A129041	浪板の沢(3)	大槌町浪板
A129042	浪板の沢(4)	大槌町浪板
A129201	大野沢	大槌町安渡3丁目
A129202	屋敷の沢	大槌町大ヶ口
A129203	桜木町の沢	大槌町桜木町
A129204	古廟の沢	大槌町古廟
A129205	吉里々々の沢(9)	上閉伊郡大槌町吉里々々

(2) 土石流危険渓流位置図





(1) 崩壊土砂流出

(令和3年4月現在)

危険地区 番号	地区名	保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	危険度Ⅰの危険地区面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置			公共施設等の実態調査										判定区分								
							市町村	大字	字	砂防指定地	土砂災害急傾斜地	人家戸	工場戸	工場員数	旅館戸	旅館員数	人家その他	学校棟	官公棟		病院棟	災害弱者	避難場所	公共その他	国道延長	県道延長	他道路長	鉄道
1	浪板		無	砂防	A	無	大越町	吉里吉里	浪板	無	有	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	980	0	人家数44戸		
2	赤浜		無	無	A	0.14	大越町	大越	赤浜	無	無	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	422	736	0	人家数56戸		
3	赤浜		無	無	B	0.25	大越町	大越	赤浜	無	無	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	536	0	人家数32戸		
4	安渡		無	土砂	B	0.00	大越町	大越	安渡	無	有	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	266	501	0	人家数53戸		
5	安渡土流		無	土砂	C	0.29	大越町	大越	安渡	無	有	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	281	169	0	人家数5戸		
6	末広町		無	砂防	C	0.06	大越町	大越	末広	無	有	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	151	0	人家数5戸		
7	沢山		無	砂防	A	1.00	大越町	大越	沢山	無	有	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1346	0	人家数39戸		
8	沢山		無	無	A	1.82	大越町	大越	沢山	無	無	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1306	0	人家数35戸		
9	前短土流		無	有	C	4.70	大越町	大越	前短	無	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	430	0	道路		
10	下島敷		無	無	A	0.49	大越町	金沢	金沢高清水	無	無	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	146	0	人家数5戸			
11	対間		無	無	A	1.00	大越町	金沢	対間	無	無	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	205	204	0	人家数16戸		
12	元村土流		無	無	B	1.03	大越町	金沢	金沢	無	無	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	60	0	人家数2戸		
13	前短		無	無	B	0.33	大越町	大越	姥ヶ沢	無	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0	道路			
14	白沢		無	無	A	0.58	大越町	小鏡	三枚堂	無	無	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	326	0	人家数7戸			
15	蔵打直		無	砂防	A	0.91	一部概成	大越町	小鏡	蔵打直	無	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	564	0	人家数32戸			
16	一ノ渡		無	無	A	0.67	大越町	小鏡	一の渡	無	無	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	297	0	人家数20戸			
17	徳並		無	無	A	0.67	大越町	小鏡	札場	無	無	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	481	0	人家数5戸			
18	種戸土流		無	無	C	3.56	概成	大越町	小鏡	種戸	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	908	0	道路			
19	一ノ渡土流		無	有	A	1.62	概成	大越町	小鏡	一の渡	無	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	601	0	人家数14戸			
20	白沢土流		無	砂防	A	1.86	無	大越町	小鏡	白沢	有	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	833	0	人家数10戸			
21	白沢土流		無	無	A	0.73	概成	大越町	小鏡	寺沢	無	18	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	101	0	公用公共施設			
22	蔵打直土流		無	有	B	0.00	概成	大越町	小鏡	曽根	無	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1181	0	人家数61戸			
23	丹野土流		無	有	C	0.75	一部概成	大越町	金沢	沢上	無	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1092	0	人家数2戸			
24	蔵打直土流		無	有	B	0.00	一部概成	大越町	小鏡	蔵打直	無	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0	人家数17戸			
25	上町土流		無	有	C	1.16	一部概成	大越町	小鏡	生井沢	無	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	547	0	人家数2戸			
26	徳並土流		無	有	B	0.16	一部概成	大越町	小鏡	徳並	無	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1878	0	人家数56戸			
27	白沢土崩		無	有	B	1.72	一部概成	大越町	小鏡	中村	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	570	0	道路			
28	大ヶ口		無	有	B	2.54	一部概成	大越町	大越	柜内	無	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	657	0	人家数2戸			
29	長井		無	有	C	0.00	概成	大越町	金沢	下長井	無	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	397	0	人家数2戸			
30	戸保野		無	無	C	0.09	一部概成	大越町	金沢	沢上	無	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	141	0	人家数1戸			
31	元村土流		無	無	A	0.73	一部概成	大越町	金沢	金沢	無	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	203	264	0	人家数14戸		
32	和野		無	無	B	0.28	概成	大越町	小鏡	郷の口	無	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	172	0	人家数5戸			
33	白沢		無	無	A	0.54	概成	大越町	小鏡	中村	無	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	531	0	人家数20戸			

危険地区 番号	公共施設等の実態調査																															
	市 町 村	地 区 名	保安林等	地すべり 防止区域	他の 法令等の 指定	危険 地区の 面積 (ha)	治山 事業 進捗状況	位置			他の法令等の指定				公共施設等の実態調査											判定 区分						
								市町村	大字	字	砂防指定地	急傾斜地	土砂災害	人家戸	工場戸	工場員数	旅館戸	旅館員数	人家その他	学校棟	官公棟	病院棟	災害弱者	避難場所	公共その他		国道長	県道長	他道路長	鉄道		
22-42	34	白沢		無		B 0.11	一部概成	大槌町	小槌	三枚堂	無	無	無	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	259	0	人家数21戸	
22-42	35	白沢	土流	無		B 0.15	一部概成	大槌町	小槌	小槌第19地割	無	無	無	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	935	0	人家数11戸	
22-42	36	上町	土流	無	砂急	B 0.04	概成	大槌町	小槌	小槌第32地割	無	有	無	6	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	58	0	公用公共施設	
22-42	37	戸保野		無		C 0.25	無	大槌町	金沢	種戸口	無	無	無	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	215	0	0	人家数2戸	
22-42	38	吉里吉里		無		B 0.04	概成	大槌町	吉里吉里	弁天	無	無	無	16	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	716	0	公用公共施設		
22-42	39	和野	土流	無		A 1.78	一部概成	大槌町	大槌	白銀	無	無	有	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1090	0	人家数11戸		
22-42	40	前短	土流	無		B 2.12	概成	大槌町	大槌	宮の口	無	無	有	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	0	人家数3戸		
22-42	41	下屋敷	土流	無		C 0.08	一部概成	大槌町	金沢	流野	無	無	無	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	146	0	0	人家数3戸	
22-42	42	対間		無		C 0.00	概成	大槌町	金沢	第39地割	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79	237	0	道路	
22-42	43	元村		無		A 0.19	概成	大槌町	金沢	水無沢	無	無	無	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	184	133	0	人家数10戸	
22-42	44	安瀬の沢		無		A 0.50	概成	大槌町	金沢	安瀬の沢	無	無	有	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	337	0	人家数6戸		
22-42	45	長井		無		C 0.03	概成	大槌町	小槌	長井	無	無	無	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	217	0	人家数6戸		
22-42	46	大ヶ口	土流	無		A 0.26	概成	大槌町	大槌	洪梨	無	無	無	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	177	0	人家数13戸		
22-42	47	大ヶ口	土流	無		A 0.16	概成	大槌町	大槌	柵内	無	無	無	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	354	0	人家数9戸		
22-42	48	前短		無		A 0.47	無	大槌町	大槌	姥ヶ沢	無	無	無	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	0	人家数8戸		
22-42	49	白沢		無		B 0.14	概成	大槌町	小槌	高清水	無	無	無	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1058	0	人家数4戸		
22-42	50	和野		無		B 0.35	一部概成	大槌町	大槌	第3地割	無	無	無	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	400	0	人家数8戸		
22-42	51	長井		無		C 0.14	無	大槌町	金沢	第38地割	無	無	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	239	0	道路		
22-42	52	長井		無		A 0.53	無	大槌町	金沢	第33地割	無	無	無	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	222	0	人家数5戸		
22-42	53	対間		無		B 1.50	一部概成	大槌町	金沢	第39地割	無	無	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	道路		
22-42	54	白沢		無		B 0.08	無	大槌町	小槌	第20地割	無	無	無	22	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2043	0	公用公共施設		
22-42	55	大ヶ口		無		A 0.10	一部概成	大槌町	大槌	第14地割	無	無	無	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105	0	人家数11戸		
22-42	56	大ヶ口		無		C 0.20	一部概成	大槌町	大槌	第14地割	無	無	無	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	人家数2戸		
22-42	57	末広町		無		C 0.08	無	大槌町	大槌	第17地割	無	無	無	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0	404	0	人家数3戸	
22-42	58	上町		無	砂防	B 0.14	無	大槌町	小槌	第32地割	無	有	無	10	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	12	13	0	人家数11戸		
22-42	59	上町		無	砂防	A 0.08	無	大槌町	小槌	第25地割	無	有	無	62	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1198	0	公用公共施設		
22-42	60	前短		無		B 0.53	一部概成	大槌町	大槌	小松野	無	無	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	251	0	道路		
22-42	61	安渡3		無		B 0.00	無	大槌町	大槌	第27地割	無	無	無	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	208	247	59	人家数12戸	

(2) 山腹崩壞危險個所

危険地区		地区名	保安林等	荒廃状況	危険地区の度	面積(ha)		治進 山歩 事業況	位置			地の法令等の指定						公共施設等の実態調査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
						調査地区	危険地区 100点以上の割合 (メッシュ)		市町村	大字	字	砂防指定地	急傾斜地	土砂災害	人家戸	工場戸	工場員数	旅館戸	旅館員数	人家その他	学校棟	官公棟	病院棟	災害弱	避難場所	公共その他	国道長	県道長	他道路長	鉄道	判定区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
番号	地区					2	2	無	大槌町	大槌	大ケ口	×	×	×	149	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

2-19-4 急傾斜地崩壊危険区域

崩壊危険区域名	所在地	指定面積 (ha)	保全人家 戸数 (戸)	地形の状況			指定年月日
				勾配	長さ	高さ	
安渡(1)	大槌町安渡大字大槌	0.35	30	60	95	20	S52.2.18
桜木町(1)	〃 桜木町大字小鎚	2.08	50	65	350	40	〃
上町(1)	〃 上町大字小鎚	1.03	26	60	240	30	〃
本町	本町 〃 32地割 小鎚	1.97	44	60	334	10～35	S57.6.1
安渡	〃 大槌安渡	0.59	22	63～73	129.4	20	S61.7.4
赤浜	〃 吉里吉里第22地割	0.13	5	45～70	25	16	H元.3.7
末広町	〃 末広町	0.28	10	50	65	26	H2.1.23
上町(2)	〃 上町～小鎚第32地割金崎	0.94	19	63	145	28	H2.12.18
安渡	〃 安渡三丁目	0.76	13	30～61	156	15～38	H9.9.19
吉里吉里	〃 吉里吉里二丁目	0.23	6	53	100	7.2～10.9	H9.9.19
安渡(その2)	〃 安渡三丁目	0.02	13	20～35	91	16～45	H11.6.8
安渡(2)－4	〃 安渡三丁目	1.17	12	39	208	27	H16.12.21
安渡一丁目4	〃 安渡一丁目	0.59	14	30～64	132	12～30	H17.4.26

(令和2年度 岩手県水防計画)

2-20 火災予防計画

2-20-1 消防防災施設の現状

(平成31年3月31日現在)

区 分	消防車両等		消 防 水 利		無線通信施設	
	ポンプ車	小型付積載車	消 火 栓	防火水槽	車 積	携 帯
釜石大槌地区行政事務組合 大槌消防署	3		213	59	8	30
大槌町消防団	8	6			15	29

2-21 林野火災予防計画

2-21-1 林野火災消火機（器）材

区 分 所 管	背負い式 消火水のう	山林防災 スプレーヤー	移動式 水 槽	スコップ	唐 鍬	備 考
釜石大槌地区行政事務組合 大槌消防署	80	1	7	0	0	県から委託

3 災害応急対策計画

3-1 活動体制計画

3-1-1 大槌町災害警戒本部設置要領

大槌町災害警戒本部設置要領

(制定 昭和61年7月1日)

(目的)

第1 この要領は、気象予警報が発せられ、又は地震若しくは長雨等による地面現象災害が発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達を迅速、かつ円滑に行うため、大槌町災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2 災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報（海上に対する警報を除く。）又は津波注意報が発せられたとき。
- (2) 沿岸南部地域に震度4以上の地震を観測したとき。
- (3) 長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがある場合において、防災対策課長が必要と認めるとき。
- (4) 大規模な火災、爆発等による災害が発生するおそれがある場合において、防災対策課長が必要と認めるとき。

(所掌事項)

第3 災害警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報等の受領及び関係機関への伝達並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 気象情報及び河川の水位、潮位の変化等の情報の収集に関すること。
- (3) 町の地域の気象等に関する状況及び被害の発生状況の把握に関すること。
- (4) 警戒、巡視活動状況の把握に関すること。
- (5) その他情報の収集等に関し必要な事項

(組織)

第4 災害警戒本部の組織及び構成員は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本部長 防災対策課長
- (2) 副本部長 総務課長
- (3) 本部職員 防災対策課員、総務課員及び本部長が指名する職員
- 2 本部長は、本部職員のうち、災害等の様態及び規模により、参集の範囲を縮減することができる。

(本部長及び副本部長)

第5 本部長は、部務を総括し、会議を主宰する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 災害警戒本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(事務所)

第7 災害警戒本部の庶務は、防災対策課において処理する。

(大槌町災害対策本部との関係)

第8 災害による被害が相当規模を超えると見込まれるときは、災害警戒本部を廃止し、大槌町災害対策本部を設置するものとする。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか、災害警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要領は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成31年4月1日告示第84号）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第30号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

3-1-2 大槌町災害対策本部条例

大槌町災害対策本部条例

昭和38年10月1日
条例第14号

〔注〕 平成25年6月から改正経過を注記した。

(目的)

- 第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、大槌町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。
一部改正〔平成25年条例20号〕

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。
2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

- 第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月13日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月19日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

3-1-3 大槌町災害対策本部規程

大槌町災害対策本部規程

平成8年12月25日
訓令第4号

〔注〕 平成17年5月から改正経過を注記した。

目 次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 本部（第3条—第7条）
- 第3章 現地災害対策本部（第8条）
- 第4章 配備体制（第9条—第14条）
- 第5章 災害情報（第15条）
- 第6章 雑則（第16条・第17条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

- 第1条 この訓令は、大槌町災害対策本部条例（昭和38年条例第14号。以下「条例」という。）第5条の規定により、大槌町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（組織等）

- 第2条 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。

- （1）部及び班
- （2）現地災害対策本部

- 2 本部の事務所は、大槌町役場内に置く。ただし、役場庁舎が被災し、本部としての使用に耐えないと見込まれたとき及び津波警報又は大津波警報が発表されたときは、直ちに代替本部を大槌町中央公民館に置く。

一部改正〔平成30年訓令3号・令和3年1号〕

第2章 本部

（災害対策本部長、副本部長及び災害対策本部員）

- 第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、町長をもって充てる。
- 2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長及び教育長をもって充てる。
- 3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、議会事務局長及び主幹を除く全ての課長級以上の職員をもって充てる。
- 4 町長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、町の職員のうちから本部員を指名することができる。
- 5 本部のその他の職員には、町の職員をもって充てる。
- 6 本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、副町長、教育長の順序により副本部長がその職務を代理する。

一部改正〔平成18年訓令7号・19年1号・30年3号・令和3年1号〕

(本部員会議)

第4条 本部長は、災害応急対策の総合的な方針決定並びに各部において実施する災害応急対策の連絡及び調整を行うため、必要に応じて、本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部長は、審議事項の内容に応じ、副本部長のほか、一部の本部員の出席により会議を開催する。ただし、災害等の状況により、副本部長及び本部員以外の職員並びに外部の関係機関の者を会議に出席させることができる。

一部改正〔平成30年訓令3号・令和3年1号〕

(部)

第5条 本部に、別表第1に掲げる部を置く。

2 部に部長及び副本部長を置き、部長にあつては別表第1の中欄に掲げる職にある者を、副本長にあつては同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長は上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を掌理する。

4 副本長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(班)

第6条 部に、別表第2に掲げる班を置く。

2 班に班長を置き、班長は別表第2の右欄に掲げる職にある者を充てる。

(部及び班等の分掌事務)

第7条 部及び班の分掌事務は、別表第3のとおりとする。

第3章 現地災害対策本部

(現地災害対策本部)

第8条 本部長は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため特に必要があると認めるときは、災害地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という）を置く。

2 現地本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。

(2) 災害応急対策を実施すること。

(3) 関係機関との連絡に関すること。

(4) その他本部長が特に命じること。

第4章 配備体制

(配備体制)

第9条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

区分	配備基準	配備職員の範囲
1号非常配備	ア 気象警報が発表され、町の広範囲に影響する大規模な災害（河川の氾濫、幹線道路の通行止、住宅密集地における土砂災害等）が発生する可能性が高い、又は発生したとき イ 沿岸南部地域で震度5弱又は5強を観測した場合において災害対策本部長が必要判断したとき ウ 避難情報を発令し、避難所を開設したとき エ その他相当規模の災害が発生したとき	① 本部長 ② 本部運営部及び総務部職員 ③ 本部長指示職員 （避難所開設時は避難所運営職員）

1号津波非常配備	津波注意報が発表されたとき	① 本部長 ② 本部運営部及び総務部職員 ③ 本部長指示職員 ④ 避難所運営職員
2号非常配備	ア 大地震が発生した場合において、本部のすべての組織、機能をあげて災害応急対策を講ずる必要があると認められるとき イ 沿岸南部地域で震度6弱以上を観測したとき ウ 津波警報又は大津波警報が発表されたとき	全職員

- 2 本部長は、前項の表に定める配備職員の範囲のみでは、夜間、休日等の勤務時間外において、1号非常配備に係る配備職員に不足が生じると認められる場合は、同表に定める配備職員の範囲と異なる範囲の職員を指名することができる。

一部改正〔平成17年訓令1号・20年4号・23年15号・29年1号・30年3号・令和3年1号・令和4年6号〕

（活動要領）

第10条 非常配備体制において各部長は、あらかじめ次の措置を講ずる。

- (1) 情報の収集、報告及び伝達並びに応急措置を行うこと。
- (2) 予測される災害に対処し、必要と認められる物資、車両、機材等を点検整備し、直ちに使用できるよう準備を整えること。
- (3) 予測される災害に対処し、必要と認める予防措置を検討し、被害を最小限に止めるために必要な計画を検討すること。
- (4) 状況の推移に応じて、次の配備体制に応じ得る体制を整えること。

- 2 1号非常配備・1号津波非常配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各部長は、前項各号に掲げる措置を行うほか、災害応急対策を実施する。
- (2) 本部長は本部員会議を直ちに開催し、状況に対応する措置を講じる。
- (3) 本部運営部長は、被害状況を取りまとめ、本部長の指示により、関係省庁への報告等の措置を講じる。

- 3 2号非常配備体制においては、本部のすべての組織及び機能をあげて、災害応急対策を実施する。

一部改正〔平成29年訓令1号・30年3号・令和4年6号〕

（配備指令）

第11条 本部長は、第9条第1項に規定する配備基準に従い、各部長に対して、配備体制の指令を発する。

ただし、本部長は、災害の状況により、特定の部に対して同項に規定する区分と異なる配備体制の指令を発することができる。

- 2 各部長は、前項の配備体制の指令を受けた場合は、速やかに、所属の職員に指令する。

- 3 前項の指令を受けた職員は、各部長の定めるところにより、当該職員の所属公所、配置場所に参集し、又は自宅等で待機する。

一部改正〔平成30年訓令3号〕

（自主参集）

第12条 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外において第9条第1項に規定する配備基準に該当する災害の発生又は気象警報等が発表されたことを覚知したときは、配備指令を待たずに、直ちに、所属公所、配置場所に参集する。ただし、危険が伴う等、やむを得ない事情により、所属公所等に参集できないときは、最寄りの避難所に参集又は安全な場所で待機する。

一部改正〔平成29年訓令1号・30年3号〕

(応急配備)

第13条 前条において、当該職員は、参集先の避難所の責任者に対して到着の報告を行い、直ちに、その指示に従い、必要な業務に従事する。

2 前項の規定による到着の報告を受けた避難所の責任者は、その職員の参集状況を取りまとめ、速やかに、本部運営部長に報告する。

3 避難所の責任者は、その後の事情により、第2項に規定する職員を所属公所に移動することが可能と判断した場合は、当該職員の所属部長と協議の上、当該職員の移動を命じる。

一部改正〔平成29年訓令1号・令和4年6号〕

(応援職員の配置)

第14条 各部長は、災害応急対策を実施するための職員が不足する班がある場合は、部内の他の班から応援職員を配置し、又は本部長に対し応援職員の派遣を要請する。

2 本部長は、前項の規定による派遣要請を受けた場合は、速やかに、応援職員の派遣の措置を講じる。

第5章 災害情報

(災害情報)

第15条 各部長は、各班から受けた災害情報を調査部長に報告する。

2 調査部長は、各部長から受けた災害情報を取りまとめ、本部運営部長報告する。

3 本部運営部長は、災害に関する情報を、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の中欄に掲げる内容ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる報告先に報告する。

種 類		内 容	報 告 先
被害 情報	発生報告	被害発生直後に当該被害の概要を報告	沿岸広域振興局経営企画部
	中間報告	災害の規模及び状況が判明したときに随時報告	当該情報に係る事務を分掌する担当課
	決定報告	被害状況が確定し、災害応急対策が終了したときに報告	当該情報に係る事務を分掌する担当課
応急対策報告		被害情報と併せて、災害応急対策の内容及び進捗状況を報告	沿岸広域振興局経営企画部
その他の報告		上記以外の報告で、必要な事項について報告	沿岸広域振興局経営企画部

4 本部運営部長は、収集した災害情報のうち、主要なものについて本部長に報告し、必要と認めるものについては、次の措置を講じる。

(1) 本部員会議への付議

(2) 大槌町災害対策支援本部に対する通知

(3) 防災関係機関の長に対する通知

(4) 報道機関に対する通知

一部改正〔平成22年訓令1号・29年1号・令和4年6号〕

第6章 雑 則

(補則)

第17条 この訓令に定めるもののほか、本部の活動その他に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成10年3月16日訓令第1号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月19日訓令第2号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日訓令第4号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年6月30日訓令第7号）

この訓令は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成17年5月19日訓令第1号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成18年7月1日訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月20日訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月17日訓令第4号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第1号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月31日訓令第15号）

この訓令は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成25年11月12日訓令第15号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月13日訓令第1号）

この訓令は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第6号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第3号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日訓練第19号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日訓令第8号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日訓令第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月1日訓令第6号）

この訓令は、令和4年9月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

全部改正〔平成29年訓令6号〕、一部改正〔平成30年訓令3号・31年19号・令和2年8号・32号・3年1号・4年6号〕

本部に置く部並びに部長及び副部長

部	部長に充てる職	副部長に充てる職
本部運営部	防災対策課長	
総務部	総務課長	監査委員室長
企画部	企画財政課長	
調査部	税務会計課長	
町民部	町民課長	
福祉部	健康福祉課長	協働地域づくり推進課長
産業部	産業振興課長	
土木部	技 監	地域整備課長
水道部	上下水道課長	
教育部	教育次長	学務課長、生涯学習課長

※ 部長と副部長が兼務となっている場合、副部長は、本部長が指名する職員をもって充てる。

別表第2（第6条関係）

全部改正〔平成29年訓令6号〕、一部改正〔平成30年訓令3号・31年19号・令和2年8号・32号・3年1号・4年6号〕

部に置く班及び班長

部	班	班長に充てる職
本部運営部	本部運営班	防災対策班長
総務部	総務班	総務班長
	情報班	職員情報班長
企画部	財政班、輸送・管財班	財政管財班長
	企画調整班	企画政策班長
調査部	調査班	課税班長
	出納班	出納班長
町民部	救援班	国保年金班長
	防疫班	戸籍・住基班長
	食糧班	
	清掃班	環境生活班長
福祉部	福祉班	地域福祉班長
	被災者支援班	
	救護班	健康長寿班長
	地域包括支援班	介護班長
産業部	産業振興班	主幹兼商工観光班長
土木部	管理班	管理班長
	工務班	地域整備課工務班長
水道部	情報班	上下水道課工務班長
	調査復旧班	
	浄水場・処理場班	
	総務班	業務班長
教育部	学校班	大槌型教育推進班長
	避難施設班	生涯学習班長

※ 本部長が、班長を副部長として指名した場合、次席の者を班長とみなす。

別表第3（第7条関係）

全部改正〔平成29年訓令6号〕、一部改正〔平成30年訓令3号・31年19号・令和2年32号・3年1号・4年6号〕
本部の部及び班の分掌事務

部	班名	分掌事項
本部運営部	本部運営班	①災害対策本部の開設及び閉鎖に関すること ②情報の収集、報告に関すること ③災害に対する応急対応又は拡大防止のための対策立案に関すること ④各部の行う防災対策の総合調整に関すること ⑤災害対策本部会議に関すること ⑥県、他市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること ⑦避難所の開設判断、運営調整及び施設管理者との連絡調整に関すること ⑧避難指示等の発令に関すること ⑨防災行政無線等の通信業務に関すること ⑩警戒区域の設定及び立入り制限等に関すること
総務部	総務班	①本部の庶務に関すること ②総合相談窓口の設置に関すること ③自衛隊の災害派遣要請に関すること ④国、県に対する災害に関する要請、陳情、行政外団体との交渉に関すること ⑤報道対応及び報道機関との連絡調整に関すること ⑥災害救助法のとりまとめに関すること ⑦その他、他部に属さない事項
	情報班	①職員の安否確認及び参集状況の把握に関すること ②応援職員の派遣要請に関すること ③県本部に対する資材等のあっせん及び協力要請に関すること ④災害対策応急作業に係る従事命令に関すること ⑤情報の伝達に関すること ⑥通信（器材含む）の確保に関すること
企画部	財政・輸送・管財班	①災害時の財政計画に関すること ②物的応急公用負担命令並びに補償に関すること ③災害関係物品の購入並びに受払に関すること ④緊急輸送車両の確保及び災害時緊急通行車両に関すること ⑤輸送車両用燃料の確保並びに給油券の発行に関すること ⑥町有財産の被害調査・応急対策に関すること ⑦町有車両の集中管理及び配車計画に関すること ⑧災害応急復旧工事等の契約に関すること ⑨災害対応予算に関すること
	企画調整班	①緊急輸送体制確保のため外部機関との連絡、内部調整に関すること ②関係交通機関との連絡調整に関すること ③被災地の交通に関すること
調査部	調査班	①罹災証明の発行に関すること ②災害の情報及び被害状況等の調査取りまとめに関すること ③被災納税者の取扱いに関すること（減免、徴収猶予）

	出納班	①災害対策等の費用の経理に関する事 ②応急業務の出納管理に関する事 ③会計に関する事
町民部	救援班	①生活必需物資の調達及び配分に関する事 ②被災者台帳システムに関する事 ③避難者名簿を用いた避難者数の把握・報告に関する事 ④国民年金申請免除に関する事 ⑤町民の安否確認情報に関する事 ⑥物資の集積拠点及び倉庫の管理に関する事
	防疫班	①防疫用資器材の確保・配布に関する事 ②被災地域の防疫に関する事 ③おおつち斎苑の被害状況調査に関する事 ④おおつち斎苑来客者・委託先従業員の安否確認に関する事 ⑤御遺体の情報収集に関する事 ⑥安置所への収容に関する事 ⑦検視支援に関する事 ⑧御遺体の引渡しに関する事 ⑨御遺体の埋葬許可に関する事 ⑩遺体処理班に関する事 ⑪火葬費用の支給に関する事
	食糧班	①応急食料の調達給与に関する事
	清掃班	①一般廃棄物処理に関する事 ②し尿処理に関する事 ③リサイクルセンターの被害状況調査に関する事 ④避難所のごみ回収に関する事
福祉部	福祉班	①社会福祉施設等の被害調査に関する事 ②生業生活資金の貸与に関する事 ③災害救助法事務に関する事 ④ボランティア活動に係る連絡調整に関する事 ⑤福祉に関する相談窓口等の設置、運営に関する事 ⑥福祉避難施設との連絡調整及び搬送に関する事 ⑦避難行動要支援者の安否確認に関する事 ⑧身体障がい者等に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせんに関する事
	救護班	①救護班の編成及び救護所の設置に関する事 ②医療機関並びに医療関係者の動員に関する事 ③町内（避難弱者）の輸送及び看護に関する事 ④医療施設等の被害調査に関する事 ⑤医療薬品及び衛生材料の把握と手配に関する事 ⑥健康管理活動に関する事 ⑦臨時予防接種の実施に関する事 ⑧感染症情報の収集と対策に関する事 ⑨疫学調査等への協力に関する事 ⑩避難所の感染症対策に関する事 ⑪避難所での健康確認に関する事 ⑫避難行動要支援者連絡（在宅医療介護連携業務）に関する事 ⑬病院診療体制の確認に関する事

	被災者支援班	①義援金の受付、配分に関する事 ②義援物資、町備蓄物資等の授受、配布に関する事 ③在宅避難者等の把握・報告に関する事 ④被災者の生活再建に係る相談に関する事 ⑤災害広報、記録に関する事 ⑥応急仮設住宅の管理に関する事
	地域包括支援班	①指定居宅介護支援事業所利用者の安否確認に関する事 ②高齢者総合相談窓口の開設に関する事 ③在宅高齢者の実態調査に関する事 ④避難所高齢者の実態調査に関する事 ⑤施設替えの調整に関する事 ⑥福祉施設及び居宅介護施設の被害調査及び被害額の算定に関する事
産業部	産業振興班	①産業振興関係の被害調査に関する事 ②県営漁港の被害状況確認に関する事 ③観光客対策に関する事 ④産業関係機関の状況整理に関する事 ⑤産業振興関係の応急復旧及び応急体制調整に関する事 ⑥産業振興関係の町有施設の復旧に関する事 ⑦産業振興関係の災害廃棄物処理調整に関する事 ⑧国・県との補助支援制度調整に関する事 ⑨金融機関との融資調整に関する事
土木部	工務班	①公共土木施設等の被害調査に関する事 ②応急復旧用資材の確保、調達、斡旋に関する事 ③道路施設の保全及び交通制限に関する事 ④道路、河川、橋梁の応急対策及び障害物除去に関する事 ⑤国、県道管理機関との連絡調整に関する事
	管理班	①町営住宅及び公共建築物対策に関する事 ②応急仮設住宅の用地選定、建設、供与及び応急修理に関する事 ③住宅情報相談窓口の設置に関する事 ④被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定に関する事 ⑤公園管理、都市計画施設の被害調査、復旧に関する事
水道部	情報班	①被害状況等の情報収集に関する事 ②関連行政部局への連絡調整に関する事 ③民間企業等との連絡調整に関する事 ④緊急点検及び調査に関する事 ⑤汚水溢水及び浸水等の緊急対策に関する事 ⑥汚水処理場及び雨水ポンプ場の応急復旧に関する事 ⑦災害復旧事業の確認に関する事 ⑧災害査定申請準備に関する事
	調査復旧班 浄水場・処理場班	①応急給水に関する事 ②応急給水に係る支援要請に関する事 ③浄水場の応急復旧に関する事 ④上下水道管路施設の応急復旧に関する事
	総務班	上下水道に係るデータ類の保護に関する事

教育部	学校班	①学園施設、OLAI等の被害調査及び応急復旧に関すること ②学用品及び教材等の調達、確保に関すること ③災害時の応急教育に関すること ④被災児童・生徒の被害調査及び応急対策に関すること ⑤被災児童・生徒に対する学用品等の支給に関すること ⑥被災児童・生徒に対する学校給付金等の減免措置に関すること
	避難施設班	①社会教育施設等の被害調査及び応急復旧に関すること ②指定文化財の被害状況調査及び保護に関すること ③避難所の被害状況調査及び開設に関すること ④避難住民の誘導、受け入れに関すること ⑤避難住民の安全確保に関すること ⑥備蓄物資の保管、使用に関すること ⑦避難所の応急復旧に関すること

3-2 気象予報・警報等の伝達計画

3-2-1 気象警報・注意報の発表基準

令和2年8月6日現在
発表官署 盛岡地方気象台

大槌町	府県予報区		岩手県		
	一次細分区域		沿岸南部		
	市町村等をまとめた地域		釜石地域		
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	9	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	113	
	洪水		流域雨量指数基準	大槌川流域＝22.9　小鎚川流域＝17	
			複合基準　＊1	大槌川流域＝(5, 20.5)　小鎚川流域＝(5, 12.2)	
			指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風	平均風速	陸上	15m／s	
			海上	20m／s	
	暴風雪	平均風速	陸上	15m／s 雪を伴う	
			海上	20m／s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30 c m	
			山沿い	12時間降雪の深さ50 c m	
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	1.3m		
注 意 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	6	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	75	
	洪水		流域雨量指数基準	大槌川流域＝15.1　小鎚川流域＝13.6	
			複合基準　＊1	大槌川流域＝(5, 14.6)　小鎚川流域＝(5, 11)	
			指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風	平均風速	陸上	10m／s	
			海上	15m／s	
	暴風雪	平均風速	陸上	10m／s 雪を伴う	
			海上	15m／s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	0.9m		
	雷	落雷とうにより被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
	乾燥	①最小湿度40％、実効温度65％、風速7m／s以上が2時間継続 ②最小湿度35％、実効温度60％			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続				
低温	夏季：最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬季：①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき				
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温－2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm	

*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

3-3 通信情報計画

3-3-1 災害時優先電話

(1) 災害時優先通信

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、固定電話及び携帯電話の各電気通信事業者が提供しているサービス。

ア 優先電話の概要

災害等で電話が込み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、優先電話はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

イ 優先電話の利用に関する注意点

優先電話は、あくまで電話を「優先」扱いするものであって、必ずつながることを保証するものではない。災害時の通信手段については、優先電話のみに頼ることなく、衛星電話、専用線、自営無線等の複数の通信システムの活用とあわせ、防災機関等において適切に確保することが求められる。

優先電話の割り当てを受けた防災機関等においては、いざという時に優先電話を確実に利用できるよう、優先電話となる電話機にシールを貼る等して、関係者への周知を行うとともに、優先電話を発信専用電話として利用する。

〈参 考〉

電気通信事業法（昭和59年12月・法律第86号）第8条

電気通信事業法施行規則（昭和60年4月・郵政省令第25号）

第5章・第55号～第56号

3-3-2 専用通信施設の設置状況（町）

（平成29年4月現在）

設置場所	施設名称 (呼出名称)	基地、中継、 固定、移動 の別	無線機		通信の 方式	電波の 型式	周波数 MHz	設 置 (常置場所)	通信管理者	使用目的
			出力	台数						
大槌町	ぼうさいおおつちやくば	固定局	1W	1	単信	F3E	63.56	中央公民館	総務課長	防災行政用
	ぼうさいおおつちこうほう	固定局	10	1	〃	〃	69.165	大槌町役場	〃	〃
	ぼうさいおおつち1～50	移動	1W	50	単信	G1C～E	260	大槌町役場他	〃	〃
	920MHz無線電話	固定		17	単信		920	大槌町役場他	〃	〃
水道事業所 大槌町	すいどうおおづち	基地局	5	1	〃	〃	152.17	水道事業所	水道事業所長	水道事業用
	すいどうおおづち1～3	陸上 移動局	5	3	〃	〃	152.17	〃	〃	〃

3-3-3 東北地方非常通信協議会構成員名簿（岩手県内構成員）

構成員名
岩手県
岩手県警察本部
盛岡市
宮古市
大船渡市
北上町
久慈市
遠野市 消防本部
陸前高田市
釜石市
八幡平市
奥州市
雫石町
滝沢市
大槌町
山田町
岩泉町
田野畑村
普代村

構成員名
野田村
洋野町
一戸町
東北漁業無線協会
日本放送協会盛岡放送局
(株)アイビーシー岩手放送
(株)テレビ岩手
(株)岩手めんこいテレビ
(株)岩手朝日テレビ
(株)エフエム岩手
(株)ラヂオもりおか
奥州エフエム放送(株)
盛岡ガス(株)
三陸鉄道(株)
岩手県北自動車(株)
岩手県開発鉄道(株)
(社)岩手県タクシー協会
(一社)日本アマチュア無線連盟岩手県支部
(株)日本政策金融公庫盛岡支店中小企業事業

3-4 情報の収集・伝達計画

3-4-1 被害状況の判定基準

(1) 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分			判定基準
人的被害	死者		死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの
	行方不明		所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
	負傷者	重傷者	1月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者	1月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	全焼、全壊 流失		住家の損壊、消失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%に達した程度のもの
	半壊、半焼		住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の20%以上50%未満のもの
	一部破損		被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
		床下	浸水が住家の床上に達せず、床下に溜まった程度のもの
田畑の被害	流失、埋没		耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの
	冠水		植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他の被害	道路決壊		国道、県及び市町村道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の損害
	橋梁流失		市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害
	堤防決壊		河川法による1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し復旧工事を要する程度の被害
	鉄道不通		汽車、電車等の通行が不能になった程度の被害
	被害船舶	沈没	船体が没し、航行不能になったもの
		流失	流失し、所在が不明になったもの
		破損	修理しなければ航行できないもの
文化財の被害	全壊又は滅失		文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの
	半壊		重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの
	一部破損		被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの

(2) 被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用 語	定 義
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等の施設に常時人が居住している場合には当該部分は住家とする。
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取扱うものとする。
非住家被害	住家以外の建築物で全壊、半壊程度の被害をうけたものをいう。
船 舶	櫓、櫓のみをもって運転する舟以外の舟をいう。
り災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害をうけた世帯をいう。
り 災 者	り災世帯の構成員をいう。

(3) 災害情報は、次の種類別に報告する。

種 類	内 容	報告様式	伝 達 手 段
被 害 情 報	発生報告	被害発生直後にその概要を報告するもの	様式1 防災行政無線 (音声、FAX)
	中間報告	被害の規模及びその状況が判明したとき、随時、報告するもの	様式2 ～22 防災行政無線及び電話 (音声、FAX)
	決定報告	被害状況が確定し、災害応急対策が終了したときに報告するもの	様式2 ～22 文書
応急対策報告	発生報告と併せて、災害応急対策の内容とその進捗状況を報告するもの	様式1	防災行政無線 (音声、FAX)
その他の報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	文書

3-6 交通確保・輸送計画

3-6-1 町内主要事業所所有重機一覧表

(平成29年4月現在)

名 称	ブルドーザ	トラクターショベル	ダンプトラック	グレーダー	バックホー	電 話
大槌町			2	1		42-2111
松村建設(株)		9	10		7	42-3640
八幡組			4		6	42-8600
(有)小松組		2	9		12	42-7268
(有)田中興業		1	17		7	42-5792
(株)藤原組	1	1	3		9	45-2026
(有)岩間建設工業		1	3		5	42-5151
(有)まるたに商事			1		3	42-3626
三浦設備(株)			4		2	26-5641
(株)山口建設			3		2	42-6005
山千(株)		2	2		1	42-3111

(資料：平成29年度 大槌町財政課)

3-6-2 緊急通行車両一覧表

緊急通行車両事前届出一覧

(平成29年1月現在)

No.	所属課	自動車登録番号	車種	従事目的	済 証 年月日	受付 番号	用途	タイプ
1	財政課	岩手 300 る 6207	日産	本部設置・指示	H25. 9. 9	13391	町長車	エクストレイル
2	財政課	岩手 300 ゆ 7787	日産	人員輸送	H25. 9. 9	13376		キャラバン
3	財政課	岩手 200 さ 1938	トヨタ	人員輸送	H25. 9. 9	13375	町民バス	コースター
4	環境整備課	岩手 300 る 6206	日産	災害状況調査	H25. 9. 9	13392		エクストレイル
5	町民課	岩手 400 つ 3723	トヨタ	交通規制・ 避難誘導	H25. 9. 9	13394	交通指導車	ハイエース
6	リサイクルセンター	岩手 480 か 3791	スバル	災害状況調査	H20. 11. 21	10455	軽ダンプ	サンバー軽ダンプ
7	生涯学習課	岩手 480 き 4715	スズキ	災害状況調査	H21. 8. 4	11191		エブリー
8	保健福祉課	岩手 400 つ 3996	日産	被災者の救護・ 救助	H25. 9. 9	13393	日赤車	ADバン
9	保健福祉課	岩手 580 ち 65	スズキ	被災者の救護・ 救助	H21. 8. 4	11187		ワゴンR
10	水道事業所	岩手 800 す 6064	日野	水道施設復旧・ 給水	H24. 3. 27	12242	給水車	給水車
11	学務課	岩手 300 や 6273	トヨタ	人員輸送	H25. 9. 9	13390	S B	ハイエース
12	学務課	岩手 200 さ 1458	三菱	人員輸送	H22. 10. 21	11736	S B	ローザ
13	学務課	岩手 200 さ 1630	三菱	人員輸送	H25. 9. 9	13382	S B	ローザ
14	学務課	岩手 200 さ 1631	日野	人員輸送	H25. 9. 9	13383	S B	リエッセ
15	学務課	岩手 200 さ 1633	日産	人員輸送	H25. 9. 9	13384	S B	シビリアン
16	学務課	岩手 200 さ 1636	三菱	人員輸送	H25. 9. 9	13385	S B	ローザ
17	学務課	岩手 200 さ 1690	日産	人員輸送	H25. 9. 9	13386	S B	シビリアン
18	学務課	岩手 200 さ 1691	日産	人員輸送	H25. 9. 9	13387	S B	シビリアン
19	財政課	岩手 200 さ 1692	トヨタ	人員輸送	H25. 9. 9	13388	町民バス	コースター
20	学務課	岩手 200 さ 1693	日野	人員輸送	H25. 9. 9	13389	S B	リエッセ
21	学務課	岩手 200 さ 1857	日産	人員輸送	H25. 9. 9	13377	S B	シビリアン
22	学務課	岩手 200 さ 1858	日産	人員輸送	H25. 9. 9	13378	S B	シビリアン
23	学務課	岩手 200 さ 1859	日産	人員輸送	H25. 9. 9	13379	S B	シビリアン
24	学務課	岩手 200 さ 1860	日産	人員輸送	H25. 9. 9	13380	S B	シビリアン
25	学務課	岩手 200 さ 1861	日産	人員輸送	H25. 9. 9	13381	S B	シビリアン

3-6-3 町内運送業者

町内運送業者一覧

事業者名	住 所	電 話	備 考
(有)大槌運送	大槌町吉里吉里1-8-4	44-3211	
(有)東開運送	大槌町吉里吉里1-141-1	44-3050	
ナカサンカーゴ	大槌町小槌第19地割38-1	42-3740	

(資料：平成31年 大槌町危機管理室)

3-6-4 用途別、車種別自動車数調

総 数	貨 物 用			乗 合 用		乗 用		特殊車	大 型 特殊車	小 型 二輪車	軽 自 動 車
	普通車	小型車	被牽引車	普通車	小型車	普通車	小型車				
9,660	313	370	5	11	38	1,623	1,993	187	27	168	4,925

(資料：平成30年度版 岩手県統計年鑑)

3-6-5 船艇の所属現有数

船艇の所属現有数及び可動数

種 別 所属及び調達先	無 動 力 船	動 力 船	計	備 考
新おおつち漁業協同組合	0	330	330	

(資料：平成31年3月現在 新おおつち漁業協同組合)

3-6-6 石油プロパン取扱業者一覧表

(平成29年6月現在)

区分	住 所	店 名	電 話	備 考
石 油 類	大槌町大町8-3	(有)阿部石油店	42-2197	油種限定
	大槌町大槌12-125	赤武石油ガス(株)	42-3167	
	大槌町大槌12-B棟	(有)小國石油店	42-3062	油種限定
	大槌町吉里吉里1-2-50	(有)釜甚興産	44-2432	
	大槌町安渡1-19-1	(有)さとだて石油	42-5008	
	大槌町吉里吉里2-5-10	川勝商店	44-2858	油種限定
	大槌町大槌22-18-1	(有)サトウ商会	42-6211	油種限定
	大槌町金沢28-42-2	金沢灯油販売	46-2011	油種限定
プ ロ パ ン ガ ス	大槌町大槌12-125	赤武石油ガス(株)	42-3167	
	大槌町吉里吉里2-5-10	川勝商店	44-2858	
	大槌町大槌24-30-14	後藤プロパン	42-4333	
	大槌町大槌23-E棟	(株)鈴藤商店	42-3362	
	大槌町大槌16-25	(有)JAとおのライフサービス LPGセンター大槌	42-7715	

3-13 災害救助法の適用計画

3-13-1 災害救助法による救助の種類、程度、期間等

(平成30年4月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○ 建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,610,000 円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上建設した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様

炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,140 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3 日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
			冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
			冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500
医療	○医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者・協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上				
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額		分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上				
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う 2 輸送費、人件費は、別途計上				
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住すること	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分 一世帯あたりの限度額 584,000 円以内		災害発生の日から1ヶ月以内					

	とが困難である程度に住家が半壊（焼）した者。			
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具および通学用品は、1人当たり次の金額以内 ・小学生児童 4,400 円 ・中学校生徒 4,700 円 ・高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から（教科書）1ヶ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	1 体当たり 大人（12歳以上）211,300 円以内 小人（12歳未満）168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四井の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処置	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,400 円以内（一時保存） ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1 体当たり 5,300 円以内 （検案） 救護班以外には慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 135,400 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については 100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については 100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については 100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については 100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については 100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については 100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については 100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

3-15 医療・保健計画

3-15-1 医療施設等一覧表

(平成30年3月現在)

(1) 医療施設

病 院 名	所 在 地	電話番号	収容可能人員
県 立 大 槌 病 院	大槌町小槌23-1-1	42-2121	
大槌おおのクリニック	大槌町吉里吉里2丁目9番20号	44-3122	
藤井小児科内科クリニック	大槌町小槌27-3-4シーサイト`タウンマスト2F	42-7788	
道又内科小児科医院	大槌町大槌15地割字辺地ヶ沢95-255	42-2500	
植 田 医 院	大槌町小槌23地割字寺野23-1	42-2130	
ふじまる内科医院	大槌町上町1-16	27-5151	

(2) 歯科医院

病 院 名	所 在 地	電話番号	備 考
小 松 歯 科 医 院	大槌町大槌第15地割95-15	42-7702	
近 藤 歯 科 医 院	大槌町小槌22地割42-1	42-7667	
おおつちじょうない歯科医院	大槌町大ケ口2丁目100-10	42-8418	

(3) 薬局・薬店

病 院 名	所 在 地	電話番号	備 考
菊 屋 薬 局	大槌町小槌27-3-4シーサイト`タウンマスト2F	42-3526	
つ く し 薬 局 本 店	大槌町小槌第23地割23-1	42-8500	
ひ ょ っ こ り 薬 局	大槌町大槌第15地割95-256	27-5220	
ハ ー ブ 薬 局	大槌町吉里吉里1丁目504-10	44-3171	
薬 王 堂 (株) 岩 手 大 槌 店	大槌町大槌22-20-1	42-8399	
ド ラ ッ グ 1 0 0 9	大槌町小槌27-3-4シーサイト`タウンマスト1F	42-4700	
ド ラ ッ ク ヒ ラ ノ	大槌町大ケ口1-7-17	42-3835	
ク リ ス 薬 局	大槌町本町6-18	55-5891	
ツルハドラッグ大槌	大槌町大槌第23地割字沢山8-1	27-5472	

(4) その他の施設

病 院 名	所 在 地	電話番号	備 考
橋 本 整 骨 院	大槌町大ケ口1丁目13-16	42-5308	

3-17 給水計画

3-17-1 水道事業者一覧表

(平成28年11月11日現在)

	工事事業者名	事業所の所在地	市外局番	電話番号
大 槌 町 内	赤武石油ガス(株)	大槌町桜木町 4-10		42-3167
	(有)荒屋タイル店	大槌町小鎚 26-172		42-6866
	(有)エイワ工業	大槌町大槌 12-B 棟		42-2611
	SKC 水道設備	大槌町赤浜 1 丁目 1-1		090-8254-9108
	川勝商店	大槌町吉里吉里 2 丁目 5-10		44-2858
	(有)小松組	大槌町大槌 7-112-1		42-7268
	三陸電業(株)	大槌町大町 7-15		28-1950
	(株)鈴藤商店	大槌町大槌 23-9-E 棟		42-3362
	大安環境衛生(有)	大槌町安渡 3 丁目 10-1		42-2263
	(有)トミーシステム	大槌町小鎚第 20-49		42-7603
	(株)藤原組	大槌町小鎚第 11-76		45-2026
	松村建設(株)	大槌町大槌第 22 字下野 216		42-3640
	(有)丸晴	大槌町赤浜 2 丁目 2-22		42-6217
	(有)山口建設	大槌町大槌第 15-1-13		42-5437
	(有)八幡組	大槌町小鎚第 3-14		42-8600
	山陰設備(株)	大槌町小鎚 19-106-9		27-8145
大 槌 町 外	アクア設備(株)	青森県八戸市沼館 1 丁目 2-12	0178	72-1500
	アタック	釜石市野田 1-1-35		23-9177
	(有)荒井電気商会	釜石市只越町 3 丁目 4-13		22-5247
	(有)イズミ空調	釜石市甲子町第 10-469-28		23-0352
	泉商事(株)	遠野市早瀬町 4 丁目 8-25	0198	62-2076
	(有)石川住宅設備	釜石市小川町 4-3-28		23-3643
	(有)エイゼン建工	釜石市大字平田第 6-3-2		26-5941
	(株)MK コーポレーション	釜石市鶴住居町 8-16-1		55-5507
	釜石ガス工事(株)	釜石市松原町 3 丁目 1-19		22-5907
	北光水道土木(株)	釜石市片岸町 9-41-1		28-3036
	(有)エコシステム	盛岡市緑が丘 4 丁目 1-63	019	663-8663
	ソークテクノ(株)	盛岡市下飯岡 14-99-11	019	614-2511
	(有)浜名設備	盛岡市上堂 3 丁目 10-31	019	641-0251
	(株)溝淵建設	札幌市北区西茨戸 5 条 1 丁目 2-17	011	774-2754
	見前設備	盛岡市東見前 7-94-23	019	639-1225
	(有)山館設備工事	宮古市津軽石 14-38-4	0193	67-2888
	(有)菊池設備	遠野市青笹町中沢 2-27-1	0198	62-8356

	工事業業者名	事業所の所在地	市外局番	電話番号
大 槌 町 外	(有)斎藤設備	山田町豊間根第 3-285	0193	86-3373
	(有)佐藤設備	釜石市定内町 1 丁目 14-4		23-8107
	(有)佐藤建業	山田町大沢第 2-65-2	0193	82-9832
	篠澤管工業(有)	山田町船越第 10-33-1	0193	84-3644
	泉金物産(株)山田営業所	山田町境田町 6-1	0193	82-3557
	(株)東北水道工事	釜石市大字平田第 2-20-1		26-7311
	遠野水道工業(株)	遠野市松崎町白岩 10-41-6	0198	62-3739
	(株)都南建設釜石支店	釜石市千鳥町 1 丁目 1-15		25-2135
	(有)日管水道	釜石市小川町 4 丁目 2-32		23-0316
	(有)花崎産業	釜石市定内町 3 丁目 2-31		23-2100
	松村工業(株)	釜石市中妻町 2 丁目 4-7		23-1888
	(有)マツモト機材工業	宮古市太田 2 丁目 4-44	0193	62-9666
	村松設備工業(株)	釜石市松原町 1 丁目 5-10		24-2425
	(有)最上商店	山田町豊間根 3-33	0193	86-2622
	(有)盛合水道工業所	宮古市津軽石 10-20-1 リハ-サイト [®] ハイツ 102	0193	67-3539
	(有)山繁水道	釜石市鶴住居町 8-36-1 神ノ沢仮設団地		28-2622
	(株)山元	釜石市港町 1-5-25		22-1805
	(有)鈴木建設	釜石市松原町 2-2-24		22-1716
	(有)電化プラザカネヨシ	釜石市中妻町 1-15-15		25-2461
	(株)日水設備工業岩手支店	釜石市中妻町		55-4416
	濱口設備	釜石市平田 2-25-277		26-5582
	三浦設備(株)	釜石市平田 2-64-8		26-5641
	リフォームショップランナー	釜石市鶴住居町		080-5551-5036
	(有)旭技研	山田町織笠	0193	82-6131
	越田工業	山田町織笠	0193	82-0494
	アクア工業(株)	盛岡市西青山	019	647-2775
	(株)板宮建設	金ヶ崎町西根矢来	0197	42-2225
	花南水道土木(株)	花巻市下根子	0198	22-3988
	(有)昆組	矢巾町高田	019	697-6058
	(株)近藤設備北上営業所	北上市流通センター	0197	62-5090
	(株)サンライフ	奥州市水沢区	0197	51-2288
	J・ウォーター(株)	盛岡市上堂	019	646-9511
	(株)鈴陶	遠野市中央通	0198	62-2463
	(株)高設	盛岡市上厨川	019	645-4286

	工事業業者名	事業所の所在地	市外局番	電話番号
大 槌 町 外	(株)立石工務店	遠野市早瀬町	0198	63-1731
	(株)平山工業所	遠野市松崎町	0198	62-2541
	(有)丸水工業	雫石町名子	019	692-5458
	(株)よつばテクノ	盛岡市上堂	019	646-5110
	(株)ワールド設備機器	奥州市胆沢区小山字峠 27-1	0197	47-1572
	内田工事(株)	北上市孫屋敷 13-11	0197	64-7213
	(株)矢幅エンジニア	紫波郡矢巾町大字広宮沢 5-50-1	019	697-8155
	(株)アベ設備工業	名取市高館吉田字東内館 46-2	022	738-8102
	栄伸産業	滝沢市根堀坂 120-5	019	681-6181
	サトー設備	山田町山田 19-129	0193	82-0126
	(有)高橋設備	奥州市胆沢区小山字小林 17	0197	47-2370
	アックス草刈設備(株)	大崎市古川福浦字道ノ上 103-1	0229	22-2105
	(有)小田嶋設備工業	花巻市石鳥谷町上口 2 丁目 1-6	0198	45-5583
	北桜設備(株)	北上市村崎野 24-20-17	0197	62-5222
	(株)神道設備	宮古市長町 1 丁目 7-6	0193	77-4067
	(有)東環	大船渡市大船渡字赤沢 19-1	0192	27-7347
	(有)ゴトウ設備仙台支店	仙台市青葉区		050-5806-3736
	藤原工業	盛岡市黒川 8-36-9		090-1062-5575
	(株)K 設備	宮古市金浜 2-2-8	0193	63-1308
	(有)北山水道工業所	盛岡市三ツ割 3 丁目 2-20	019	661-1511
	(株)まるも	北上市鍛冶町 2-14-12	0197	65-2231

2-17-2 給水用具保有一覧

種 別	台 数 箇 数	所 管 者	所 管 者 住 所	電 話
防災用水袋	60 5,200枚	大槌町水道事業所	大槌町大ケ口1-5-19	42-2035
給水タンク	3基 1.0m ³ 4台 0.5m ³ 4台			
給水タンク車	3,000ℓ 1台			

3-20 廃棄物処理・障害物除去計画

3-20-1 ごみ処理業者一覧

所在地	名 称	電 話	所有能力	所有台数	備 考
大槌町安渡3-10-1	大安環境衛生(有)	42-2263	4t	1台	委託分
大槌町新港町11-1	マルコ清掃社	42-6661	4t	1台	委託分

3-20-2 し尿処理業者一覧

所在地	名 称	電 話	所有能力	所有台数	備 考
大槌町小鍵14-60	大槌衛生社	42-2556	6t	2台	2t 1台、4t 1台
大槌町安渡3-5-2	大安(株)環境衛生部	42-4141	15t	3台	7t 1台、4t 2台

4 災害復旧・復興計画

4-2 災害復旧・復興計画

4-2-1 災害復興住宅等に関する融資一覧表

(令和元年12月1日現在)

種目	(1) 災害復興	(2) 地すべり関連	(3) 宅地防災
概 要	自然災害により被害が生じた住宅の建設、購入又は補修に要する資金の貸付 (独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第5項)	地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋の移転等に要する資金の貸付 (同左法第13条第6項)	宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事に要する資金の貸付 (同左法第13条第6項)
融資の対象	1 住宅の建設 2 住宅の購入 3 住宅の補修	地すべり等防止法第24条第3項により承認を得た関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第25条第1項による勧告等に基づく 1 住宅の移転又は建設 2 住宅の購入	宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律又は建築基準法による勧告又は改善命令に基づく 1 のり面の保護 2 排水施設の設置 3 整地 4 擁壁の設置(旧擁壁の除去を含む)
融資要件	1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から災証明書を交付されていること ・建設・購入の場合は、「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の災証明書を交付されていること。 ・補修の場合は、住宅に被害が生じた旨の災証明書を交付されていること。 2 自分が居住するために建設、購入又は補修すること。 3 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと。 4 個人(日本国籍の方、永住許可などを受けている外国人の方)又は法人であること。	1 関連事業計画又は勧告に基づいて住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から証明書類の発行を受けた方であること。 2 関連事業計画の公表の日又は勧告の日から2年以内に申込むこと。 3 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと。 4 自分が居住するため又は他人に貸すために移転又は建設等すること。 5 個人の方(日本国籍の方か永住許可などを受けている外国人の方)又は法人であること。	1 宅地について勧告又は改善命令を受けた方であること。 2 勧告を受けた日から2年以内又は改善命令を受けた日から1年以内に申込むこと。 3 住宅金融支援機構の資金以外に必要な資金を用意できること。 4 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと。 5 申込日現在、原則として79歳未満であること。 6 個人の方(日本国籍の方か永住許可などを受けている外国人の方)であること。
一戸当たりの床面積及び構造階数等の要件	1 各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること。 2 木造の場合の建て方は一戸建て又は連続建てであること(建設・購入の場合のみ) 3 敷地の利権が転貸借でないこと。 4 住宅部分の床面積は、制限がなし。ただし店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上が必要	1 各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること。 2 住宅部分の床面積が建設の場合は原則として13㎡以上、購入の場合は50㎡以上(共同建ての場合は40㎡以上)であること。 3 木造の場合は一戸建て又は連続建てであること(建設・新築購入の場合のみ) 4 敷地の権利が転貸借でないこと。 5 建築基準法その他関係法令に適合していること。	

貸付金の限度		所要額又は融資限度額のいずれか低い額	<u>1,170万円</u> 又は工事費の9割のいずれか低い額
利率	個人向け 0.36 % (令和元年12月1日現在)	個人向け 0.36 % 事業者向け 0.16 % (令和元年12月1日現在)	個人向け 0.36 % 事業者向け 0.16 % (令和元年12月1日現在)
期間	25年又は35年以内	25年又は35年以内	15年以内

4-2-2 災害復興住宅資金

(令和元年12月1日現在)

貸付対象	根拠法令	融資限度額	貸付条件
火災、地震、暴風雨等の災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。 1 建設資金 (1) 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合 (2) 整地資金 建物と同時に宅地についても被害をうけて整地を行う場合 (3) 土地取得資金 宅地が流出したなどで新たに宅地を取得する場合	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）	1 建設資金 <u>1,680 万円</u> 2 整地資金 <u>450 万円</u> 3 土地取得資金 <u>970 万円</u>	1 据置期間 <u>3年以内</u> （この期間返済期間を延長する。） 2 返済期間 耐火構造、準耐火構造、木造（耐久性） <u>35年以内</u> 木造（一般） <u>25年以内</u> 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済
2 購入資金 (1) 購入資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合 (2) 土地取得金 敷地の所有権又は賃借権を取得する場合		1 新築購入資金 <u>2,650 万円</u> 2 中古住宅購入資金 (1) リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション <u>2,650 万円</u> (2) リ・ユース住宅、リ・ユースマンション <u>2,320 万円</u> ※ 購入資金のうち、土地取得資金は <u>970 万円</u> が限度	1 据置期間 <u>3年以内</u> （この期間返済期間を延長する。） 2 返済期間 (1) 新築購入 耐火構造、準耐火構造、木造（耐久性） <u>35年以内</u> 木造（一般） <u>25年以内</u> (2) 中古住宅購入 リー・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション <u>35年以内</u> リ・ユース住宅、リ・ユースマンション <u>25年以内</u> 3 利子 固定金利 4 返済方法 現金均等返済又は元利均等返済

3 補修等資金 (1) 補修資金 住宅に被害が生じた旨のり災証明書の交付を受けた場合 (2) 引方移転資金 補修する家屋を引方移転する場合 (3) 整地資金 宅地に被害を受けて整地する場合		1 補修資金 <u>740 万円</u> 2 引方移転資金 <u>450 万円</u> 3 整地資金 <u>450 万円</u> ※ 2と3を合わせて利用する場合は、合計で <u>450 万円</u> が限度	1 据置期間 <u>1年以内</u> （返済期間は延長しない。） 2 返済期間 <u>20年以内</u> 3 利子 <u>固定金利</u> 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済
--	--	--	--

4-2-3 生活福祉資金

貸付対象	根拠法令	資金種類	貸付限度額の目安	貸付条件
低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯のうち、他から融資を受けることのできない世帯	生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）	融資資金福祉費（災害援護資金）	1世帯 150 万円以内	1 据置期間 6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 連帯保証人 原則必要（ただし連帯保証人を立てられない場合でも利用可能） 4 利子 連帯保証人有：無利子 連帯保証人無：年1.5% 5 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還（ただし繰上償還可能） 6 申込方法 借入申込書に官公署が発行するり災証明書、被災証明書等を添付し民生委員を通じ、市町村社会福祉協議会を経由して都道府県社会福祉協議会へ申し込む。
		福祉資金福祉費（住宅改修費）	1世帯 250 万円以内	

4-2-4 災害援護資金

(平成27年4月1日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が 1人世帯 <u>220 万円以内</u> 2人世帯 <u>430 万円以内</u> 3人世帯 <u>620 万円以内</u> 4人世帯 <u>730 万円以内</u> 5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、 <u>1,270 万円以内</u> 平成14年8月1日現在	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年9月18日法律第82号)	対象被害及び貸付限度額 1 世帯主の1ヵ月以上の負傷 <u>150 万円</u> 2 住居の全壊 <u>250 万円</u> 3 住居の半壊 <u>170 万円</u> 4 家財の3分の1以上の損害 <u>150 万円</u> 5 重複被害 (1) = 1 + 2 <u>350 万円</u> (2) = 1 + 3 <u>270 万円</u> (3) = 1 + 4 <u>250 万円</u> 6 住居全体の滅失若しくは流失 <u>350 万円</u>	1 据置期間 <u>3年</u> (特別の事情がある場合5年) 2 償還期間 据置期間経過後7年 (特別の事情がある場合5年) 3 貸付 利率 <u>年 3 %</u> (据置期間中は無利子) 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 延滞利率 <u>年 10.75 %</u>

5 災害協定

5-1 災害協定等の締結状況

5-1-1 災害医療救護活動に関する協定

協定締結先	項 目	内 容
釜石医師会	所在地	釜石市中妻町3-6-10
	電話番号	0193-23-7875
	F A X 番号	0193-23-5485
	締結年月日	平成10年11月 1 日
	協定締結事項等	災害時の医療救護活動
釜石歯科医師会	所在地	釜石市大町3-1-35
	電話番号	0193-22-6480
	締結年月日	平成30年 1 月11日
	協定締結事項等	災害時の歯科医療救護活動

5-1-2 岩手県防災ヘリコプター応援協定

協定締結先	項 目	内 容
岩手県	所在地	花巻市葛3-183-1 岩手県航空防災センター
	電話番号	0198-26-5251
	F A X 番号	0198-26-5256
	締結年月日	平成 8 年10月 1 日
	協定締結事項等	防災ヘリの応援要請等

5-1-3 災害時におけるプロパンガス設備の応急対策用機材の調達 並びに応急対策要員確保の要請に関する協定

協定締結先	項 目	内 容
岩手県高圧ガス保安協会 釜石支部	所在地	釜石市鈴子町147-5釜石ガス(株)内
	電話番号	0193-22-3535
	F A X 番号	0193-22-3542
	締結年月日	平成19年 2 月 1 日
	協定締結事項等	プロパンガス及び設備等

5-1-4 災害時における応急対策燃料の調達等に関する協定

協定締結先	項 目	内 容
岩手県石油商業協同組合 釜石支部	所在地	大槌町吉里吉里1-2-50
	電話番号	0193-44-2432
	F A X 番号	0193-44-2118
	締結年月日	平成21年 6 月24日
	協定締結事項等	応急対策用燃料等
富士見総業（株）	所在地	青森県弘前市紺屋町185
	電話番号	0172-33-8533
	F A X 番号	0172-35-6735
	締結年月日	平成23年 8 月 1 日
	協定締結事項等	災害時石油系燃料確保及び供給協力

5-1-5 災害時における応急生活物資の調達に関する協定

協定締結先	項 目	内 容
株式会社マイヤ	所在地	大船渡市盛町字木町14番地 5 号
	電話番号	0192-27-2165
	衛星携帯電話	090-7338-2214
	F A X 番号	0192-27-9849
	締結年月日	平成21年10月 1 日
	協定締結事項等	応急生活物資の調達等
DCMホームック株式会社	所在地	札幌市厚別区厚別中央三条2-1-1
	電話番号	011-892-6611
	災害用専用電話	0120-228-047
	F A X 番号	011-892-2164
	締結年月日	平成21年10月 1 日
	協定締結事項等	応急生活物資の調達等

5-1-6 災害時における電力復旧協力に関する協定

協定締結先	項 目	内 容
東北電力（株） 釜石電力センター	所在地	釜石市甲子町10-210-3
	電話番号	0193-27-2501
	F A X 番号	0193-27-2591
	締結年月日	平成21年 2 月27日
	協定締結事項等	電力復旧

5-1-7 災害時における資機材等物資の供給協力に関する協定

協定締結先	項 目	内 容
DCMホームック株式会社	所在地	札幌市厚別区厚別中央三条2-1-1
	電話番号	011-892-6611
	災害用専用電話	0120-228-047
	F A X 番号	011-892-2164
	締結年月日	平成21年10月 1 日
	協定締結事項等	災害時における資器材等物資の供給協力に関する協定

5-1-8 災害時の情報交換に関する協定

協定締結先	項 目	内 容
国土交通省 東北地方整備局	所在地	宮古市藤の川4-1
	電話番号	0193-62-1711
	F A X 番号	0193-63-0887
	締結年月日	平成21年11月 9 日
	協定締結事項等	災害対策現地情報連絡員派遣

5-1-9 災害時の相互応援に関する協定

協定締結先	項 目	内 容
岩手県内市町村	締結年月日	平成8年10月7日
	協定締結事項等	物資・資機材の提供、職員の派遣等
豊中市	所在地	大阪府豊中市中桜塚3-1-1
	電話番号	06-6858-2683
	F A X 番号	06-6858-2667
	E メール	kikikanri@city.toyonaka.osaka.jp
	自治体衛星通信	7-027-503-8900(大槌内線発番号)
	締結年月日	平成25年6月14日
	協定締結事項等	物資・資機材の提供、職員の派遣等
富士宮市	所在地	静岡県富士宮市弓沢町150番地
	電話番号	0544-22-1319
	F A X 番号	0544-22-1239
	E メール	bosai@city.fujinomiya.lg.jp
	自治体衛星通信	7-022-249-9000、9001(大槌内線発番号)
	締結年月日	平成29年8月8日
	協定締結事項等	物資・資機材の提供、職員の派遣等

5-1-10 大規模災害発生時における支援協定

協定締結先	項 目	内 容
岩手県生活衛生同業組合 中央会	所在地	盛岡市志家町3-13 岩手県美容会館内
	電話番号	019-624-6642
	F A X 番号	019-654-2741
	締結年月日	平成25年1月22日
	協定締結事項等	避難場所及び情報の提供等
釜石地区生活衛生同業組合 連絡協議会	所在地	釜石市中妻町2-18
	電話番号	0193-23-1203
	締結年月日	平成25年1月22日
	協定締結事項等	避難場所及び情報の提供等

5-1-11 災害時における応急車両整備等の支援協力に関する協定

協定締結先	項 目	内 容
岩手県自動車整備振興会 釜石支部	所在地	釜石市鈴子町55-5 トヨタ部品東北共販株式会社釜石営業所内
	電話番号	0193-24-2065
	F A X 番号	0193-22-0396
	締結年月日	平成25年3月28日
	協定締結事項等	災害業務従事車両の応急整備及び資機材の貸出

5-1-12 復興と防災への取り組みに関する協定

協定締結先	項 目	内 容
Google Ireland Limited	締結年月日	平成25年2月15日
	効力発生日	平成25年3月7日
	協定締結事項等	災害情報に関する技術的な協力等

5-1-13 災害時における物資供給に関する協定

協定締結先	項 目	内 容
N P O 法人 コメリ災害対策センター	所在地	新潟市南区清水4501-1
	電話番号	025-371-4185
	F A X 番号	025-371-4151
	E メール	npo@komeri.bit.or.jp
	締結年月日	平成23年12月23日
	協定締結事項等	災害時における物資の供給

5-1-14 災害時における物資輸送等に関する協定

協定締結先	項 目	内 容
ヤマト運輸株式会社 岩手主管支店	所在地	北上市流通センター17-3
	電話番号	0120-01-9625
	F A X 番号	0197-68-2863
	締結年月日	平成26年 8 月18日
	協定締結事項等	災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等

5-1-15 災害時における飲料の確保に関する協定

協定締結先	項 目	内 容
みちのくコカ・コーラ ボトリング株式会社	所在地	紫波郡矢巾町大字広宮沢1-279
	電話番号	0193-26-7575 (釜石営業所)
	F A X 番号	0193-26-7574 (釜石営業所)
	締結年月日	平成27年 6 月25日
	協定締結事項等	災害時における飲料の確保

5-1-16 災害支援に関する協定

協定締結先	項 目	内 容
特定非営利活動法人 市民航空災害支援センター	所在地	埼玉県さいたま市北区日進町2-544-1 埼玉NP0ハウス内
	電話番号	048-729-6151
	F A X 番号	048-729-6152
	締結年月日	平成28年 2 月 4 日
	協定締結事項等	航空機による人員、物資の搬送及び調査、視察

5-1-17 災害時等の救助犬の出動に関する協定

協定締結先	項 目	内 容
佐々木 光義	所在地	大槌町桜木町第15地割地内
	締結年月日	平成28年 4 月14日
	協定締結事項等	救助を要する者の存在を救助犬により確認

5-1-18 災害時における農地・農業用施設の復旧支援に関する協定

協定締結先	項 目	内 容
岩手県土地改良事業 団体連合会	所在地	盛岡市本宮二丁目10番1号
	電話番号	019-631-3200
	F A X 番号	019-631-3260
	締結年月日	平成29年7月18日
	協定締結事項等	農地等災害復旧に関する支援

5-1-19 令和2年度 自然災害時における災害対応に関する協定

協定締結先	項 目	内 容
有限会社田中興業	所在地	大槌町大槌6-150-14
	電話番号	0193-42-5792
	F A X 番号	0193-42-6366
	締結年月日	平成29年4月1日
	協定締結事項等	自然災害に係る公共施設応急対策の実施
株式会社山千	所在地	大槌町大槌12-65
	電話番号	0193-42-3111
	F A X 番号	0193-42-5336
	締結年月日	平成29年4月1日
	協定締結事項等	自然災害に係る公共施設応急対策の実施
松村建設株式会社	所在地	大槌町大槌22-216
	電話番号	0193-42-3640
	F A X 番号	0193-42-4976
	締結年月日	平成29年4月1日
	協定締結事項等	自然災害に係る公共施設応急対策の実施
有限会社岩間建設工業	所在地	大槌町安渡1-6-3
	電話番号	0193-42-5151
	F A X 番号	0193-42-5152
	締結年月日	平成29年4月1日
	協定締結事項等	自然災害に係る公共施設応急対策の実施
有限会社まるたに商事	所在地	大槌町上町2-12
	電話番号	0193-42-3626
	F A X 番号	0193-42-3673
	締結年月日	平成29年4月1日
	協定締結事項等	自然災害に係る公共施設応急対策の実施
株式会社山口建設	所在地	大槌町大槌15-1-13
	電話番号	0193-42-6005
	F A X 番号	0193-42-6005
	締結年月日	平成29年4月1日
	協定締結事項等	自然災害に係る公共施設応急対策の実施
有限会社小松組	所在地	大槌町大槌7-112-1
	電話番号	0193-42-7268
	F A X 番号	0193-42-7357
	締結年月日	平成29年4月1日
	協定締結事項等	自然災害に係る公共施設応急対策の実施
有限会社八幡組	所在地	大槌町小槌3-14
	電話番号	0193-45-2105
	F A X 番号	0193-42-8601

株式会社藤原組	締結年月日	平成29年4月1日
	協定締結事項等	自然災害に係る公共施設応急対策の実施
	所在地	大槌町小鎚11-76
	電話番号	0193-45-2026
	F A X 番号	0193-45-2987
	締結年月日	平成29年4月1日
	協定締結事項等	自然災害に係る公共施設応急対策の実施

5-1-20 令和2年度 自然災害時等における緊急対応業務に関する協定

協定締結先	項 目	内 容
三浦設備株式会社	所在地	釜石市大字平田2-64-8
	電話番号	0193-26-5641
	F A X 番号	0193-26-6124
	締結年月日	平成29年4月1日
	協定締結事項等	自然災害に係る下水道関連施設応急対策業務の実施
松村建設株式会社	所在地	大槌町大槌22-216
	電話番号	0193-42-3640
	F A X 番号	0193-42-4976
	締結年月日	平成29年4月1日
	協定締結事項等	自然災害に係る下水道関連施設応急対策業務の実施
有限会社岩間建設工業	所在地	大槌町安渡1-6-3
	電話番号	0193-42-5151
	F A X 番号	0193-42-5152
	締結年月日	平成29年4月1日
	協定締結事項等	自然災害に係る下水道関連施設応急対策業務の実施
有限会社小松組	所在地	大槌町大槌7-112-1
	電話番号	0193-42-7268
	F A X 番号	0193-42-7357
	締結年月日	平成29年4月1日
	協定締結事項等	自然災害に係る下水道関連施設応急対策業務の実施
有限会社八幡組	所在地	大槌町小鎚3-14
	電話番号	0193-45-2105
	F A X 番号	0193-42-8601
	締結年月日	平成29年4月1日
	協定締結事項等	自然災害に係る下水道関連施設応急対策業務の実施
株式会社藤原組	所在地	大槌町小鎚11-76
	電話番号	0193-45-2026
	F A X 番号	0193-45-2987
	締結年月日	平成29年4月1日
	協定締結事項等	自然災害に係る下水道関連施設応急対策業務の実施

5-1-21 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

協定締結先	項 目	内 容
介護老人保健施設 ケアプラザおおつち (医療法人あかね会)	所在地	大槌町小鎚14-82-1
	電話番号	0193-41-1200
	F A X 番号	0193-41-1202
	締結年月日	平成22年 8 月30日
	協定締結事項等	福祉避難所としての施設利用
グループホーム 城山の杜 (株式会社信樹会)	所在地	大槌町大槌15-5-1
	電話番号	0193-55-4012
	F A X 番号	0193-55-4032
	締結年月日	平成22年 8 月30日
	協定締結事項等	福祉避難所としての施設利用
大槌町ディサービスセンター はまぎく (社会福祉法人 大槌町社会福祉協議会)	所在地	大槌町小鎚23-86-4
	電話番号	0193-42-2059
	F A X 番号	0193-42-2051
	締結年月日	平成22年 8 月30日
	協定締結事項等	福祉避難所としての施設利用
小規模多機能型 居宅介護事業所 ほっとおおつち (社会福祉法人 大槌町社会福祉協議会)	所在地	大槌町大槌12-71-2
	電話番号	0193-55-6011
	F A X 番号	0193-55-6012
	締結年月日	平成22年 8 月30日
	協定締結事項等	福祉避難所としての施設利用
障がい者支援施設 四季の郷 (社会福祉法人大洋会)	所在地	大槌町小鎚16-18-1
	電話番号	0193-41-1521
	F A X 番号	0193-41-1522
	締結年月日	平成22年 8 月30日
	協定締結事項等	福祉避難所としての施設利用
特別養護老人ホーム 三陸園 (社会福祉法人堤福社会)	所在地	大槌町吉里吉里32-18-25
	電話番号	0193-44-2121
	F A X 番号	0193-44-3768
	締結年月日	平成22年 8 月30日
	協定締結事項等	福祉避難所としての施設利用
特別養護老人ホーム らふたあヒルズ (社会福祉法人堤福社会)	所在地	大槌町吉里吉里29-21-57
	電話番号	0193-43-1133
	F A X 番号	0193-43-1135
	締結年月日	平成22年 8 月30日
	協定締結事項等	福祉避難所としての施設利用
幼保連携型認定こども園 つつみこども園 (社会福祉法人堤福社会)	所在地	大槌町吉里吉里2-2-3
	電話番号	0193-44-2838
	F A X 番号	0193-44-3223
	締結年月日	平成28年 5 月18日
	協定締結事項等	福祉避難所としての施設利用
吉里吉里保育園 (社会福祉法人 吉里吉里保育園)	所在地	大槌町吉里吉里21-60-8
	電話番号	0193-44-2535
	F A X 番号	0193-44-2535
	締結年月日	平成28年 5 月18日
	協定締結事項等	福祉避難所としての施設利用

まごころ就労支援センター おおつち (特定非営利活動法人 遠野まごころネット)	所在地	大槌町大槌7-9
	電話番号	0193-42-7666
	F A X 番号	0193-42-7666
	締結年月日	平成28年 5 月18日
	協定締結事項等	福祉避難所としての施設利用

5-1-22 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

協定締結先	項 目	内 容
東日本電信電話株式会社 (N T T 東日本)	所在地	盛岡市中央通1-2-2
	電話番号	019-625-4960
	F A X 番号	019-629-1566
	締結年月日	平成25年11月27日
	協定締結事項等	特設公衆電話の設置・利用

5-1-23 避難施設の鍵の管理に関する覚書

協定締結先	項 目	内 容
岩手県立大槌高等学校	所在地	大槌町大槌第15地割71-1
	電話番号	0193-42-3025
	締結年月日	平成25年 4 月25日
	協定締結事項等	避難施設の鍵の管理
安渡分館・避難ホール	所在地	大槌町安渡2-11-1
	電話番号	0193-42-2111
	締結年月日	平成29年 9 月 1 日
	協定締結事項等	避難施設の鍵の管理
大槌町立大槌学園	所在地	大槌町大槌第15地割71-9
	電話番号	0193-42-2023
	締結年月日	平成29年12月 1 日
	協定締結事項等	避難施設の鍵の管理

5-1-24 施設使用に関する覚書

協定締結先	項 目	内 容
臼澤 富久	所在地	大槌町小槌第20地割地内
	締結年月日	平成25年11月 5 日
	協定締結事項等	防災用備蓄倉庫を設置するための土地の借上げ
宗教法人吉祥寺	所在地	大槌町吉里吉里4-4-7
	締結年月日	平成25年11月 5 日
	協定締結事項等	防災用備蓄倉庫を設置するための土地の借上げ

5-1-25 災害時における避難所に関する覚書

協定締結先	項 目	内 容
臼澤 富久 臼澤鹿子踊保存会	所在地	大槌町小槌第20地割地内
	締結年月日	平成26年 3 月25日
	協定締結事項等	避難施設としての活用
宗教法人吉祥寺	所在地	大槌町吉里吉里4-4-7
	締結年月日	平成26年 4 月 1 日
	協定締結事項等	避難施設としての活用

資料 6 地区防災計画

6-1 安渡地区津波防災計画（平成25年10月策定）

安 渡 地 区 津 波 防 災 計 画

～ 東日本大震災の教訓を次世代に継承する ～

【2013 年 10 月版】

安 渡 町 内 会

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災（以下、「3.11」と略称する。）は、わが町安渡地区（安渡 1 丁目・2 丁目・3 丁目・港町・新港町）にも甚大な被害をもたらした。津波等による犠牲者は 218 人にも上った（人口 1,943 人に占める 11.2%）。

安渡地区は、町内でも屈指の防災に熱心な地区と評価されてきた、にもかかわらず、である。安渡地区でなぜこれほどの被害が出てしまったのか、その検証と防災計画の見直しが必要である。

安渡地区の住民のほとんどが地区外の応急仮設住宅等に居住し、集まるのもままならない中で、2012 年 4 月、地区内の 3 つの町内会をひとつに統合し安渡町内会を設立した。今回の地区防災計画づくりを、新しいコミュニティ再生の契機としたい。

そこで、安渡町内会（会長：佐藤稲満）は、3.11 での住民の避難行動や避難所運営を検証し、既存の防災計画を抜本的に見直すことを目的に、2012 年 6 月 2 日、町内会役員を中心に、大槌町、外部専門家で構成する「安渡町内会防災計画づくり検討会」を設置し、2012・13 年度の全 11 回の「検討会」、13 年 4 月 19 日の「大槌町長への計画案報告会」、同 8 月 4 日の「住民懇談会」、同 9 月の「住民意向調査」等を経て、この新しい防災計画を作成した。

今後とも、自然災害に決して油断せず、3.11 の教訓を次世代に継承し、地域防災力の向上を続けることを肝に銘じるものである。

目 次

1 3.11 の教訓とルール	2
(1) 避難行動	2
(2) 避難所運営	6
2 安渡町内会の防災組織図	10
3 今後の予防対策	12
4 検討会参加者	12



写真 大槌町を襲う巨大津波

（2011 年 3 月 11 日、橋本匠市氏撮影、煙山佳成氏提供）

■ 1 3.11 の教訓とルール ■■■

(1) 避難行動

1) 3.11 での避難行動の教訓

3.11 での安渡地区住民の避難行動について、アンケート・ヒアリング・検討会での協議結果等をもとに、その教訓と論点を抽出した。

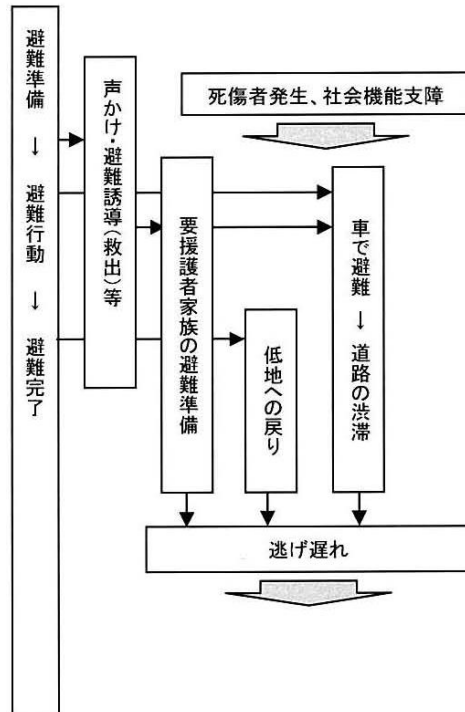
なお、避難行動の要因分析の手法は資料編第3章に、犠牲者を対象とした「死亡状況調査」の速報は資料編第4章に収録する。

【凡例】ア：アンケート結果、ヒ：ヒアリング結果、検：検討会、他：その他

被災・対応の流れ	避難行動の教訓と論点
(1) 地震直後～10 分程度 大きな揺れによるわが街の被害の様子と、それに対する住民、地域社会による対応をイメージします。	(地震発生後の避難開始時間) ・「5分以内」34%、「10 分以内」56%、「20 分以内」84%、逆に「21 分以上」9%【ア】。 (避難の信念) ・「地震発生時にいた場所が危険だと思った」(51%)、「地震の後、津波が来ることを知っていた」(47%)人は早く避難した【ア】。 ・沿岸部に近い事業所や保育園、高齢者等が率先避難した【ヒ・検】。 (避難の遅れ) ・避難が遅れた人の 49%は「地震発生時にいた場所まで津波が来るとは思わなかった(「想定外」)」【ア】。 ・道路渋滞・要援護者の存在・安否確認・低地への戻り等で逃げ遅れた【ア・ヒ・検】。 ・犠牲者のうち、自宅で避難しなかった、あるいは逃げ遅れて自宅付近にいた人が 2/3 に上る【他】。 ⇒「想定外による逃げ遅れ」をいかに防ぐか？ ⇒夜間での要援護者支援は可能か？ (避難のきっかけ) ・災害情報(防災行政無線等)、声かけに促された人は少なかった(前者 15%、後者 20%)【ア】。 ・津波を見に行き、逃げ遅れた【ヒ・検】。 ⇒避難のきっかけをどう提供できるか？

(2) 10～30 分程度

街の被害の連鎖と、住民の避難行動、地域での避難支援と逃げ遅れの状況をイメージします。



(車での避難)

- ・道路の渋滞で逃げ遅れた(11%)【ア】。
- ・道路の渋滞が徒歩避難の支障になった【ヒ・検】。
- ・車が要援護者の搬送に役立った【ヒ・検】。
- ・町外から車で戻ってきた【ヒ・検】。

(「車での避難」を認める条件)

- ・「要援護者を搬送する場合」(62%)、「車道が混雑し始める早い時期」(36%)、「車道が広い場合」(27%)等【ア】。

⇒「車での避難」をどこまで認めるか？

(要援護者)

- ・家族に要援護者がいて逃げ遅れた(7%)【ア】。
- ・要援護者を支援して逃げ遅れた(4%)【ア】。
- ・避難路に階段があり上れず犠牲になった【ヒ・検】。
- ・消防無線を持たない消防団員が逃げ遅れた【ヒ】。
- ・そもそも高齢者率が高いのに対し、支援者が少ない(共助の限界)【他】。

⇒要援護者をどのように支援するか？

(低地に戻ることに)

- ・大切なモノを取るために低地(浸水区域)に戻って逃げ遅れた(5%)【ア】。

⇒「低地への戻り」をいかに防ぐか？

(3) 津波襲来時

津波襲来時の住民の避難完了と、地域での逃げ遅れの状況をイメージします。



(避難場所等への津波襲来前の到着時間)

- ・「5分以内」34%、「10分以内」57%、「20分以内」91%、逆に「21分以上前」9%【ア】。
- ・早く避難を開始しているのに、避難の完了が遅い(犠牲者と紙一重の人が34%)【他】。
- ・「安渡地区内の指定避難場所」に避難した人が40%(=地区内避難者の72%)【ア】。
- ・安渡全体で218人の犠牲者が出た(→犠牲者の死亡原因調査が必要)【検】。
- ・今後の益々の高齢化、担い手不足を想定すると、自助の啓発、夜間等の「想定外」での自助・共助の検討が重要【検】。

⇒今回の教訓を現在の復興事業、今後の防災計画にどう反映するか？

2) 避難行動のルール

3. 11 での教訓等を踏まえ、避難行動のルールを以下のとおり定める。

(1) 地震直後～10 分程度

＜避難の遅れ、避難の信念＞

1. 住民は、想定にとらわれず自主的な判断で、安全な避難場所・避難路を目指せるよう、家庭の避難計画、避難訓練を考えること。
2. 町内会は、「想定外による逃げ遅れ」をなくすため、より一層の自助の啓発を行うこと（地域・学校での防災教育、町民による語り部、災害教訓の記録・伝承、想像力を喚起する避難訓練、脆弱性の可視化（標高や海岸線からの距離等）、ハザードマップの開示等の方法を考えること）。
3. 町内会は、「想定外による逃げ遅れ」をなくすため、厳しい条件での避難行動（支援）手順を考えること。

■厳しい条件（夜間の要援護者支援）での行動手順（例示）

- 住民も役員も率先避難・声かけ（自・共）
- （家族で搬送できない場合）要援護者を玄関まで出す（自）
- （地震後早い時間の場合）役員は避難場所方向に向かいながら搬送する（共）
- （地震後早い時間の場合）自動車でも搬送してもよい（自・共）
- 役員は避難場所に到着したら避難場所に止まり、避難所運営の準備を始める（共）
- 役員は低地に戻ろうとする住民等を避難場所に引きとめる（共）
- 役員は避難者・行政等と協働で避難所運営を行う（共）

〔凡例〕（自）＝自助、（共）＝共助

＜避難のきっかけ＞

4. 住民は、住民自ら率先避難をしながら、周囲に声かけをすること。
5. 町内会は、避難のきっかけづくり（率先避難、声かけ等）について防災教育等を通じて波及させること。
6. 町内会は、行政に対して、災害情報等の情報伝達手段の整備を要望すること（防災行政無線同報系の配備、避難場所への通信手段・電源・燃料等の配備、避難支援者への無線機の配備等）。

(2) 津波襲来まで

＜車での避難＞

7. 町内会は、「車での避難」について、一定の条件の下で認めることとし、そのルールを協議して決めること。

■「車での避難」を認める条件（例示）

- 対象者：徒歩避難が難しい要援護者
- 利用時間：車道が混雑し始める前の早い時期（およその時間を想定しておく）
- 対象避難路：スロープ、手すりなど要援護者への配慮がなされた幅員の広い道路
- 対象避難場所：安全性、広さ、避難生活に必要なもの等が備わった施設
- その他

8. 町内会は、行政に対して、7.の条件に合う避難場所・避難路の整備等を要望すると同時に、施設整備に合わせた避難計画を考えること。

<災害時要援護者支援>

9. 町内会は、要援護者支援に関わる基本任務（率先避難、声かけ、避難所運営等）と、それを超えて対応する場合に備えるべき条件を考えること。

■要援護者支援に関わる条件（例示）

- 支援の時間を限定する（地震後15分以内を目安）
- 避難のタイミングを知らせる無線機を携帯する
- 支援の内容を限定する（安全な避難場所に向かって、率先避難、声かけ、避難所運営等）
- 予め登録している（一定の自助活動を行っている）要援護者を対象とする
- それ以上の支援は、自己責任で行うものとし、町内会の任務としない
- その他

10. 要援護者の家族は、必要な移動手段の準備や避難訓練への参加などの一定の自助を行うこと。

<低地に下りること>

11. 住民は、低地に再び下りないよう、家族の避難方法（待合せ場所）を事前に話し合っておくこと、地震後は「津波てんでんこ」で各自がその場で最善の避難を行うこと。

12. 町内会は、低地に下りることを避難場所で抑止すること。

(2) 避難所運営

1) 3.11 での避難所運営の教訓

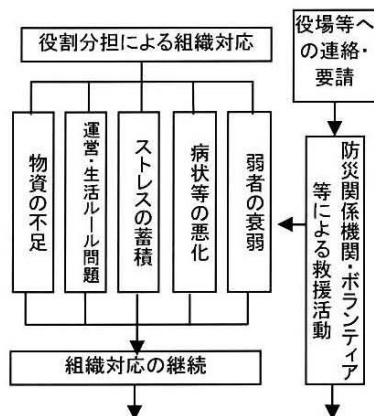
3.11 での安渡地区における避難所運営について、アンケート・ヒアリング・検討会での協議結果等をもとに、その教訓と論点を抽出した。

【凡例】ア：アンケート結果、ヒ：ヒアリング結果、検：検討会、他：その他

被災・対応の流れ	避難所運営の教訓と論点
(1) 津波到達後 3 時間程度 津波到達後、多くの避難者で混乱する避難所の様子と、それに対する町内会の初動対応をイメージします。	・安渡小学校に 800 人超の避難者で混乱【検】 ・避難生活の場所：[安渡小学校 25%、その他避難所 14%、自宅 15%、親戚宅等 6%、その他 37%]【ア】 ・大徳院には生活機能が備わっていたので避難所として利用できた【検】。 ・本部開設のため、2丁目町内会役員を中心に数人が参集（参集できない役員もいた）【検】 ・町内会が学校長と施設利用方針を協議（耐震性に問題があり決断が遅れる）【ヒ・検】 ・避難者を校庭等に一時待機（テント設置）【ヒ・検】 ・備蓄物資・資器材の不足（米 30kg、発電機等）【検】 ・想定していなかった活動への対応（燃料班など）【検】 ・児童・住民、傷病者・要援護者等の安否確認【ヒ】 ・傷病者の保護・応急処置【ヒ・検】 ⇒大勢の避難者をどう受け入れるか？
(2) 3～24 時間程度 避難者を受け入れるも、人・モノ・情報・空間が不足する中、様々な問題解決に迫られる状況をイメージします。	・建物の安全確認後、避難者の受入（3/11 の 17 時頃に講堂を開放、講堂に 130 人収容他）、教室を片づけて徐々に生活面積を拡大【ヒ・検】 ・要援護者を学校長・会長宅で保護【ヒ】 ・保健室、保育所の確保 ・「安渡2丁目町内会自主防災事業部」による運営（～3/12）【ヒ】 ・物資の調達（遠野に買い出し、沢で水くみ等）【ヒ】 ・炊き出し（小おにぎり一人一つずつ配給、要援護者を優先）【ヒ】 ・傷病者等対応（低体温症で死亡、重傷者・妊婦を医大に搬送）【ヒ】 ・避難者情報の収集と避難者への情報提供【検】 ⇒施設利用方針、優先業務をどう考えるか？

(3) 24～72 時間程度

避難所の問題状況の深刻化と、それに対する組織的対応(本部会議や班別活動)等をイメージします。

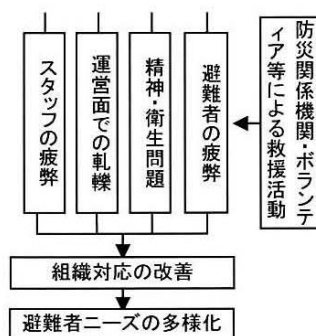


- ・「安渡地区津波対策本部」の体制開始(3/13～、救援物資班、施設管理班、防災警備班、燃料・機械班、給水給食班)【ヒ】
- ・本部会議の開催(第1回:3/15、議題は避難者の状況、行政等との連携、健康相談)【ヒ】
- ・[避難所運営で作業分担した人:47%(生活物資の調達・仕分け・配分、炊き出し等)、分担しなかった人:34%]【ア】。
- ・朝礼での各種情報提供(被害・応急復旧情報、行政情報、行事、注意等)【ヒ】
- ・傷病者等対応(肺炎、インフルエンザ等、救急車で搬送)
- ・必要設備等の製作(ガレキの活用)【ヒ】
- ・自衛隊による救援活動(3/13～、物資、給食、入浴、搜索、瓦礫等)【ヒ】
- ・避難者名簿は2日目に作成(1週間以上後にパソコンで管理)【ヒ】
- ・物資の流れ:自衛隊⇒津波対策本部⇒避難所⇒救援物資班⇒避難者【検】
- ・救援物資は、ある程度集まってから、平等に配分(救援物資班)。*物資の配分がとくに大変【検】
- ・在宅避難者、他の避難所等への対応(物資の配分等)
- ・避難所運営でとくに困ったこと:「生活物資 45%」、「生活環境 41%」、「運営ルール 28%」等【ア】。

⇒組織体制、運営方針・生活ルールをどう考えるか?

(4) 4 日～1 ヶ月程度

組織対応の改善と、関係者の疲弊、ニーズの多様化等をイメージします。

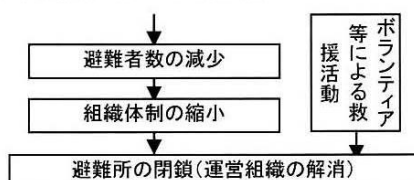


- ・医療・保健・衛生関係の救援等(3/15～、軽度医療、メンタルケア、健康相談、衛生管理等)【ヒ】
- ・ボランティア活動の受け入れ【ヒ】
- ・大槌町避難所代表者会議の開催(第1回:3/20、避難所間の連携等)【ヒ】
- ・ライフラインの救援(発電機、3/22 電話、3/23 水)【ヒ】
- ・救援物資が続々到着(ニーズとのギャップ、アクセス道路の重要性)【ヒ・検】
- ・食品の安全(食生活改善協議会)、食物アレルギー等への配慮(乳幼児、高齢者、女性等)【ヒ】
- ・避難者ニーズ多様化への対応(洗濯、入浴、プライバシー、散髪等)【ヒ】

⇒医療・保健・衛生面の問題、多様な避難者ニーズへの対応は?

(5) ～4・5 ヶ月後(7/31)

避難者の減少に伴う避難所の縮小・閉鎖までの状況をイメージします。



- ・避難者の減少 → 組織体制の縮小【ヒ】
- ・避難所の閉鎖(7/31)【ヒ】
- ・今後の避難所運営対策としてとくに大事なこと:「生活物資の備蓄 40%、情報収集・伝達手段の配備 33%、医療救護所の整備 23%、等」【ア】。
- ・今後は、在宅避難を前提にした避難所運営対策【検】
- ・避難と避難所運営をセットにした訓練【検】

⇒今後の避難所運営対策としてとくに大事なことは?

2) 避難所運営のルール

3. 11 での教訓等を踏まえ、避難所運営のルールを以下のとおり定める。

(1) 災害前

＜平常時の体制づくり＞

1. 災害時に「避難所運営本部」を有効に機能させるため、平常時から、「防災拠点本部」(本部長: 安渡町内会長)を設置し、避難所運営に関する協議や訓練を行うこと。
2. 安渡小学校跡地のコミュニティ施設を地域の避難所とし、古学校及び惣川の集会所を臨時避難所とすること。

(2) 津波到達後 3 時間程度

＜避難所の開設・受入＞

3. 避難所の開設判断は、夜間・休日の場合も考慮して、施設管理者だけでなく、町内会が主体的に対応できる仕組みを作ること(開設基準、判断の主体等)。
4. 防災拠点本部、施設管理者、区担当職員が協議して、避難所運営本部を設置すること。避難所運営本部には、本部長の下に、総務・情報班、施設管理班、物資・燃料班、救護・救援班を設置すること(但し、災害後に班の新設・変更はありうる)。
5. 避難者受入のため、建物の被害点検を行い、必要に応じて、被害箇所の応急処置(片付け、養生、立ち入り禁止の張り紙等)を行うこと。
6. 避難してきた避難者等に対して、負傷者・要援護者、避難所運営に協力できる人、待機する人などの目的に応じた集団化(「目的集団化」)を図ること。

＜在宅避難者への対応＞

7. 住宅被害を免れた住民には出来る限り自宅での生活を継続してもらうこととし、運営本部は在宅避難者に対し、物資や情報等を供給する仕組みを作ること。

＜初動期の組織体制＞

8. 初動期の組織体制は、4.の役割分担を基本としつつも、役員が参集できない場合や想定外の活動に対して柔軟な対応が求められる。そのため、平常時から、多様な運営シナリオと訓練を繰り返し、災害対応力の向上を図ること。

＜初動期の対応＞

9. 初動対応での優先業務としては、安否確認、食料確保、傷病者対応、ライフライン確保等が重要であり、それらの事前準備・備蓄を図ること。但し、優先業務が時間によって変化することにも留意すること。
10. 傷病者や要援護者の安否確認や保護、応急処置、生活支援等を優先的に行うこと。
11. 生活物資の不足が最大の問題の一つであったため、平常時からトイレ・水・発電機・燃料・生活物資・資器材等の備蓄や、事業所・住民との協定等を進めること。なお、沢水や受水槽・浄化槽の活用、井戸水へのポンプ設置、手造り工作物など、地区にあるものの活用方法を発掘しておくこと。

(3) 3～24 時間程度

＜施設利用＞

12. 災害時に必要な施設用途として、生活場所、会議室、救護所、物資の保管場所、調理室、炊き出し、仮設トイレ、たき火、ゴミの場所等を想定すること。コミュニティ施設の整備においては、平常時の文化・教養機能等との整合を図りながら、防災機能の充実を図ることを町に要望すること。
13. 物資や情報等の流れを円滑に進めるため、避難所の生活場所毎に「生活班」を設定し、班長を決めること。
14. トイレの設置は組立式や便袋など多様な手段を用いて迅速に行い、トイレの利用・清掃・処分は避難者でルールを決め分担すること。

＜情報収集・伝達＞

15. 運営上必要な避難者情報について、受入後出来るだけ速やかに、名簿の作成を行い、継続的に更新すること(名簿の記入例:氏名、性別、住所、避難所の生活場所区分、公開の可否、入退所日等)。
16. 避難者が必要とする情報について、町役場や関係団体等から速やかに収集し、朝礼や貼り紙などを用いて提供すること(情報例:災害・余震、被害・安否、町の応急対策、物資・ライフライン等の供給、避難所の施設配置、作業当番等)。

(4) 24～72 時間程度

＜避難所の円滑な運営＞

17. 避難所運営本部の円滑な運営のため、本部会議・班別会議の開催等を通じて、運営班長との調整、生活班長や在宅避難者との連携を図ること。
18. 物資等の配分は、要援護者等に優先的に配慮にし、健全者には公平に行うこと。
19. 3.11 では避難所運営や生活をめぐるトラブルは少なかったが、今後の円滑な避難所運営のため、運営ルール、生活ルールを策定すること。また、状況に応じて適宜修正すること。
 - ①運営ルール:人・モノ・情報・空間などの資源調達・配分・管理の方法等の決まり。
 - ②生活ルール:生活時間、生活空間の使い方、生活マナー(ゴミの分別の徹底、身の回りの清掃、飲酒・タバコ等)、プライバシー等の決まり。

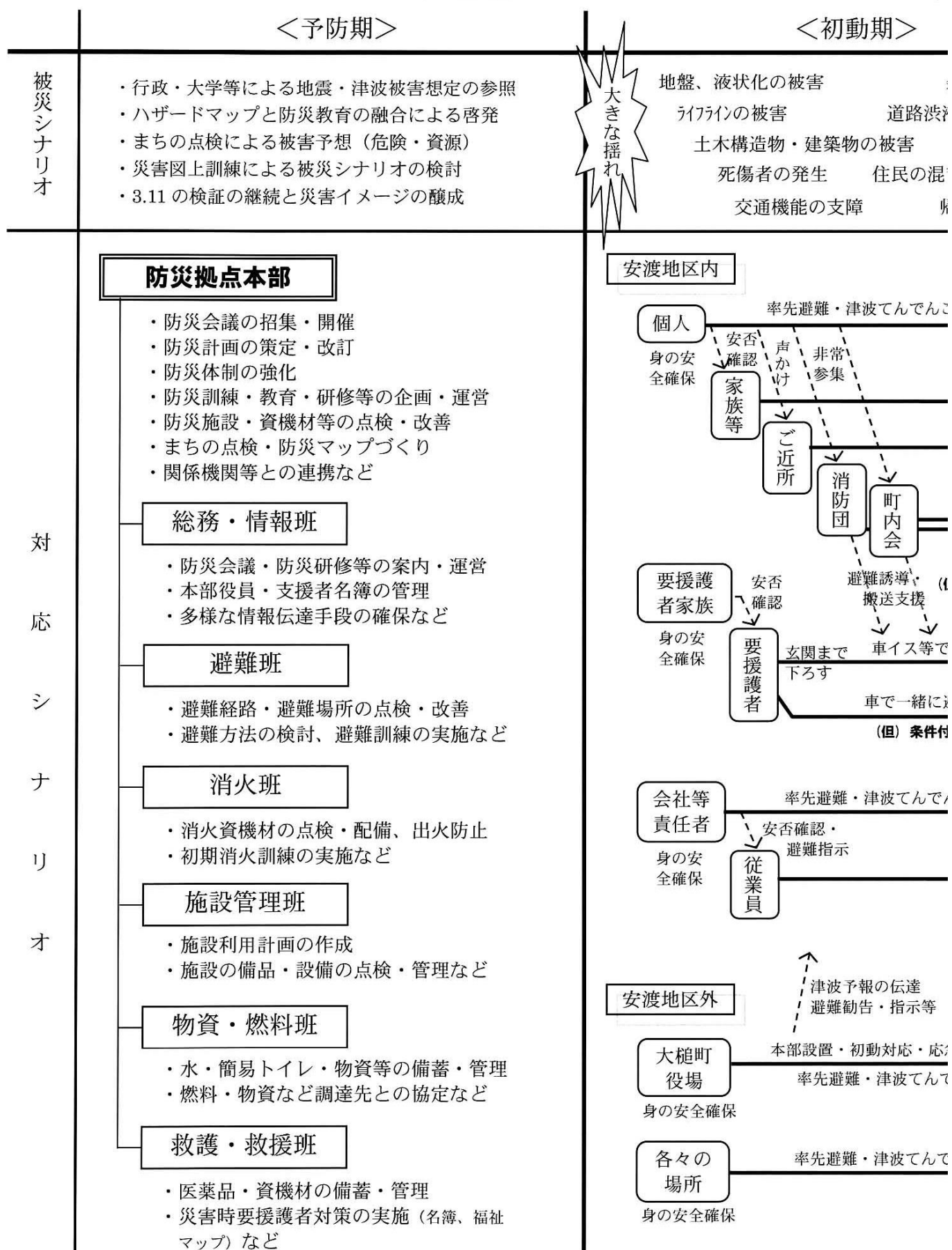
(5) 4日～1ヶ月程度

＜避難者ニーズの多様化と縮小＞

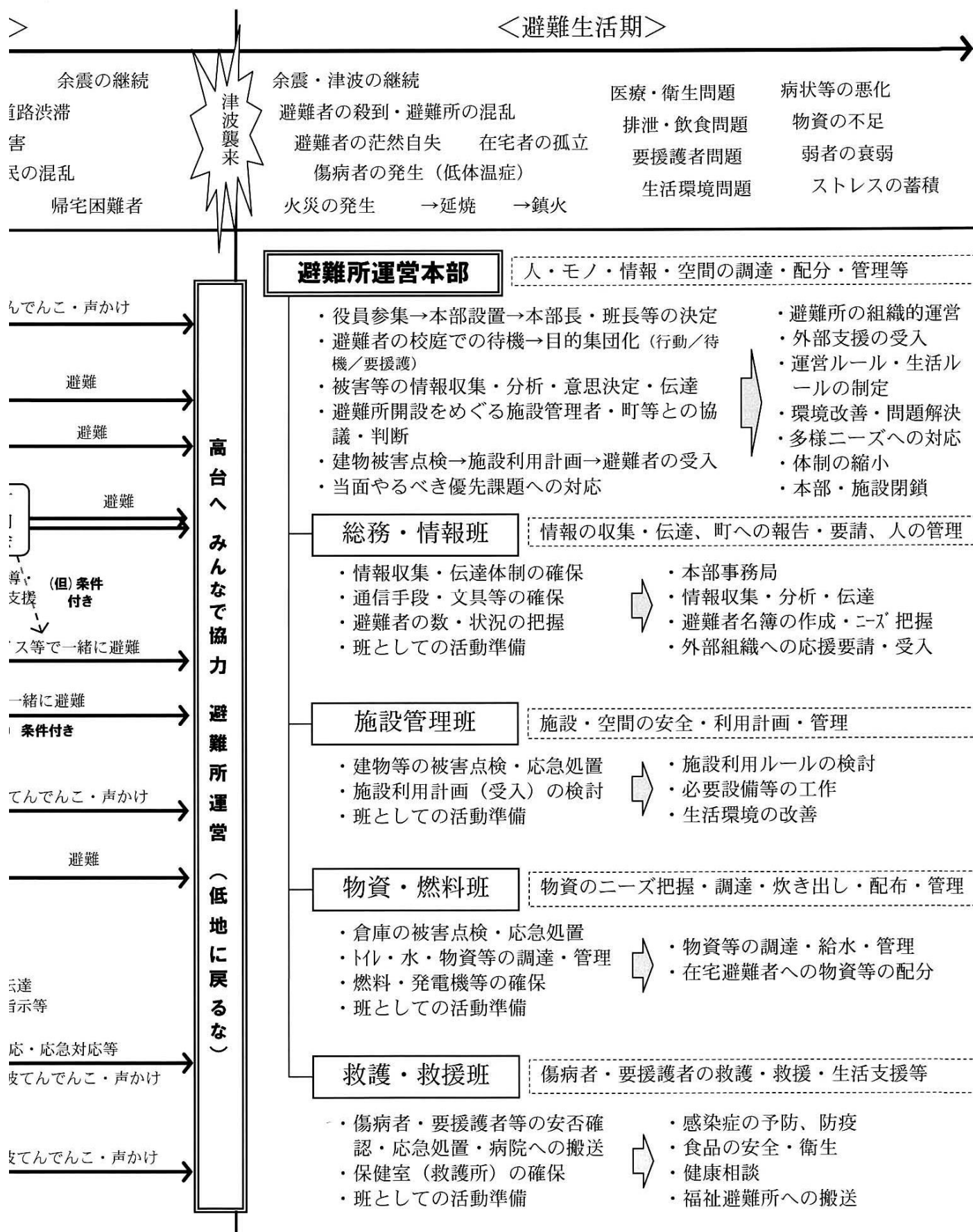
20. 傷病者への応急救護、病院への移送等の医療救護体制を構築するため、事前に町と協働で検討しておくこと。
21. 避難生活の継続に伴い、感染症予防、健康相談、心理カウンセリング等、保健・衛生面での対応が求められることから、事前に町と協働で検討しておくこと。
22. 時間とともに、避難者の生活ニーズが多様化することから、温かい食事、寒さ、暑さ、風呂、洗濯など、継続的にニーズ把握と対応の準備を行うこと。
23. 避難者の減少に合わせて、避難所運営の体制等を徐々に縮小・合理化するなど、施設利用の平常化に向けた対応についても、事前に検討しておくこと。

■ 2 安渡町内会の防災組織図 ■■■

＜初動期＞は、率先避難と声かけをしながら「てんでんこ」で間の調達・配分・管理等を一致協力して行う。＜予防期＞は、



こ」で高台に避難する。＜避難生活期＞では、避難所運営本部を設置し、避難所運営のための人・モノ・情報・空は、防災拠点本部を設置し、避難行動、避難所運営等に関わる自助の啓発、共助の計画・訓練等の備えを行う。



■ 3 今後の予防対策 ■■■

（1）基本的な考え方

◎3.11の教訓・ルール（「安渡地区津波防災計画」）にもとづく地域防災力の向上

「東日本大震災の教訓を次世代に継承する」ため、3.11の教訓・ルールをいかに予防対策に盛り込み、地区住民に啓発・継承し、実行性を高めていけるかが永遠の課題である。そのため、その啓発・継承の仕組みを絶えず検討すると同時に、安渡地区における防災教育や防災訓練等の予防対策を工夫・継続し、地域防災力の向上を図る。
→具体的には、1）地域や学校での防災教育の活性化、2）想像力・実行力を高める防災訓練の絶えざる工夫、3）今後益々の高齢社会に向けた災害時要援護者支援対策の検討、4）「大槌町地域防災計画」への反映等を行う。

（2）今後の主な検討事項

1）地域や学校での防災教育の活性化

- 3.11や過去の様々な記録にもとづく「安渡アーカイブ化プロジェクト」（仮）の推進
- 語り部・現地ガイド等による災害経験の伝承
- 地域の歴史や文化、地域・地形等の学習
- 「地区防災計画」の普及啓発・講義

2）想像力・実行力を高める防災訓練の絶えざる工夫

- 「地区防災計画」（避難行動・避難所運営のルール等）の検証を狙いとする各種防災訓練、避難～本部の開設・運営・情報伝達等を目的とする総合防災訓練の企画・運営
- 大槌町、消防署、消防団、警察署、学校、産業・福祉事業者、隣接町内会等との連携

3）今後益々の高齢社会に向けた災害時要援護者支援対策の検討

- 「要援護者支援に関わるルール」にもとづく、要援護者・支援者の名簿登録、福祉マップづくりのあり方、共助による個別支援内容の具体化等を検討する。
- 要援護者支援避難誘導訓練：「要援護者支援に関わるルール」の検証を狙いとする各種防災訓練の企画・運営

4）「大槌町地域防災計画」への反映、その他

- 「地区防災計画」を「大槌町地域防災計画」に反映するため、大槌町との懇談会を開催する。
- 脆弱性の可視化（標高や海岸線からの距離等）、ハザードマップの開示方法など、必要に応じて適宜検討する。

6-2 吉里吉里地区防災計画 （本編・1～4を転載（平成26年7月策定））

大槌町吉里吉里地区自主防災計画
～津波からの避難について～
(案)

平成 26 年 7 月 24 日
吉里吉里地区自主防災計画策定検討会

あいさつ

あの忌まわしい大震災から3年半になろうとしております。

「災害は忘れたころにやってくる」という有名な格言がありますが、数百年に一度ともいわれる大津波は、私達の予測をはるかに超える被害をもたらしました。当大槌町吉里吉里地区では97名の方が犠牲となり、350余世帯の家屋が被災しました。

その後、多くの皆さんには、避難所や親戚知人宅への避難、そして仮設住宅等への入居など不自由な生活を余儀なくされております。

復興も当初計画どおりに進まず、焦る気持が高まる中に、一方では、時間の経過とともに、震災意識の風化も否めないことであります。

二度とこのような惨事に遭わないためには、「いち早く逃げる」「高い所に避難する」という極めて基本的なことが希薄になっていたのではないかと、自問自答し、家族や友人とも思いを新たにしました。

幸い岩手大学防災センターから当地区での自主防災活動について支援があり、町内会、消防団、小中学校PTA等とともに平成25年3月からこれまで8回にわたって自主防災について話し合いを重ねてきました。

復興計画が目に見えない中、自主防災への関心は十分とは言えませんが、意識を絶やさず、継続し繋いでいくことが大切だろうと考えます。

今回の案を更に多くの皆さんに読んでもらい、理解を深めながら、災害に備える地区自主防災の一つの指針としてまとめあげたいと考えます。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里地区
自主防災計画策定検討会 藤本 俊明

目 次

I 本編

1. 検討会の趣旨と吉里吉里の取り組み	・ ・ ・ ・ ・ 1
2. 被害状況と復興計画の概要	・ ・ ・ ・ ・ 2
3. 検討の経過	・ ・ ・ ・ ・ 7
4. 避難の指針・心構え	・ ・ ・ ・ ・ 10
5. 避難の指針・心構え（解説編）	・ ・ ・ ・ ・ 12
6. 今後の予防対策（検討課題）	・ ・ ・ ・ ・ 21

II 資料編

1. 吉里吉里地区自主防災計画検討会 議事録	・ ・ ・ ・ ・ 25
2. 「吉里吉里地区避難行動調査」の結果と検証	・ ・ ・ ・ ・ **
3. 「図上訓練 DIG（災害想像力ゲーム）」の成果	・ ・ ・ ・ ・ **
4. 検討会参加者名簿	・ ・ ・ ・ ・ **

I 本 編

1. 検討会の趣旨と吉里吉里地区の取り組み

ここ大槌町吉里吉里地区では、東日本大震災によって、関連死も含めて 97 名の方が犠牲となりました。その一方で、非常に多くの住民が自主的に避難し、また地区内の各種関係者が避難支援や広報にあたり、また被災者の救援・救助にあたりました。こうした地区内の助け合い活動がなければ、被害はもっと大きかったと思われます。こうした経験を踏まえ吉里吉里地区では、犠牲となった方がたのことを思い、また地区内で取り組んだことを振り返り、将来の防災に備えるための準備を開始しました。

津波などの大災害が発生すると予想された段階で、その被害を最小限度に食い止めるためにすばやくかつ落ち着いて行動できるのは、地域住民と、その時点で地域内にいる関係者（公務員や事業関係）です。それゆえ、住民や関係者自身の手で、自主防災計画をつくる必要があります。

いざというときは、数十年後かもしれませんし数百年後かもしれませんが、その時のために、まず、自分自身や家族が身を守るためにどのように行動するのか、また、地域内の被害を最小限度に抑えるために住民のリーダーや各種関係者がどのように行動したらよいのかを、災害が起こる前から策定しておこうというものです。被害の危険をあらかじめ想定して、自分たち自身で心構えをもち、行動の指針をもち、なおかつ、時間の進行に合わせて対応していくシナリオ（段取り）を持つというものです。そして、これらを整理して、地区住民や関係者のだれにでもわかりやすい文言や図式にしたものが、自主防災計画です。

吉里吉里地区では、この計画を策定する会議を発足させました。会議は、住民が主体となって、地区の自主防災計画を策定するという趣旨で、平成 25 年（2013 年）3 月に、まず準備会として勉強会のようなかたちで発足しました。この検討会議の発展や進行には、地区復興まちづくり協議会役員、町内会会長・役員、小学校・中学校関係者・PTA 会長、地元消防団（第三分団 1 部・2 部）、民生児童委員、そして 1 丁目から 4 丁目の住民の有志が加わりました。論議を活性化するために、岩手大学地域防災研究センターや防災都市計画研究所、ほか各分野の専門家も加わりました。以後、会議は、地区住民が自由に参加できるかたちで、進めました。

こうして、平成 25 年 3 月からの約 1 年 3 ヶ月間に、合計 8 回の会議を重ねてきました。その結果、初年度（平成 25 年度）のテーマである「津波から命をまもること」について、吉里吉里版「津波のよけ方」（津波災害からの自主防災計画）、別の言い方をすれば「津波避難行動の心構え・指針」を策定することとしました。

平成 26 年度（2014 年度）からは、①他の災害の危険の検討、②避難所の立ち上げと運営、③地区自主防災計画案を基にした大槌町役場との協議（懇談）へと、進めていきたいと思っています。また、復興まちづくりの進展に合わせて適宜、自主防災計画を見直していきたいと思っています。

吉里吉里地区防災自主計画策定検討会議長 藤本俊明

事務局：大槌町中央公民館吉里吉里分館長 芳賀博典
岩手大学教育学部社会学研究室／地域防災研究センター

2. 被害状況と復興計画の概要

防災計画を考える上での前提条件として、①東日本大震災における大槌町および吉里吉里地区での被害概況、②復興計画（復興事業）とそれが実現した場合のまちの環境を把握しておく必要がある。

(1) 東日本大震災における大槌町での被害概況

東日本大震災に伴う津波は、三陸沖を震源とする M9.0 の地震により引き起こされ、東北地方を中心とする広い沿岸地域に甚大な被害をもたらした（写真 2-1）。気象庁は、地震発生後 3 分後に大津波警報を発表し、津波第 1 波が到達してから 30 時間ほど経過後津波警報へ切替え、13 日早朝に津波注意報に切替え、13 日夕刻に津波注意報を解除した。津波の最大波は釜石で 4.2m 以上となっているが、これは波高の観測可能な範囲を超えてしまっており、正確な値は得られていない。津波の浸水範囲と痕跡高の調査結果は図 2-1 に示すとおりで、低平地のほとんどの地域が浸水した。陸上浸水高は海岸線に近い殆どの地域で 10m を上回っており、これは 3 階建ての建物が完全に水没してしまうことになる（表 2-1）。



写真 2-1 津波来襲後の吉里吉里地区の様子（写真提供：自衛隊）

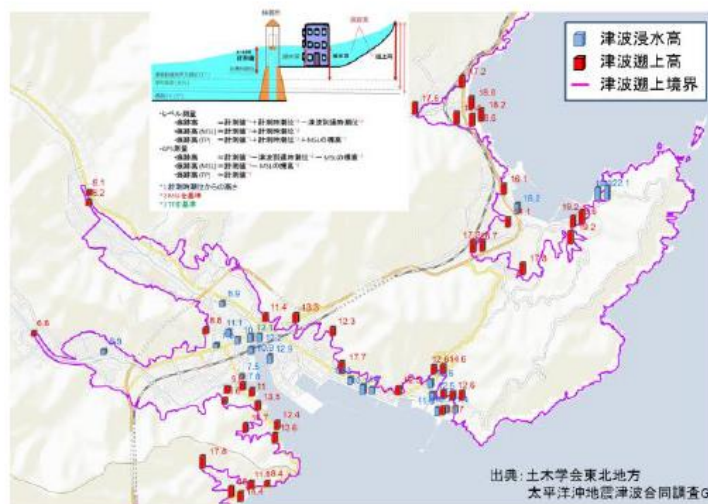


図 2-1 津波浸水範囲と痕跡高（浸水高・遡上高）

表 2-1 東日本大震災津波の概要

発生日時	平成 23 年 3 月 11 日（金）14 時 46 分頃
震央地名	三陸沖：北緯 38° 6.2" ,東経 142° 51.6"
震源の深さ	24km
規模	モーメントマグニチュード 9.0
周辺の震度	震度 6 弱（釜石市）
来襲津波への対応	3 月 11 日 14 時 49 分：大津波警報発表 3 月 12 日 20 時 20 分：津波警報に切替 3 月 13 日 07 時 30 分：津波注意報に切替 3 月 13 日 17 時 58 分：津波注意報解除
津波の最大波（観測値）	大船渡：8.0m 以上（15 時 18 分） 釜石：4.2m 以上（15 時 21 分） 久慈：8.6m 以上（15 時 21 分） 宮古：8.5m 以上（15 時 26 分）
大槌町での浸水面積	約 4km ² （住宅地・市街地面積の 52%）
津波浸水高	吉里吉里：16.1m 吉里吉里漁港東側：22.2m 赤浜：12.9m 安渡：13.7m 新港町：12.7m 大槌町役場付近：10.7m 浪板（※津波遡上高）：19.1m

出典：気象庁（地震の概要・津波最大波）、国土地理院（津波浸水高・浸水面積）

津波被害の概要を表 2-2 に示す。建物被害は住家建物の 3,717 棟が全壊もしくは半壊しており、海岸線に近い地域ほど被害の程度が大きかった（図 2-2）。吉里吉里地区での被災者率は町全体平均を下回っているが、死者・行方不明者は 100 名に達している（表 2-3）。建物被害は津波遡上境界付近で半壊もしくは被害無となっている地域もあるが、ほとんどが流出もしくは全壊している（図 2-3）。

表 2-2 津波による大槌町被害の概要

人的被害	死者・行方不明者：1,307 人（平成 23 年 11 月 30 日現在）
家屋被害	全壊・半壊：3,717 棟（平成 23 年 9 月 28 日現在） 一部損壊：161 棟（平成 23 年 9 月 28 日現在）
産業被害	15,059,519 千円
公共施設被害	61,691,238 千円

出典：大槌町総務部

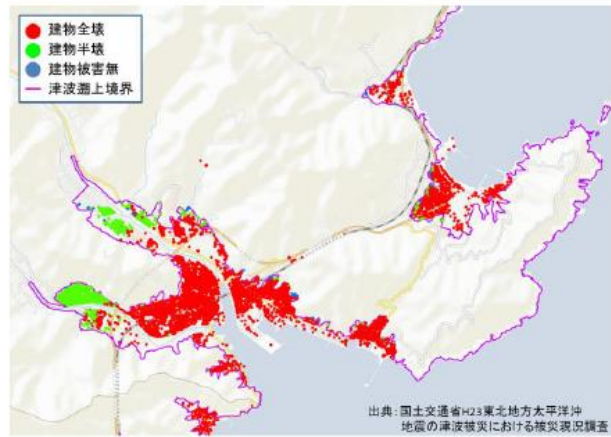


図 2-2 津波による被害建物の分布と破壊区分（大槌町全体）

表 2-3 地域別の死亡者および行方不明者数（※関連死を除く）

地域名	人口(人)	身元判明者(人)	行方不明者(人)	死亡者数(人)	死亡者率(%)
町方	4,483	329	279	608	13.6
桜木町・花輪田	1,421	28	2	30	2.1
小枕・伸松	272	24	12	36	13.2
沢山・源水・大ヶ口	3,104	103	14	117	3.8
安渡	1,953	150	49	199	10.2
赤浜	938	57	36	39	9.9
吉里吉里	2,475	74	23	97	3.9
浪板	404	15	10	25	6.2
小鎚	499	24	3	27	5.4
金沢	509	1	1	2	0.4
合計	16,058	805	429	1,234	7.7

出典：大槌町民生部町民課（平成 26 年 4 月 1 日現在）

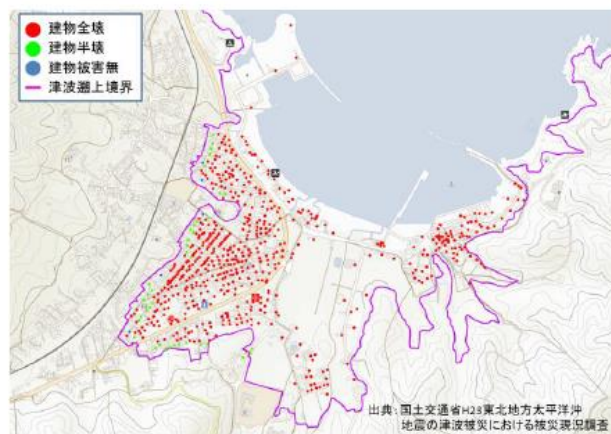


図 2-3 津波による被害建物の分布と破壊区分（吉里吉里地区）

(2) 「大槌町復興計画」における吉里吉里地区の将来像

3.11 の検証結果・教訓を踏まえつつも、今後の防災計画を検討する前提条件としては、吉里吉里地区の復興後の土地利用や建物環境を想定しておく必要がある。以下では「大槌町復興計画」における吉里吉里地区の復興まちづくりの将来像や考え方を記載する。

①大槌町のまちの将来像

海に見えるつい散歩したくなるこだわりのある「美しいまち」

②大槌町の復興まちづくりの基本的な考え方

●津波防災の基本的考え方

「避難する、避難できる」を基本とし、津波による犠牲者を一人も出さない「津波被害に強い安全・安心なまちづくり」を目指します。仮に被災しても人命が失われず被害を最小化する「減災」の考え方とし、①防災教育の推進や防災体制の強化、②防潮堤など海岸保全施設の整備推進、避難路や避難施設等の整備、高台移転や土地の嵩上げ、③住居等の建築制限など土地利用規制等を組み合わせた「多重防災型まちづくり」を取組の基本とします。

●土地利用の基本的考え方

高台移転を基本とします。この場合、高台等ですべての宅地等の確保は困難であることから、今回の津波浸水範囲に盛土するなどによって安全度を高めた宅地等を確保します。また、早期の生活再建を促進するため、公営住宅の建設を優先的に進めます。

●交通体系の基本的考え方

高規格道路として整備される三陸縦貫道が、国道 45 号が被災した場合の代替ルートとしての機能が確保されるようにします。また、防災拠点機能を有する町の中心部と町内各地域を結ぶ幹線道路について災害時の代替性を持つ交通ネットワークとして整備します。

③吉里吉里地区の復興まちづくりの方針

●基本的考え方

・砂浜の広がる海と漁港やフィッシャリーナ、それらに面し低地から斜面地へと広がる集落という魅力的な地の利を活かし、住民も来訪者も海とのつながりを感じることの出来る美しい吉里吉里地域を再生します。

・昭和三陸津波後に住民の手による復興計画で生まれたまちの中心を残しながら、居住エリアを山側へ移動し、安全でかつコミュニティを維持できる集落に再編します。

●復興方針

・被災前のまちの中心部を残すために、国道 45 号の内側に幹線道路を配置し、その山側を盛土することで、商業系を含む居住エリアを構築します。また、新たに吉里吉里中学校周辺、西側の国道 45 号沿い、吉里吉里四丁目等を移転候補地として検討し、宅地および災害公営住宅を整備します。

- ・日常的な利用が見込まれる場所を選び、新たに JR 山田線を越えて高台へ移動できる避難路や、地域の高台へと繋がる避難路を複数確保するとともに、合わせて既存道路網の拡幅整備を検討します。
- ・低地部の危険な区域には居住しないこととし、緑地や公園、観光施設等を配置します。
- ・当地域の重要な観光資源である砂浜を再生するとともに、海と集落の境界部分に砂浜と集落が一体的に感じられる空間整備を行うことで、災害発生時に海岸利用者が速やかに避難できると同時に、海とのつながりを感じられる魅力的な場所を創出します。
- ・漁港および必要な関連施設を早期に整備します。

●復興まちづくりのイメージ

吉里吉里地区では、防災集団移転促進事業による 6 カ所の住宅団地造成と、都市再生区画整理事業による中心部を嵩上げた宅地造成が計画されている。区画整理区域には、「海の広場」・「まちの広場」・「海への軸」を配置するなど、新たなまちと海とが連続する一体的な空間づくりが行われ、防潮堤の建設や避難路の計画も含まれている。(図 2-4、図 2-5)。



図 2-4 吉里吉里地区復興計画案（平成 25 年 8 月 27 日現在）

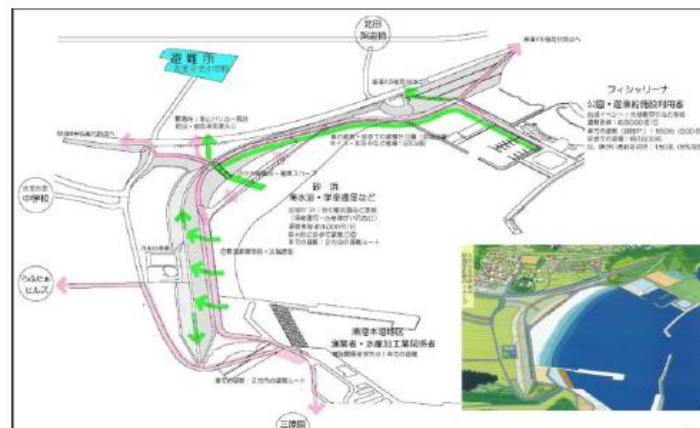


図 2-5 吉里吉里漁港海岸防潮堤イメージおよび避難路構想図（平成 25 年 8 月 27 日現在）

3. 検討の経過

2013年3月、吉里吉里地区の町内会、復興まちづくり懇談会、消防団、教育機関などが中心となって、吉里吉里地区自主防災計画策定検討会を発足した。この検討会の趣旨は、東日本大震災の教訓を受けて、津波被害の検証や地域防災に関する学習を通じた、住民主体による自主防災計画づくりを進めていくことである。

吉里吉里地区津波防災計画は、前述の目的および前提条件を踏まえ、検討会の発足と同時期に行われた今次津波における避難行動調査（岩手大学教育学部麦倉研究室実施）の結果を組み入れながら、計8回の検討会で話し合われた内容を取りまとめている。なお、検討会の議事録は資料編第1章に収録する。

第1回検討会（2013年3月17日）では、はじめに検討会（勉強会）の発足として、自然災害の略史と岩手県における災害対策、この先の防災に対する考え方について学習し、吉里吉里地区における防災上の特徴を確認した。その後、関係者の紹介が行われ、計画づくりの基本方針や内容、今後の展望について検討した。

第2回検討会（2013年5月31日）では、被災状況と避難行動の検証をテーマに、住民主体で防災計画づくりに取り組む意義と課題について学習した後、3.11の記憶と行動に関して話し合った。グループ討議では1～4丁目までの町内会ごとに分かれて、東日本大震災に関する住民同士の情報共有を図るとともに、そこから浮かび上がった地域防災上の教訓について検討した。

第3回検討会（2013年8月3日）では、地区における災害避難の課題と対応をテーマに、津波の知識や被害のメカニズムなどについて学習した後、吉里吉里地区における津波避難のあり方を話し合った。地域防災力の強化に向けた課題が挙げられ、自主防災組織とその防災計画づくりを中心とした取り組みの方向性について検討した。また、予防期・初動期・避難生活期の行動ルールが、検討会の当面の課題として確認されました。

第4回検討会（2013年9月29日）では、地域防災に向けた地域住民による取り組みをテーマに、津波被害の地域特性と避難方法、避難行動の流れと影響要因について学習した後、地域防災のために住民自身ができることを話し合った。災害対策基本法の改正を受けて、検討会で話し合われたことの実効性を高めること、また、「自助」を避難の基盤にすることについて検討した。町政側からの参加者もあり、住民と行政との協働について触れる機会にもなった。

第5回検討会（2013年11月24日）では、自主防災計画づくりに向けた図上訓練を実施した。これまでの検討会で上げられた課題や対策を踏まえ、実際に災害が起きたときの行動について、DIG（ディザスター・イマジネーション・ゲーム、ディグ）とMM（マップ・マヌーバー）の2手法を組み合わせて検討した。DIGにより災害に対する地域特性について、土地的な条件と人的な条件を把握し、続けてMMで時間経過を踏まえた避難行動のシミュレーションを行い、局所的・全体的な課題を検証した。

第6回検討会（2014年1月26日）では、第1回～第5回までの成果を取りまとめて作

成した自主防災計画（案）（たたき台）について、地区住民への概要説明があった後、計画案の内容を項目ごとに点検した。吉里吉里地区の地域特性に適したものになっているか、避難の心構えとして地区住民が共有できる指針になっているか検討した。また、今回は消防団からの希望により、公助および共助の性格を持つ消防団は単独のグループをつくり、グループ討議を進めることとなった。地域内での協力体制を構築していくため、この検討会のなかで一緒に話し合っていく兆しが窺える回となった。

第7回検討会（2014年3月17日）では、第6回で出された意見を受けて修正した自主防災計画（案）について地区住民への報告があった後、改めて計画案の内容を点検した。津波による被害を受けた1～3丁目のグループと、浸水しなかった4丁目グループに分かれて、それぞれ自主防災に取り組むための基本方針と、避難行動の各課題に対する具体的な対策について話し合った。

第8回検討会（2014年5月23日）では、第7回で2つのグループが各々話し合った内容を照らし合わせて、吉里吉里地区全体での共有を目指す自主防災計画（案）として取りまとめた。最後に、参加者がこれまでの経緯を振り返りながら感想を述べ合い、検討会を継続していくことの必要性について確認された。

今回作成した計画案は、住民一人ひとりが備えておく津波避難の指針・心構えとして、それぞれの家庭、事業所、学校などで検討を加えてもらうための、基本方針として位置づけられる。この先、自分達の避難行動ルールを考え、計画に価値を与えていくことが大切となる。このことについて、第8回の検討会では参加者たちによる意思の共有が窺われた。

今後は、本計画案を精査し「吉里吉里地区自主防災計画」として策定することを第一目標に、引き続き検討会を開催する予定である。また、避難所運営、要援護者の避難支援、自動車避難のルール、防災訓練、まちづくりとの関連性など、さらなる検討課題を踏まえて改善を加える。なお、現在は住民有志で進めている検討会を継続しつつ、復興後のコミュニティに応じた自主防災組織へと移行させていくこと、また、共助による避難ルールへと発展していくことについて、その可否を含めて話し合いを深めることが課題である。



写真 3-1 検討会の会場となった小学校（左）と公民館（右）

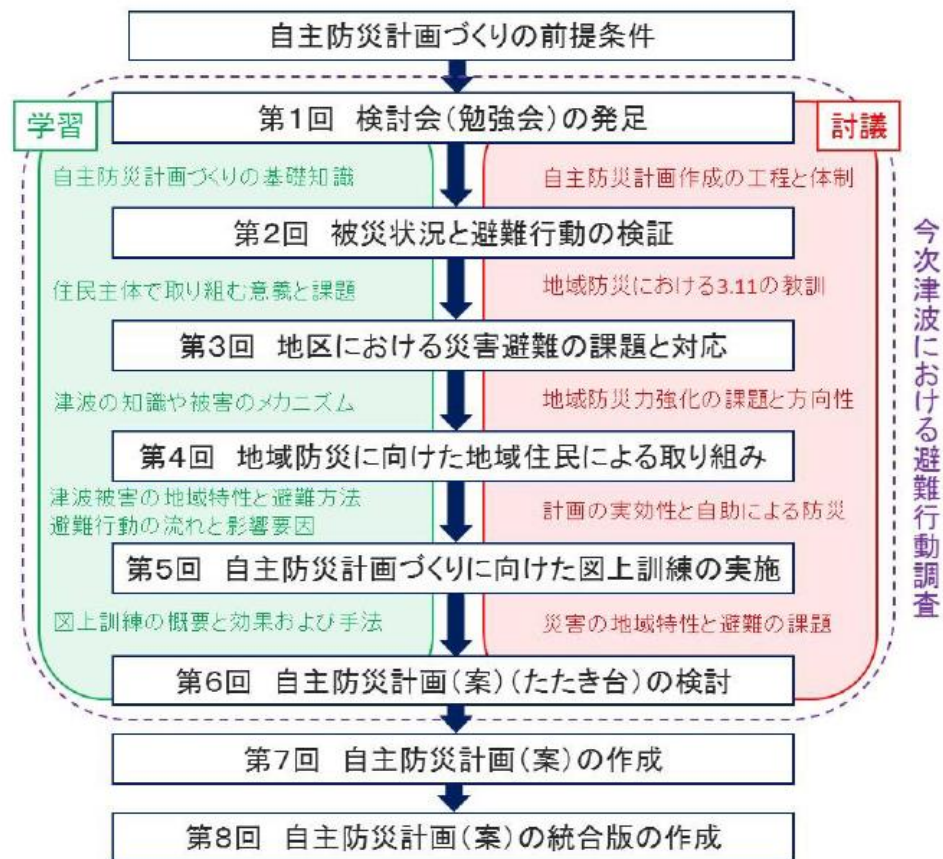


図 3-1 検討会の流れ



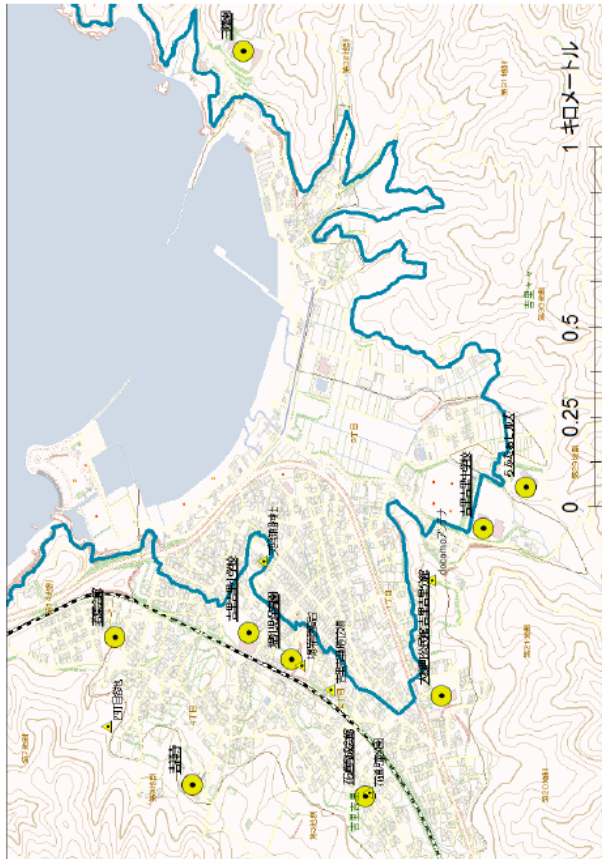
写真 3-2 検討会の様子

4. 避難の指針・心構え

■ 大原則

「避難すること」「自分の命を守ること」を最優先に考える

■ 避難マップ：避難場所・避難所（避難施設）



■ 中原則

1. 避難をする前後のこと

- (1) 普段から避難に必要なものを用意しておく
- (2) 身の安全を確保する
- (3) 避難の準備をする

2. 避難のきっかけ

次のようなきっかけにより自分の判断で避難する

- (1) 地震が起きた

- (2) 地震により停電した
 - (3) 防災無線や広報およびテレビ・ラジオなどで災害の情報を得た
3. 避難する場所
- (1) 普段から避難場所・避難所および避難路を確認しておく
 - (2) 地震のときにいた所在地から近くて高いところへ避難する
 - (3) 避難場所に着いたあとでも安心せずさらに避難することを考える
 - (4) 他の災害の危険がある場合は、状況に応じて安全な場所に避難する

4. 避難環境の整備

- (1) 避難場所・避難所および避難路の維持・管理に協力する
- (2) 被災時に避難所が孤立しないよう連絡体制を整備しておく

5. 避難ルールづくり

- (1) 基本はひとりで避難する（てんでんこ）
- (2) 家族・職場・近隣地域等で避難のルールを決めておく

6. 避難の方法・手段

- (1) 徒歩による避難を基本とする
- (2) 徒歩で避難することが困難な場合、車イス・リアカー等で避難する備えをしておく
- (3) やむをえないときは自動車を利用して避難する

7. 避難の支援

- (1) 家族での対応を基本とする
- (2) 避難しながら周辺の人々にも避難を呼びかける
- (3) 歩行制約のある人には早めの避難をうながす
- (4) 自分自身の安全を確保できる範囲で避難の支援を行う
- (5) 支援できることを住民同士であらかじめ話し合っておく